

中高一貫教育制度に関する 主な意見等の整理

平成23年7月

中央教育審議会初等中等教育分科会
学校段階間の連携・接続等に関する作業部会

<目 次>

○中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理	1
1. 総論	1
制度導入時の背景・考え方	
中高一貫教育の現状	
各学校等において中高一貫教育を導入したねらい	
各学校等において中高一貫教育を導入したことによる成果	
各学校等における中高一貫教育実施に当たっての課題	
2. 特色ある教育の展開について	7
3. 教育課程の特例の活用状況とその拡充の必要性について	9
教育課程の特例の内容	
教育課程の特例の活用状況	
教育課程の特例を活用した結果	
教育課程の特例の活用にあたっての課題	
4. 学力差やいわゆる「中だるみ」への懸念と学習意欲の向上を図る取組について	12
5. 入学者選抜の在り方と高等学校段階に進む時点での配慮について	14
公立学校（中等教育学校・併設型中学校）における入学者選抜の在り方について	
公立学校（連携型高等学校）における入学者選抜の在り方について	
高等学校段階に進む時点での入退学等の配慮について	
6. 心身発達の差異や人間関係の固定化を踏まえた異年齢集団の活動について	18
7. 中高間の教職員の配置・交流と教職員の負担への対応について	20
8. その他の論点	22
各地域における中高一貫教育校の整備	
地域への影響	
連携型中高一貫教育校	
9. まとめ	24
○中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理（概要）	25
○意見の整理を行う上での参考資料	29
○データ等関係資料	47
・中高一貫教育の現状等について	47
・中高一貫教育に関する実態調査（結果）	51
○学校段階間の連携・接続等に関する作業部会関係資料	91
・学校段階間の連携・接続等に関する作業部会の設置について	91
・学校段階間の連携・接続等に関する教育振興基本計画等の記述について	92
・学校段階間の連携・接続等に関する作業部会 審議の経過	93
・学校段階間の連携・接続等に関する作業部会 委員名簿	94

中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理

平成23年7月

中央教育審議会初等中等教育分科会
学校段階間の連携・接続等に関する作業部会

5

1. 総論

10 <制度導入時の背景・考え方>

- 中高一貫教育制度は、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成9年6月中央教育審議会第2次答申。以下「平成9年答申」という。）においてその基本的な考え方や制度の骨格が示された。

- 15 ○ 平成9年答申においては、昭和46年の中央教育審議会答申以来の幅広い検討を念頭に、中高一貫教育が、私立の中・高等学校を中心に、實際上相当の広がりを持って行われていた現状も踏まえつつ、その導入についての検討がなされた。その結果として、心身の成長や変化の著しい多感な時期にある中等教育において、一人一人の能力・適性に
20 応じた教育を進めるため、中学校教育と高等学校教育を6年間一貫して行うことについて、考えられるその利点や問題点を挙げつつ、大きな幾つかの利点を持つ中高一貫教育を享受する機会を、子どもたちにより広く提供することが望ましく、中高一貫教育を導入することが適当であるとの結論に達した。一方で、中高一貫ではない中学校・高等学校の利点や意義も確認し、その上で、子どもたちや保護者の選択の幅を広げる観点、さらには、地方公共団体や学校法人などの学校設置者が自らの創意工夫によって特色ある
25 教育を展開する観点から、その中等教育における選択肢としての意義を提言した。

- この平成9年答申における提言を踏まえ、子どもたちや保護者などの選択の幅を広げ、学校制度の複線化構造を進める観点から、中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造
30 性を伸ばすことを目的として、中高一貫教育制度が平成11年度から選択的に導入された。

21世紀を展望した我が国の教育の在り方について<要約>

(平成9年6月 中央教育審議会第2次答申)

35 第3章 中高一貫教育

(中高一貫教育の意義と選択的導入)

- 中高一貫教育には、様々な利点があるが、特に、「ゆとり」ある学校生活を送ることを可能にするということの意義は大（子どもたちは、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて、豊かな学習をし、個性や創造性を伸ばすことがより可能に。その中で、じっくり
40 学ぶことを希望する子どもへの十分な指導がより可能に）。このため、中高一貫教育を享受する機会をより広く提供していくことが適当。

<利点>

- ① 高等学校入学者選抜の影響を受けずに「ゆとり」のある安定的な学校生活を送れること
 - ② 6年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき効果的な一貫した教育が可能
 - ③ 6年間にわたり生徒を継続的に把握することにより生徒の個性を伸ばしたり、優れた才能の発見がよりできること
 - ④ 中学校1年生から高校3年生までの異年齢集団による活動が行えることにより、社会性や豊かな人間性をより育成できること
- なお、中高一貫教育には様々な利点がある一方で、留意すべき点もあり、それらに適切に対処していくことが必要。

<留意すべき点とそれらへの対処に関する考え方>

- ① 受験競争の低年齢化につながるものがないよう、公立学校では学力試験を行わない等、入学者を定める方法などについて適切な配慮が必要
 - ② 受験準備に偏した教育が行われるものがないよう、普通科タイプの場合には特に配慮が必要
 - ③ 心身発達の差異の大きい生徒を対象に円滑な学校運営を行うよう、日常の指導や学校運営に当たって、教員が緊密に連携し、きめ細かに配慮していくことが必要
 - ④ 生徒集団が長期間同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じることのないよう、「ゆとり」の中で、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて豊かな学習を行えるようにすることが必要
 - ⑤ また、途中で転学を希望する生徒に対して十分に配慮していくことが必要
- 中高一貫教育の導入に当たっては、子どもたちや保護者などの選択の幅を広げ、学校制度の複線化構造を進める観点から、中高一貫教育の選択的導入を行うことが適当（従来の中学校・高等学校に区分された中等教育も大きな利点や意義を持っており、中高一貫教育の利点と問題点の軽重を総合的に判断するのは子どもたちや保護者）。
- 中高一貫教育の選択的導入は、地方公共団体や学校法人などの学校設置者が、自らの創意工夫によって特色ある教育を展開する裁量の範囲を拡大することに資する。

(中高一貫教育の導入の具体的な在り方)

- 中高一貫教育の具体的な在り方については、学校設置者の主体的な判断を尊重することが適当。国の役割は、そのための制度上の隘路を取り除くことを含めて、制度改革を行うこと。
- 中高一貫教育の実施形態については、次のような類型が考えられ、中高一貫教育の円滑な導入を図るためには、学校設置者がそのいずれも選択できるよう、所要の制度改革を行うことが必要。
 - ① 同一の設置者が中学校・高等学校を併設する
 - (a) 独立した中学校・高等学校を併設
 - (b) 一つの6年制の学校（いわゆる6年制中等学校）として設置・運営
 - ② 市町村立中学校と都道府県立高等学校を連携する
- 教育内容については、「ゆとり」の中で子どもたちの個性や創造性を大いに伸ばしていくものとすべき。その類型としては、普通科タイプ、総合学科タイプ、専門学科タイプなどが考えられ、そのいずれを採るかは学校設置者の選択に委ねていくべき。ただし、普通科タイプの場合は、受験準備に偏した教育を行わないよう強く要請。
- 中高一貫校においては、特色ある教育を提供していくことが望まれるが、例えば、次のような特色を6年間の一貫した軸に据えて教育活動を展開していくことが有意義。

- ① 体験学習を重視する学校
(ボランティア体験、社会体験、勤労体験、自然体験などを積極的に導入)
- ② 地域に関する学習を重視する学校
(地域の歴史や文化、自然、産業を活かした指導内容、地域の人材の活用など)
- 5 ③ 国際化に対応する教育を重視する学校
(コミュニケーション能力の育成、国際交流活動や国際理解教育の推進など)
- ④ 情報化に対応する教育を重視する学校
(インターネット等の活用、情報リテラシーや情報モラルの育成など)
- ⑤ 環境に関する学習を重視する学校
10 (自然体験活動の充実、環境や自然を大切にする心の育成など)
- ⑥ 伝統文化等の継承のための教育を重視する学校
(伝統工芸や伝統産業の技術の伝承、伝統技能の技の伝授、後継者の養成など)
- ⑦ じっくり学びたい子どもたちの希望に応える学校
15 (個別のきめ細かな教育計画を立て子どもたちを指導。学習のつまずきを的確に把握し、基礎・基本を確実に学ばせ、じっくりと問題を克服)
- 入学者を定める方法については、受験競争の低年齢化を招くことのないような適切な配慮が必要。特に、地方公共団体が設置する学校にあっては、学力試験を行わず、学校の個性や特色に応じて、抽選、面接、推薦等の多様な方法を適切に組み合わせることが適当。また、現在、学力試験を偏重する選抜や小学校教育の趣旨を逸脱した出題を行っている一部の国私立中学校に対しては、改善を要請。
- 高等学校段階に進む時点での入退学等についての配慮が必要(進路変更を希望する生徒の他の高校への進学への配慮、高校段階での入学をある程度の数認めること、6年制の学校の第3年次修了者を中学校卒業者と同等に扱うことなど)。
- 20

25 <中高一貫教育の現状>

- 中高一貫教育校には、一つの学校として6年間一体的に中高一貫教育を行う「中等教育学校」、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する「併設型」、及び、市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中
30 高一貫教育を実施する「連携型」の3つの設置形態がある。
- 中高一貫教育を行う学校は制度導入以降着実に増加しており、平成22年4月現在、402校を数えるまでになっている。その内訳は、設置形態別では中等教育学校が48校、併設型が273校、連携型が81校と併設型が最も多く、設置者別では国立が5校、
35 公立が176校、私立が221校と私立が最も多くなっている。全ての都道府県において何らかの形で中高一貫教育校が設置されているものの、その設置状況は都道府県により大きく異なっている。
- 中高一貫教育校については、制度導入当初、当時の政府として500校程度整備する
40 という目標があった。これは、平成11年当時、生徒や保護者が中高一貫教育校への進学を望む場合に実質的に選択できるようにする観点から、当面、高等学校の通学範囲に

少なくとも1校は整備する、との考え方によった^{*1}。この目標が達成されていない要因としては、少子化の進展により、公立の高等学校数が逡減傾向（平成11年度の4,149校に対し、平成22年度は3,808校。^{*2}）にある中で、公立中高一貫教育校の整備が進んでいない地域があることが考えられる。また、すでに實際上中高一貫教育を行っていた私立学校において、制度上でも中高一貫教育校として位置づけるために学則変更を行うメリットが乏しいこと、あるいは、学則変更の届出手続きが煩雑であると受けとめられている地域があることが考えられる。

○ 中高一貫教育制度においては、各学校が計画的・継続的に教育課程を編成し、それぞれ特色ある教育活動を展開することができるよう、教育課程の基準の特例が設けられている。

<各学校等において中高一貫教育を導入したねらい>

15 【実態調査^{*3}結果】

- ・ 国公私ともに、「6年間の計画的・継続的な教育活動を展開」することをねらいとする学校が約8割を超える。
- ・ 公立では、「学力の定着・向上」、「生徒を継続的に把握すること」をねらう学校の割合が高い。
- 20 ・ 国公立では、「異年齢集団による活動」をねらいとする学校が約6割あるが、私立では3割にとどまる。
- ・ 公立の設置者である教育委員会においては、設置理由として「中等教育の多様化・複線化」や「生徒・保護者の選択肢の拡大」が多く挙げられている。

25 <各学校等において中高一貫教育を導入したことによる成果>

30 【実態調査結果】

- ・ 国立では「異年齢集団による生徒の育成」や「保護者の満足度」についての評価が高い。
- ・ 公立では、「異年齢集団による生徒の育成」、「学力の定着・向上」や「教職員の意識改革・指導力の向上」に成果があったとする学校が過半数。
- 35 ・ 私立では、「学力の定着・向上」が高評価であるほか、「進路希望の達成」、「教育活動全体のゆとり」に成果があったとする学校が過半数。
- ・ 公立の設置者である教育委員会においては、設置の成果として「中等教育の多様化・複線化」や「生徒・保護者の選択肢の拡大」が多く挙げられている。

<各学校等における中高一貫教育実施に当たっての課題>

【実態調査結果】

*1 「生活空間倍増プラン」（平成11年1月29日閣議決定）及び「教育改革プログラム」（平成11年9月21日文部省）
*2 「学校基本調査」（文部科学省）。いずれも中等教育学校を含む。
*3 「中高一貫教育に関する実態調査」（平成22年3月実施）をいう。以下同じ。

- ・ 公私立では、「生徒間の学力差（個に応じた指導法の確立）」、「高校入試がない（又は簡便な入試）ため学習意欲の向上」を課題とする学校の割合が最も高い。公立の設置者である教育委員会においても、同様の課題意識が過半数。
- ・ 国公立の半数以上の学校が「教職員の負担増」を課題としている。

5

<クロス分析>

【実態調査結果】

<学力の定着・向上>

- 10
- ・ 公立・私立とも多くの学校が学力の定着・向上をねらいの一つとして中高一貫教育を導入し、成果を上げている反面、生徒間の学力差に苦慮している。

<異年齢集団による活動>

- ・ 中高一貫教育を導入した結果、当初ねらいとしていた学校よりも多くの学校で異年齢交流による生徒の育成に成果があったとしており、学校運営が困難とする学校は少ない。

15

<教員の意識改革・指導力の向上>

- ・ 中高一貫教育を導入した結果、当初ねらいとしていた学校よりも多くの学校で教職員の意識改革・指導力の向上に成果があったとしているが、反面、特に国公立の学校では、教員の負担増について、多くの学校が課題としている。
 - ・ 各設置形態とも成果を上げているが、特に中等教育学校と連携型において、教員の負担増が著しい。中等教育学校においては、前期課程・後期課程双方の教材研究の必要性、連携型においては、連携校が遠距離にあり移動等に時間的余裕がない等の地理的理由などが一因と推察される。
- 20

- 25
- 各学校等において中高一貫教育を導入したねらいやその成果と、中高一貫教育実施に当たっての課題を設置者（国公立）別、設置形態別に見ると、そのそれぞれにおいて上記のとおり一定の特徴が見られる。

- 30
- 平成9年答申の理念に基づき、特色ある教育の展開や異年齢の生徒間の協力活動など具体的な成果が上がっている学校が見られる。その反面、例えば受験産業において公立中高一貫教育校対策が講じられているといった指摘など、平成9年答申において示された懸念が現実になっていたり、教職員の負担感の増加など、平成9年答申には示されていない論点が課題として挙がったりしているなどの現状も見られる。

- 35
- また、制度創設後の約10年間においては、教育基本法、学校教育法が改正され、各学校段階の学習指導要領が改訂されるなど、中高一貫教育制度以外にも、初等中等教育をめぐる議論が活発に行われてきた。平成24年度には中学校で全面実施され、高等学校においても平成25年度入学生から年次進行で全面実施される新学習指導要領では、改正教育基本法や学校教育法の規定は、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視するとともに、学力の重要な要素は、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度、であることを示しているとの解釈
- 40
- に立ち、「生きる力」の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判

断力・表現力等の育成のバランスに配慮した改訂がなされている^{*1}。

- 他方、従来、子どもの教育を受ける権利を保障するため、全国的な教育の機会均等を
図ることを最重要の役割としてきた公立学校においても、過度の画一化から生まれた弊
5 害に対する反省から、国のナショナル・ミニマムを踏まえつつ地域・保護者の意向に応
じた地域や学校の教育目標・方針づくりを行い、それに向けた特色ある学校教育活動を
展開するようになってきている。

- このような状況を踏まえながら、本作業部会では、平成9年答申において示された論
10 点等に沿って、以下のとおり、具体的にその成果と課題を実態に即して検証するととも
に、改善方策等について検討を行った。

*1 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月17日中央教育審議会答申）

2. 特色ある教育の展開について

【実態調査結果】

- 5
- ・ 全ての国立中高一貫教育校において「生徒一人一人の個性・創造性の伸長」を特色としているほか、公立・私立とも特色と据える学校が多い。
 - ・ 「学習・進路指導」に関することは国公私立を問わず重要視されており、特に「学力・学習意欲の向上」を重視する学校の割合はいずれも70%を超える。生徒や保護者のニーズ、公立においては地域のニーズにも応えている結果と推察される。
- 10
- ・ 国立・私立においては、約6割の学校が「教育課程をより効率的・効果的に行う」ことを重視している。公立において割合が低いのは、特例の活用が難しい連携型が多いことに起因していると考えられる。中等教育学校と併設型に限定すれば50%を超える。
 - ・ 国私立では、「国際化に対応するための教育」を重視する学校が多い。
 - ・ 公立では「体験学習を重視」、「地域の特性を重視」を挙げる学校の割合が高い。地域との連携が多いのは、連携型のほとんどが公立であることにも起因。
- 15
- ・ 逆に、「情報化」、「環境」、「伝統文化」等を重視する学校は、公立、私立とも低調。
 - ・ 公立について設置形態ごとに見ると、中等教育学校・併設型では、「学力・学習意欲の向上を重視」しているが、連携型では、「地域との連携を生かした教育の重視」、「地域の特性を重視」している学校の割合が高い。

20

- 平成9年答申においては、中高一貫教育校では特色ある教育を提供することが望まれるとして、有意義な教育活動の特色の類型が例示されている。
- 実態としては、多くの中高一貫教育校で、特色ある教育が行われている。中でも、海外留学や国際バカロレア認定校の取組など国際化に対応するための教育や、体験活動・地域の特性を重視するとする学校が多く見られる。
- このほか、中高一貫教育校からは、特に高校入試がないこと等による時間的余裕を活用して、安心して自分の好きなこと、意欲的な活動に取り組んだり、挑戦できたりする、また、進路実現に向けて意欲的に取り組めるといった長所が高く評価されている。
- 加えて、高校生との交流を通じて「自分なるべき姿」を見いだしたり、読書活動を通じて高校段階の本に触れたりするといった経験が、中学生にとって、知的好奇心や学習意欲の向上につながっているほか、高校生のリーダーシップの育成につながるといった効果もある。
- 中高一貫教育校の学習満足度や特色ある教育、探求心を育てる教育などについては、生徒側からも高い評価を得ており、「企画・創造力」や「思考・探求力」といった観点で、他の一般的な同世代の者に比して高い効力を得たと自己評価されている。一方、詰め込み教育のようなものを受けたとの認識は少ない。
- これらを総合すると、中高一貫教育校における教育では、例えば、単に難関大学への

進学といったようなことのためではなく、平成9年答申において示されているように、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて、豊かな学習をし、個性や創造性を伸ばすといった考え方が、制度創設後10年を経た現在、一定程度達成されているとすることができる。

5

- このような現状を踏まえつつ、今後とも、各学校がその特色を活かした教育活動を展開していくことが望まれる。中高一貫教育校の最も良い点は6年間という長いスパンで一貫した教育を行うことが可能であることにあり、目的意識を6年間維持し続けることが課題であるとも言える。

10

- そのためには、まず、目指す学校像や生徒像を明確にして目標を共有し、その目標を達成するために教育活動に特色を持たせていく、さらに、そういった特色を積極的に広報していく、といった取組が特に必要である。

- 15 ○ 加えて、6年の間に海外へ留学することや国際バカロレア認定校としての取組等をはじめとして、中高一貫教育校で行われている特色ある教育活動を積極的に支援していくことが必要である。

- なお、現在、中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会において議論されているように、学校現場で起きている学校間の接続に起因する問題に十分対応できるようにするため、教員が隣接する学校種においても指導できる力量を、養成段階において身に付けることが必要となっていることから、例えば、中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を併せ、「中等教育免許状」とすることなどの是非について、今後検討を進めていくことが必要である*1。

*1 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（審議経過報告）（平成23年1月31日中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会）

3. 教育課程の特例の活用状況とその拡充の必要性について

<教育課程の特例の内容>

- 5 ○ 現行制度においては、中高一貫教育校においては、以下の教育課程の特例が設けられている。
- ① 中学校段階における選択教科による必修教科の代替（年間70単位時間内）
【規則別表第4備考第5号、中等・併設告示第1項第1号ロ、連携告示第1項第1号ロ^{*1}】
- 10 ② 中学校段階における各選択教科の授業時数の拡大^{*2}
【規則別表第4備考第5号、中等・併設告示第1項第1号イ、連携告示第1項第1号イ】
- ③ 普通科の高等学校段階における学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限（20単位→30単位まで）
【規則別表第4備考第5号、中等・併設告示第1項第2号、連携告示第1項第2号】
- 15 ④ 中学校段階及び高等学校段階における指導内容の移行^{*3}
- － 1 中学校段階と高等学校段階における指導内容の一部を相互に入れ替え
【規則別表第4備考第5号、中等・併設告示第1項第3号イ】
- － 2 中学校段階の指導内容の一部を高等学校段階へ移行
【規則別表第4備考第5号、中等・併設告示第1項第3号ロ】
- 20 ー 3 高等学校段階の指導内容の一部を中学校段階へ移行。この場合、高等学校段階で再度履修しないことができる。
【規則別表第4備考第5号、中等・併設告示第1項第3号ハ】

○ 平成9年答申においては、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねたりするなどゆとりある学校生活を送るとの中高一貫教育のねらいを達成する観点から、選択履修の拡大など教育課程の弾力化等の必要性が示されている。

○ この考え方に基づき、教育課程の大綱的な基準である学習指導要領においても、中等教育学校・併設型及び連携型のそれぞれにおいて、上記のとおり所要の特例が設けられている。

<教育課程の特例の活用状況>

【実態調査結果】

- 35 ・ 国立の中高一貫教育校では、中学校（前期課程）での選択教科による必修教科の代替、学校設定教科・科目に関する特例、中学校（前期課程）と高等学校（後期課程）の指導内容の一部入れ替えを活用する学校が多い。
- ・ 公立・私立では、高等学校（後期課程）から中学校（前期課程）への一部移行を行う学校が

*1 「規則」：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、「中等・併設告示」：中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成10年文部省告示第154号）、「連携告示」：連携型中学校及び連携形高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成16年文部科学省告示第61号）

*2 ②については、平成24年度からの新学習指導要領の実施により、選択教科の授業時数の定めがなくなることに伴い廃止される。

*3 ④については、中等教育学校、併設型中学校・高等学校のみ。

圧倒的に多い。中学校（前期課程）段階では、「選択教科の授業時間数の拡大」の特例が、「選択教科による必修教科の代替」の特例よりも多く活用されている。

- ・ 公立の連携型では、「学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限の拡大」の特例のみが活用されている。

5

<教育課程の特例を活用した成果>

【実態調査結果】

- ・ いずれの特例についても、「特色ある教育課程の編成が可能」を成果として挙げる学校が多い。
- ・ 中学校における取組としては、「選択教科の授業時間数の拡大」の特例が「選択教科による必修教科の代替」の特例よりも成果があったとする学校が多い。

10

<教育課程の特例の活用にあたっての課題>

【実態調査結果】

- ・ 国公立ともに、「6年間一貫した指導計画（シラバス）の作成」を課題とする学校が多い。（国立6割、公立約4割、私立約5割）
- ・ 国公立では、「教員数の確保、持ち時間数の増加」を課題とする学校の割合が私立に比べて高い。（国公立約4割、私立約2割）
- ・ 公立では、「中高の教員間での打合せ時間の確保」を課題とする学校の割合が国私立に比べて高い。（国立なし、公立約4割、私立約2割）
- ・ 私立では、「内進生と外進生との学力差」、「中高一貫教育用教材の研究・作成」を課題とする学校の割合が、国公立に比べて高い。
- ・ 国公立では、特例の活用にあたり、教員の確保や打合せ時間の確保など、物理的側面における課題があり、私立では、内進生と外進生との学力差、中高一貫教育用教材の研究・作成など、教務的側面における課題を有する傾向にあると考えられる。
- ・ 公立について設置形態ごとに見ると、例えば中等教育学校では「中高間の重複内容と積み上げ内容の整理が必要」、「6年間一貫した指導計画（シラバス）の作成」、「時間割の編成」を課題とする学校の割合が高い。

15

20

25

30

- 一方、現状として、教育課程の基準の特例については、中高一貫教育を行う上で一定の成果が認められるものの、その活用は一部の特例に限られ、決して十分とは言えない状況にある。

35

- 加えて、中学校の新学習指導要領が施行されることに伴い、「中学校段階の各選択教科の授業時数の拡大」の特例が廃止される。このことから、中高一貫教育校の教育課程の特徴が弱まることとなるとともに、学校が独自に設定できる時間数が縮小される中で、学校の教科学習面での特色をどのように工夫すべきかが難しいとの意見が出された。

40

- このような中、各学校の特色を活かした教育課程の編成をより柔軟に可能とする観点から、「高等学校段階における学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に

含めることのできる単位数の上限」について、更なる拡大を求める意見が多い。例えば、各教科・科目には位置づけられていない特色ある取組（例えば、福祉に関する教育や表現力を育む教育など）を、学校設定教科・科目として行うに当たって、その単位数の拡大は今後とも必要になる。

5

○ ついては、中高一貫教育校が今後とも特色ある教育を展開することを促すため、教育課程の特例について、更なる拡充を講じる必要がある。具体的には、中等教育学校、併設型、連携型のいずれにも認められている「高等学校段階における学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限」については、現
10 行制度では30単位まで認められているが、これを、高等学校における学校外学修や外国の高等学校へ留学した場合における単位認定の制度の例等にあわせて、36単位までとすることが考えられる。

○ また、中学校段階内において指導内容を他の学年へ移行し、かつ、その内容を本来の
15 学年で指導しないこと（例えば、第3学年の内容の一部を第2学年において指導し、その内容について第3学年で指導しないこと）の可否については、現在、必ずしも明文の規定がないが、中等教育学校及び併設型の中高一貫教育校においては、前述のとおり、そもそも高等学校段階の指導内容の一部を中学校段階に移行することが認められていることから、6年間の特色ある教育課程を編成するに当たって、中学校段階内においても、
20 各学年及び各教科の標準授業時数を確保しつつ、学年間において指導内容の一部を移行し、かつ、当該内容を本来の学年で指導しなくてもよいこととし、その旨を明確化することが考えられる。

○ 一方、他の設置形態に比して特例が少なく、その活用が難しい連携型においても、例
25 えば中高合同による6年間のシラバスの作成といった取組も見られる。連携型においても6年一貫のカリキュラムの作成は必要との意見も出され、連携型における特例についても、もっと柔軟なものにできないかとも考えられる。連携型は、一般の中学校と同様に就学指定を受けて中学校へ進学し、高等学校入学者選抜を受けて高等学校へ進学するというその性質上、中等教育学校や併設型に比べると、他の高等学校等へ進学する生徒
30 も多いことに留意しつつ、その特例の拡充について、今後検討が必要である。

○ なお、本作業部会における審議では、教科内容の中高の入替え等に伴う検定教科書の取扱いについての柔軟な運用（中高の別や学年を超えた使用、事前購入や継続使用等）を求める意見も出されたが、これについては、現行制度下で対応可能である。

4. 学力差やいわゆる「中だるみ」への懸念と学習意欲の向上を図る取組について

【実態調査結果】

5 <学力差や学習意欲の向上について>

- ・ 公立の6割超、私立の8割超が、「学力の定着、向上を図る」ことをねらいとして中高一貫教育を導入している。
- ・ 「学力の定着、向上」については、国立・公立・私立とも、導入のねらいとしていた学校数に近い数の学校で、成果があったとしている。
- 10 ・ 一方、「生徒間の学力差、個に応じた指導法の確立」に課題があるとする学校が多い。また、「高校入試がないため学習意欲の面で課題がある」として、課題を課したり別途試験を課したりするなどして対応している学校が多く見られる。
- ・ 公立の中高一貫教育校の設置者である教育委員会においても、多くは「中等教育の多様化・複線化」や「生徒・保護者の選択肢の拡大」を設置理由とし、設置したことの成果としてあげる一方で、生徒間の学力差や学習意欲の面を課題としている。

15

<中高間の交流授業について>

- ・ 国公立を問わず、多くの学校で、中学校・高等学校双方の教員による交流授業が行われている。
- ・ 交流授業による成果として、「高校教員の中学校教育に対する理解の深まり」、「6年間生徒を育てるという意識の共有」、「生徒の継続的な把握・理解」を挙げる学校が多い。一方、「学力の定着・向上」を挙げる学校は必ずしも多くない。
- ・ 交流授業実施に当たっての課題として、公立の6割以上の学校が「中高間の教員の打合せ時間の確保」、「時間割の編成」、「教材研究、指導方法の工夫」を挙げているほか、全ての国立の学校も「時間割の編成」、「教材研究、指導方法の工夫」を挙げている。

25 <いわゆる内進生と外進生への対応について>

- ・ 併設型中学校以外からの入学者を受け入れている併設型高等学校においては、「内進生、外進生を混合してクラスを編成」、「学年によっては混合してクラスを編成」、「内進生と外進生を分けてクラスを編成」する学校がそれぞれ一定数見られる。
- ・ 授業の進め方の点では、何らかの形で「進路別に分けて授業を行ったり補講を行ったりする」
- 30 学校の方が、「進路別に分けずに授業を行う」学校に比較して多い。

30

○ 平成9年答申においては、中高一貫教育の利点として、高等学校入学者選抜の影響を受けずにゆとりのある安定的な学校生活を送れること、6年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき効果的な一貫した教育が可能になること、生徒の個性を伸ばしたり、優れた才能の発見がよりできること等を挙げ、ゆとりある学校生活を送ることを可能にする

35

○ 一方、制度創設後10年を経た現在、多くの学校において、在校生・卒業生・教員ともに、特に「高校入試がない」等を理由として、生徒間の学力差、あるいは学習意欲の低下（いわゆる「中だるみ」）を課題として捉えるようになってきており、6年間の間に学力差や学習意欲の差が大きくなる中で、それらをいかに向上させるかが課題となっている。

40

- 中でも中学校段階と高等学校段階の接続に当たる時期において、学習意欲の向上の重要性が指摘されている。この点については、既に多くの学校で、この時期に色々な行事を取り入れたり、生徒へ課題や試験を課したりする等の取組が広く行われており、この
- 5 ような取組は引き続き有効であると考えられる。
- 加えて、学習意欲や学力の向上を図る上で、いわゆる内進生と外進生の交流の観点がある。すなわち、混合してクラス編成をする場合に、交流による人間性の涵養や学習意欲の向上が期待できる一方で教育課程の先取りは活用しづらい。一方、分けてクラス編
- 10 成する場合には、学力差には対応しやすいが、交流の面で課題が残る。この点は、多くの学校でジレンマがあるところでもある。
- 総じて、生徒の理想や目的意識・モチベーションを6年間にわたっていかに育ていくかが重要であり、それがうまく行かない場合に「中だるみ」が生じるが、学校を運営
- 15 する立場にある教員の側はこれを緊張感の少なさとして指導上の重要課題と捉える一方、生徒の側はゆとりや中だるみをむしろ自分を再構築する時期として積極的に評価する向きもある。「中だるみ」を単に学習意欲の低下ではなく、まさに中等教育の段階で迎える重要な思春期の心の葛藤や不安定さと捉えるべきとも考えられる。
- 20 ○ いずれにしても、中高一貫教育校は、高等学校へ進学する段階で試験がないことによって多様な生徒を受け入れることが可能になっている面もあり、中高一貫教育本来のゆとりのある安定的な学校生活を送る中で、6年間の計画的・継続的な教育を展開するという理念のもとで、生徒間の学力差や学習意欲の低下という課題との整合性をどのように考えていくかが重要な視点である。
- 25 ○ その際、そもそも何をもって学力とするのかを明確にすることも必要である。前述のとおり、「生きる力」の理念の下、学力の重要な要素が示されているが、基礎的・基本的な知識・技能のみならず思考力・判断力・表現力といった要素も併せて考える必要があることに留意することが必要である。

5. 入学者選抜の在り方と高等学校段階に進む時点での配慮について

【実態調査結果】

- 5 <入学者選抜における実施項目について（中等教育学校・併設型中学校）>
- ・ 国公立では、8割以上の学校が、「面接」、「小学校からの調査書・推薦書」、「適性検査」による選抜を実施している。
 - ・ 公立では、「作文」の実施率も75%と比較的高い。
 - ・ 公立では、8割の学校が「適性検査」を実施しており、中等教育学校で67%、併設型で87%

10 となっている。

 - ・ 私立では、ほぼ全ての学校において「学力検査」を実施しているが、「面接」の実施率は国公立に比べてやや低く、作文の実施率はかなり低い。
 - ・ 「抽選」を行っているのは公立のみ。
 - ・ 「実技検査」は、国公立のいずれにおいても低い。

15 。

 - ・ 中等教育学校は「作文」、「小学校からの調査書・推薦書」による選抜を実施している学校も多い。
- <入学者選抜における実施項目について（連携型高等学校）>
- ・ 連携型高等学校においては、ほぼ全ての学校で「面接」を行っている。
- <入学者選抜における倍率について>
- 20 。
- ・ 中学校段階における入試については、国立の平均倍率が公立・私立に比して高い傾向。公立と私立に大きな差はうかがえないが、併設型に関しては、私立の方が比較的低倍率の学校が多い。
 - ・ 一方、高等学校段階の入試では、私立の方が高倍率の学校が多い。
- <高等学校（後期課程）への進学状況>
- 25 。
- ・ 中学校卒業（前期課程修了）の高等学校への進学状況は、公立の連携型を除けば、併設・連携高校（後期課程）への進学が圧倒的に多いが、一部、本人や保護者の意思の下に「他の高等学校等に進学」する例が見られる。

- 中高一貫教育校への進学に際しては、小学校という早い段階での進路選択が必要になるが、生徒側への調査結果によると、自分の進路について保護者と話をする機会を得つつ、保護者ではなく自らが選択して進学したという傾向が高い。
- 30

【公立学校（中等教育学校・併設型中学校）における入学者選抜の在り方について】

- 平成9年答申や、制度導入時の法改正に際しての国会審議での附帯決議においては、
- 35 中高一貫教育導入に当たっての懸念として「受験エリート校化」や「受験競争の低年齢化」が示され、この点を踏まえて、公立学校（中等教育学校・併設型中学校）での入学者選抜においては「学力検査を行わない」こととされている*1。
- このため、現在、公立（中等教育学校・併設型中学校）の入学者選抜に当たっては、

*1 学校教育法施行規則第110条（中等教育学校）及び第117条（併設型）。

5 学校がその個性や特色に応じて、面接、作文、小学校からの調査書・推薦書を用いるなど、多様な方法を適切に組み合わせて入学者選抜を行っているが、その一環として、筆記の方式によって、生徒に求める思考力、判断力、表現力といった総合的な適性を測る、いわゆる「適性検査」が広く行われている。これは、多くの設置者において、実施しないこととされている「学力検査」の意味を、学校の各教科の内容に即した、受験に向けた反復訓練等により正答率を高めることが可能な知識・技能を測る検査であると捉え、これとは異なる資質等を測るものと位置づけて実施されているものと考えられる。

○ しかしながら、このような実態に対して、思考力、判断力、表現力といった概念こそ
10 学力の重要な要素であり、それを測る検査は、「学力検査」そのものではないかとの指摘や、実際に、受験産業において公立の中高一貫教育校の「適性検査」への対策が講じられ、それに取り組んでいる児童がおり、問題である等の指摘もあり、公立の中等教育学校、併設型の中学校における入学者選抜において、「学力検査」を行うことの是非が
15 改めて大きな課題となっている。この点について、各委員からは次のような意見が出された。

<「学力検査」の実施を許容する考え方>

- ・ 中高一貫教育校の在り方として、思考力、判断力、表現力や探求心のある生徒を受け入れて更に伸ばしていくことが基本であるが、これらのもととなる教科の内容に即
20 した知識・技能の習得も重要である。基礎的・基本的な知識・技能を十分に習得していない生徒について、入学者選抜の際にこの点を問わないで入学させたことが、生徒間の学力差を生じさせ、中高一貫教育校における教育のメリットを没却しかねないことから、「公立の入学者選抜において学力検査を行わない」とする点は改めるべき。
- ・ 少子化の進展や経済状況の悪化の中で、国際競争力を持ったリーダーを育成することは社会的な要請であることは論を待たない。多様な複線型の目標を設定していることが前提となっていて、学校の人材育成像やそのためのアドミッション・ポリシーが
25 明確にされていれば、公立学校においてもそれにふさわしい選抜方法は当然あって良いし、その人材育成像にふさわしい選抜方法において学力的な要素が必要であれば、学力を問うこととしてよいのではないか。
- ・ 教科の内容に即した知識・技能を活用することにより、現在の「適性検査」をより
30 深く生徒の能力・適性を測るものにすることができるとのではないか。

<「学力検査」の実施を許容しない考え方>

- ・ 公立学校においては、中高一貫教育を志向する以前に、義務教育としての小学校及
35 び中学校での学力保証を目指すべきであり、中学校段階で選抜を行って教育するのではなく、まずは小学校における各教科の内容の習得の程度を上げ、希望者についてはそれを問うことなく入学させることを目指すべきではないか。
- ・ 公立学校は、建学の精神に基づいて先駆的に中高一貫教育に取り組んできた私立学校が果たしてきた役割を考慮に入れた上で、私立学校とは異なる中高一貫教育の在り
40 方を目指すべきではないか。仮に教科に即した知識・技能を問うても良いこととした場合、合否の差異を明確につけるため、どうしても難問奇問が出やすいとか、一定時間の中で多くの問題を解くために相当訓練が必要であるといった問題が生じ、中高一

貫教育の理念と乖離するのではないか。

- ・ 学力を問うことについての生徒側への調査結果は、在校生は「どちらとも言えない」、卒業生は「賛成ではない」との意識が多数である。「学力検査」ではなく、現在行われている「適性検査」で良いのではないかと生徒たちの考え方が反映されていると考えられる。また、「適性検査」について、生徒は負担を感じていないとする調査結果があるが、中高一貫教育校の生徒を対象としたものであり、努力したものの結果として入学できなかった生徒は必ずしもそうではない可能性があるため、このことをもって「適性検査」の「学力検査」化による受験競争の低年齢化はしていないとまでは言えない。

○ これらの意見を踏まえると、公立学校（中等教育学校・併設型中学校）での入学者選抜における「学力検査」の在り方を考えるに当たっては、

- ・ 公立学校における教育の在り方として、義務教育段階から育成すべき生徒像を掲げて特色ある学校教育を実施するために、特定の資質・能力を有する生徒を選抜して入学させることの是非、
- ・ 入学者選抜の際に、学力の要素である、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度のうち、どのような点を対象として検査を行うのが適切か、について考慮する必要がある。

○ 公立の中等教育学校や併設型の中学校は、小・中学校の設置を義務付けられている市町村が、その義務の履行の一環として設置する学校ではなく、設置義務に基づいて設置される中学校に加えて、あくまで生徒や保護者の中等教育における「選択肢」を提供するものとして、設置者の判断により設置される学校である。

このため、多くの志願者があるような実態も踏まえると、公立学校や私立学校が置かれている環境などそれぞれの地域の状況も考慮に入れた上で、学校が、その目標や目指すべき人材育成像や、これに基づく教育内容・方法の特色に応じて、これに見合う資質・能力を有する生徒を見極めるための入学者選抜を行い、入学者を決定することは許容されてよいものとする。その際には、小学校教育において、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度をバランスよく育むべく教育活動が行われており、これを損なうことのないよう十分留意することが必要である。

なお、公立学校においてはより積極的に抽選を導入すべき、との指摘もあるが、抽選は生徒の資質・能力や努力と関係ないところで結果が決まり、生徒に不公平感や精神的ショックを与えるおそれがある点に留意する必要がある。

○ 入学者選抜を行う際には、設置者において、学校の目標、人材育成像、教育内容・方法の特色や、これらに基づきどのような適性を有する生徒を求めるのか、そしてその考え方がどのように選抜方法に反映されているのかを明確にし、これを広く周知することが最も重要である。また、各学校において入学者選抜の方法を決定するに当たっては、平成9年答申や、制度導入時の法改正に際しての国会審議での附帯決議において示されている「受験エリート校化」や「受験競争の低年齢化」といった懸念を招くおそれがな

5 いか、あるいは、こうした懸念を上回る必要性があるのか、等を見極める必要がある。その際、同じ選抜方法を用いる場合であっても、例えば、学校の特色が既に地域に定着している既存の高等学校に併設した中学校が実施するのか、あるいは全くの新設校が実施するのかといったように、それぞれの場合によって、生徒や保護者の受け止め方に違いが生じることがあるなど、地域や学校の状況に配慮することが重要である。

- 中高一貫教育の充実について考える上では、現状の「適性検査」について、上記のような考え方を前提として、その内容が妥当なものであるかどうかを、各教育委員会において検証していくことが必要である。制度上、「学力検査」を実施しないこととされていることについては、このような状況を踏まえつつ、これを改めるかどうかを判断することが重要である。

【公立学校（連携型高等学校）における入学者選抜の在り方について】

- 連携型高等学校における入学者選抜については、「調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる」こととされており^{*1}、実態としては、面接がほぼ全ての学校で行われているほか、レポートや作文、発表などを実施しているとする学校が一定数見られる。

- こういった方法による結果、連携型においても、学習意欲の低下や学力差については課題意識がある。また、文部科学省が施策の広報において用いている「簡便な入学者選抜」という言葉が、あたかもその高等学校における入学者選抜の難易度や教育内容の程度が低いかなのような印象を与えることがあるとの指摘がなされた。

【高等学校段階に進む時点での入退学等の配慮について】

- 平成9年答申においては、中高一貫教育校にあっても、高等学校段階に進む時点で進路変更を希望する生徒に対しては、他の高等学校への進学などの必要な配慮を行う必要性が示されている。

- 実態において、高等学校段階に進む時点では、公立の連携型を除き、併設先・連携先の高等学校や同一の中等教育学校の後期課程への進学が圧倒的に多いが、一部、「他の高等学校等に進学」する例が見られる。

- ただし、この場合も、転居等を除き、生徒本人の進路希望を踏まえた上で保護者を交えた面談を行い、他校への進学意思を確認したり、希望する進学先の概要・特色を説明した上で、生徒本人や保護者の進路意思を確認したりするといった必要な配慮が行われており、この点に関して、特段の課題は認識されていない。

*1 学校教育法施行規則第90条第4項。

6. 心身発達の差異や人間関係の固定化を踏まえた異年齢集団の活動について

【実態調査結果】

- 5 <中高一貫教育導入のねらい、成果や課題として>
- ・ 教育活動の特色として「異年齢交流を重視」するとしている学校は、国立に多く、公立の学校は約半数。一方、私立では低位にとどまる。
 - ・ 国公立の約半数、私立の3割が、「異年齢集団による活動」を行うことをねらいとして中高一貫教育を導入し、いずれもそれを上回る学校数で、「異年齢集団による生徒の育成」に成果
 - 10 があったとしている。一方、「心身発達の差異の大きい生徒を対象としており、学校運営に困難が生じている」とする学校はごく少数にとどまる。
 - ・ 「生徒の人間関係の固定化」を課題として挙げる学校は、国公私ともに3割弱。
 - ・ 「心身発達の差異」や「人間関係の固定化」に対する取組としては、スクールカウンセラーの活用や、内進生・外進生、学級、年齢の別を超えた活動、行事や部活動等での交流が行われ
 - 15 ている。
 - ・ 公立の中高一貫教育校の設置者である教育委員会でも、「生徒の人間関係の固定化」を挙げる教育委員会は約2割、「心身発達の差異の大きい生徒を対象としており、学校運営に課題が生じている」とする教育委員会はごく少数にとどまる。
- <中学校、高等学校の生徒が合同で行う活動（併設型、連携型のみ）>
- 20 学校行事については、全ての国立に加え、多くの私立で、「儀式的行事（入学式・卒業式・終業式等）」、「学芸的行事（文化祭・学園祭・音楽祭等）」、「健康安全・体育的行事（運動会・体育会等）」を中高合同で行っている。
 - ・ 公立においては、9割超の併設型の学校において、上記のいずれについても中高合同で行われている。一方、連携型においては、項目により大きな差が見られる。
 - 25 学校行事以外の活動については、「部活動」や「生徒会活動」を中高の生徒が合同で行っているとする学校が比較的多い。
- 30 ○ 平成9年答申では、中学1年生から高校3年生までの異年齢集団による活動が行えることにより、社会性や豊かな人間性の育成に資するとの利点と、心身発達の差異の大きい生徒を対象とするため学校運営に困難が生じるおそれがある場合や、生徒集団が長期間固定されることによる問題点が示され、中・高を通じた教員の連携・配慮や生徒の発達段階の差異に応じた指導を行う必要性などが指摘されている。
- 35 ○ 実態として、中高一貫教育を導入した結果、当初ねらいとしていた学校より多くの学校で異年齢交流による生徒の育成に成果があったとしており、学校運営が困難とする学校は少ない。また、生徒の人間関係の固定化を課題とする学校も決して多くない。
- 40 ○ 心身発達の差異や人間関係の固定化に対する取組として、スクールカウンセラーの活用や、内進生・外進生、学級、年齢の別を超えた活動、行事や部活動等での交流が行われている。

- 特に、中学校段階から高校生と深く交流することができる異年齢集団の活動については、その成果が学校側からも評価されている。
- 5 ○ また、生徒側からの評価でも、人間関係の固定化・不安定さについての懸念も見られる一方で、中高の6年間において深い人間関係が形成されることについての高い評価が見られ、安定している。

7. 中高間の教職員の配置・交流と教職員の負担への対応について

【実態調査結果】

5 <中高間の交流授業について（再掲）>

- ・ 国公立を問わず、多くの学校で、中学校・高等学校双方の教員による交流授業が行われている。
- ・ 交流授業による成果として、「高校教員の中学校教育に対する理解の深まり」、「6年間生徒を育てるという意識の共有」、「生徒の継続的な把握・理解」を挙げる学校が多い。一方、「学力の定着・向上」を挙げる学校は必ずしも多くない。
- ・ 交流授業実施に当たっての課題として、公立の6割以上の学校が「中高間の教員の打合せ時間の確保」、「時間割の編成」、「教材研究、指導方法の工夫」を挙げているほか、全ての国立の学校も「時間割の編成」、「教材研究、指導方法の工夫」を挙げている。

10 <教職員の負担について>

- 15 ・ 「教職員の意識」という点では、中高一貫教育導入のねらいとする学校は必ずしも多くないが、公立を筆頭に、それを上回る学校数で、「教職員の意識改革・指導力の向上」に成果があったとしている。一方、特に国公立の学校では、「教職員の負担増」について多くの学校が課題としている。
- ・ 「教職員の負担増」に対する取組としては、分掌の統合、二人担任制の導入、教員の交流・
- 20 情報共有などが行われているほか、中学校と高校が物理的に離れている連携型の場合は、職員の移動などの点で対応がとられている。
- ・ 公立の中高一貫教育校の設置者である教育委員会において、3割程度の教育委員会が、「教員の負担増」を課題として挙げている。

25 ○ 「教職員の負担」は、平成9年答申には示されていない論点である。

○ 一方、実態として、国による制度導入以前から相当の広がりをもって中高一貫教育を実施してきた私立を除き、国公立においては、教職員の意識改革・指導力の向上に成果を認める一方で、教職員の負担が増えているとする学校が多い。

30

○ これらのことから、教職員の負担感が、制度導入時には懸念されていなかった新たな課題として生じてきている現状が浮き彫りになっている。このような中、教職員の定数増が望まれ、公立学校の条件整備としては、都道府県独自で加配措置を講じてきたものの、財政難の中でなかなか難しい状況がある。

35

○ 負担感の要因の一つとして、例えば前述した中高間の交流授業実施にともなう打合せ時間の確保、教材研究等が考えられる。高等学校の教員が積極的に中学校の授業に入り、中学校段階での学習を高校教員が十分把握することで、高校で学ぶ内容をより厳選したり、中学3年生を担当していた教員が高校1年生の授業を受け持つことによって、生徒

40 にとっての安心感につながることから、これらの取組自体は非常に有益であると考えられる。

○ よって、この点に関する負担感を克服する必要がある、例えば、校務分掌の中高一体化やITの導入による負担の軽減等の取組が認められる。また、6か年を見通したシラバスの作成は、生徒への指導の一貫性を保ちつつ、指導法の継承や教員の負担軽減に資するとの意見も出され、このような取組が広く行われることが有効であると考えられる。

5

○ また、学校側からは、公立学校においては高等学校・中学校それぞれから背景の異なる人事により赴任することに起因する困難さも指摘されている。この点については、例えば職員室を同じにするといった取組や職員研修などを通じて、双方の教員の相互理解の促進に資することが重要であると考えられる。なお、教員の交流を行う場合には、中
10 高の授業形態の在り方、各教員の授業の持ち時間のやりくり、評価、卒業後の進路に関する指導の在り方等についても、相互理解を進めることが必要であると考えられる。

○ なお、負担感の増加には、中高一貫教育校であることに由来する要因のほかに、「子どもと向き合う時間の確保」の指摘に見られるように、そもそも教職員の超過勤務の常
15 態化等の構造的な背景があることにも留意し、例えば教職員の持っている能力や適性に
10 応じた校務分掌を行うことも重要である。

○ 一方で、私立学校からは、中高一貫教育の趣旨や目的意識を明確に持つことができれば、さほど負担感はないのではないか、との意見が出された。

8. その他の論点

<各地域における中高一貫教育校の整備>

- 制度導入後、中高一貫教育校の数は着実に増えているが、それ以上に中高一貫教育に
5 ついての生徒や保護者の期待やニーズが非常に高まっており、それに学校の整備が追いついていないとの意見が出された。このような状況の下、地方公共団体や学校設置者の主体的な判断により、今後とも中高一貫教育校の量的充実が図られることが求められていると考えられる。
- 10 ○ その際、公立学校においては、制度導入以前から實際上相当の広がりをもって中高一貫教育を行ってきた国私立学校の在り方を単に模倣するのではなく、それとは違う学校の在り方が模索されることが望ましい。平成9年答申では、特色ある中高一貫教育校の在り方として、(a)体験活動を重視する学校、(b)地域に関する学習を重視する学校、(c)国際化に対応する教育を重視する学校、(d)情報化に対応する教育を重視する学校、(e)
15 環境に関する学習を重視する学校、(f)伝統文化等の継承のための教育を重視する学校、(g)じっくり学びたい子どもたちの希望にこたえる学校、が例示されているが、約10年を経た現在、このようなもの以外も含め、設置者において特色ある学校の在り方を検討しつつ、地域の実情に応じた多様な中高一貫教育校の整備が図られることが望まれる。
- 20 ○ また、私立学校においては保護者の学費負担の大きさが課題となっており、負担軽減が図られながら、公立学校と、また私立学校間でも切磋琢磨していけるような環境が整っていくことが望ましいと考えられる。
- 加えて、公立学校・私立学校間においても、情報交換が促進されたり、教員同士の交
25 流や研修・研究の機会が拡大されたりすることが望ましいと考えられる。

<地域への影響>

- 中高一貫教育校の中でも中等教育学校は、新しい学校制度の選択が可能となり、学校
30 が新しく一新され、地域の信頼が高まったとの指摘がある。
- また、中高一貫教育校が核となり、地域全体の取組として、中学校と高等学校が情報提供を密にする観点からの中高連携を進める取組も行われている。さらに、中高一貫教育校の教職員が、その知見や経験を、他の公立学校に異動した際に役立てることも重要ではないかと考えられる。
35
- 他方、中高一貫教育校が生徒や保護者のニーズに応える形で際だった才能や意欲を示す子どもを受け入れ、地域のリーダーを育成するといった教育目標を掲げる一方で、公私のバランスや地域の一般の公立中学校への影響を懸念する声もある。
- 40 ○ もとより中高一貫教育校は、生徒や保護者にとって中等教育の「選択肢」として設置されるものであるが、中高一貫教育校ではない一般の公立中学校や高等学校についても、平成9年答申においては、

- ・ 中学校で学習しながら、自己の希望や目標が具体化し、進路意識が明確になった時点で、最もふさわしい学校を主体的に選択できる
 - ・ 段階を追って清新な気持ちで進学できる
 - ・ できるだけ多くの友達と様々な交流をすることを通じて人間的成長の契機とできる
- 5 といった利点を有することが示されている点には留意が必要である。

<連携型中高一貫教育校>

- 連携型中高一貫教育校は、主に都道府県立高等学校と市町村立中学校の連携により設置され、既存の中学校・高等学校を活用して中高一貫教育を導入しやすい面がある一方、
10 実態として、離島や中山間地域など、過疎化が進む地域において、単独又は複数の中学校と高等学校が連携することにより、地域振興などの役割も担っている学校が一定程度見られるといった特徴がある点で、中等教育学校や併設型とは大きく異なる。
- 連携型はその学校数が近年伸び悩んでいる。その要因として、中学校と高等学校の距
15 離が離れているという物理的な環境の下で、中高間の連携・協力を図らなければならぬ教員を支える体制が必ずしも十分に整っていないことが考えられる。また、併設型と異なり、連携先の中学校から高等学校への進学率は必ずしも高くない。
- 一方、離島など当該地域から離れた高等学校に通学することが難しい地域を中心に、
20 教育委員会や保護者、地域住民が地域ぐるみで連携型中高一貫教育校における教育活動の充実に取り組んでいる。
- これらを踏まえ、前述した教育課程の特例の拡大などの検討を行うとともに、その取
組を支援していくことが必要である。

9. まとめ

- これまで見てきたように、中高一貫教育制度は、その制度導入から10年を経過した現在、制度創設時に期待された成果が達成され、その理念が一定程度実現されている一方、制度創設後に生じてきた課題なども見られるようになってきた。
5
- こういった成果についての関係者の理解・認識がより深まるとともに、認識されている課題に対しては、必要な制度の改善や各学校における取組が促されることが必要である。また、単に中高一貫教育制度のみの改善にとどまらず、高等教育との接続の観点も含め、今後の高等学校教育の在り方を検討する中での視点も重要である。
10
- すべての子どもたちが、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を持っていることから、まず、義務教育である小学校・中学校教育の基礎をしっかりと築くことが必要であり、その上で、中高一貫教育を希望する子どもたちや保護者の選択の拡大を図ることが重要である。
15
- これらを踏まえつつ、本作業部会としては、中等教育の「選択肢」の拡大や、学校設置者による特色ある教育の更なる展開の観点から、今後とも中高一貫教育校の設置が促進され、今後より一層、生徒の個性や想像力を伸ばすとともに、21世紀の社会で活躍できる人材の育成につながるよう、我が国中等教育の多様化・複線化が深まることを期待する。
20

中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理（概要）

1. 総論

- 中高一貫教育制度は、平成9年6月の中央教育審議会第2次答申に基づき、中学校と高等学校の6年間で接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、平成11年度から選択的に導入され、平成22年4月現在、402校を数える。平成9年答申の理念に基づき、具体的な成果が上がっている学校が見られる反面、平成9年答申において示された懸念が現実になっていたり、平成9年答申には示されていない論点が課題として挙げたりしているなどの現状も見られる。

2. 特色ある教育の展開について

- 中高一貫教育校における教育では、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて、豊かな学習をし、個性や創造性を伸ばすといった考え方が、制度創設後10年を経た現在、一定程度達成されている。今後とも、各学校がその特色を活かした教育活動を展開していくことが望まれ、
 - ・ 目指す学校像や生徒像の明確化、教育活動の特色化や積極的な広報、
 - ・ 海外留学や国際バカロレア認定校としての取組等、中高一貫教育校の特色ある教育活動の積極的な支援、が必要である。

3. 教育課程の特例の活用状況とその拡充の必要性について

- 中高一貫教育校では、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねるなどゆとりある学校生活を送るとの中高一貫教育のねらいを達成する観点から、学習指導要領において所要の特例が設けられているが、現状として、その活用は一部の特例に限られ、決して十分とは言えない状況にある。
- このような中、中高一貫教育校が今後とも特色ある教育を展開することを促すため、教育課程の特例について、更なる拡充を講じる必要がある、具体的には、
 - ・ 「高等学校段階における学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限」について36単位までとすること
 - ・ 中学校段階内においても、各学年及び各教科の標準授業時数を確保しつつ、学年間において指導内容の一部を移行し、かつ、当該内容を本来の学年で指導しなくてもよいこととし、その旨を明確化することが必要であるほか、連携型の特例の拡充についても、今後検討が必要である。

4. 学力差やいわゆる「中だるみ」への懸念と学習意欲の向上を図る取組について

- 多くの学校において、生徒間の学力差、あるいは学習意欲の低下（いわゆる「中だるみ」）を課題として捉えるようになってきており、それらをいかに向上させるかが課題となっている。中でも中学校段階と高等学校段階の接続に当たる時期において、色々な行事を取り入れたり、生徒へ課題や試験を課したりする等の取組が引き続き有効であると考えられる。

- 「中だるみ」を単に学習意欲の低下ではなく、まさに中等教育の段階で迎える重要な思春期の心の葛藤や不安定さと捉えるべきとも考えられ、中高一貫教育本来のゆとりのある安定的な学校生活を送る中で、6年間の計画的・継続的な教育を展開するという理念のもとで、生徒間の学力差や学習意欲の低下という課題との整合性をどのように考えていくかが重要な視点である。

5. 入学者選抜の在り方と高等学校段階に進む時点での配慮について

- 公立学校（中等教育学校・併設型中学校）において入学者選抜を行う際には、設置者において、学校の目標、人材育成像、教育内容・方法の特色や、これらに基づきどのような適性を有する生徒を求めるのか、その考え方がどのように選抜方法に反映されているのかを明確にし、広く周知することが最も重要である。また、各学校において入学者選抜の方法を決定するに当たっては、「受験エリート校化」や「受験競争の低年齢化」といった懸念を招くおそれがないか、こうした懸念を上回る必要性があるのか、等を見極める必要がある。その際、地域や学校の状況に配慮することが重要である。
現状の「適性検査」については、これらを踏まえ、その内容が妥当なものであるかどうかを、各教育委員会において検証していくことが必要である。制度上、「学力検査」を実施しないこととされていることについては、このような状況を踏まえつつ、これを改めるかどうかを判断することが重要である。
- 連携型においても、学習意欲の低下や学力差については課題意識がある。また、「簡便な入学者選抜」という言葉が、あたかもその高等学校における入学者選抜の難易度や教育内容の程度が低いかなのような印象を与えることがあるとの指摘がなされた。
- 高等学校段階に進む時点では、一部、「他の高等学校等に進学」する例が見られるが、転居等を除き、生徒本人の進路希望を踏まえた上で保護者を交えた面談を行い、他校への進学意思を確認するなど必要な配慮が行われており、この点に関して、特段の課題は認識されていない。

6. 心身発達の差異や人間関係の固定化を踏まえた異年齢集団の活動について

- 中高一貫教育を導入した結果、当初ねらいとしていた学校より多くの学校で異年齢交流による生徒の育成に成果があったとしており、学校運営が困難とする学校は少ない。また、生徒の人間関係の固定化を課題とする学校も決して多くない。
- 心身発達の差異や人間関係の固定化に対する取組として、スクールカウンセラーの活用や、内進生・外進生、学級、年齢の別を超えた活動、行事や部活動等での交流が行われている。特に、中学校段階から高校生と深く交流することができる異年齢集団の活動については、その成果が学校側からも評価されており、生徒側からの評価でも、中高の6年間に於いて深い人間関係が形成されることについての高い評価が見られる。

7. 中高間の教職員の配置・交流と教職員の負担への対応について

- 教職員の意識改革・指導力の向上に成果を認める一方で、教職員の負担が増えているとする学校が多く、教職員の負担感が、制度導入時には懸念されていなかった新たな課題として生じてきている。これらに関する取組として、例えば、校務分掌の中高一体化やITの導入による負担の軽減等の取組が認められるほか、6か年を見通したシラバスの作成等の取組が広く行われることが有効であると考えられる。

- また、学校側からは、公立学校においては高等学校・中学校それぞれから背景の異なる人事により赴任することに起因する困難さも指摘されており、例えば職員室を同じにするといった取組や職員研修などを通じて、双方の教員の相互理解の促進に資することが重要であると考えられる。
- なお、負担感の増加には、中高一貫教育校であることに由来する要因のほかに、「子どもと向き合う時間の確保」の指摘に見られるように、そもそも教職員の超過勤務の常態化等の構造的な背景があることにも留意し、例えば教職員の持っている能力や適性に応じた校務分掌を行うことも重要である。

8. その他の論点

<各地域における中高一貫教育校の整備>

- 中高一貫教育についての生徒や保護者の期待やニーズが非常に高まっており、それに学校の整備が追いついていないとの意見が出された。地方公共団体や学校設置者の主体的な判断により、今後とも中高一貫教育校の量的充実が図られることが求められていると考えられる。

<地域への影響>

- 中高一貫教育校が生徒や保護者のニーズに応える形で際だった才能や意欲を示す子どもを受け入れ、地域のリーダーを育成するといった教育目標を掲げる一方で、公私のバランスや地域の一般の公立中学校への影響を懸念する声もある。一方、これらの学校についても、進路意識が明確になった時点で、最もふさわしい学校を主体的に選択できるなどの利点を有することには留意が必要である。

<連携型中高一貫教育校>

- 連携型はその学校数が近年伸び悩んでいるが、離島など当該地域から離れた高等学校に通学することが難しい地域を中心に、教育委員会や保護者、地域住民が地域ぐるみで連携型中高一貫教育校における教育活動の充実に取り組んでおり、連携型についても、前述した教育課程の特例の拡大などの検討を行うとともに、その取組を支援していくことが必要である。

9. まとめ

- 中高一貫教育制度は、制度創設時に期待された成果が達成される一方で、制度創設後に生じてきた課題なども見られ、必要な制度の改善や各学校における取組が促されることが必要である。また、単に中高一貫教育制度のみの改善にとどまらず、高等教育との接続の観点も含め、今後の高等学校教育の在り方を検討する中での視点も重要である。
- 本作業部会としては、今後とも中高一貫教育校の設置が促進され、今後より一層、生徒の個性や想像力を伸ばすとともに、21世紀の社会で活躍できる人材の育成につながるよう、我が国中等教育の多様化・複線化が深まることを期待する。

意見の整理を行う上での参考資料

- 特色ある教育の展開について
- 教育課程の特例の活用状況とその拡充の必要性について
- 学力差やいわゆる「中だるみ」への懸念と学習意欲の向上を図る取組について
- 入学者選抜の在り方と高等学校段階に進む時点での配慮について
- 心身発達の差異や人間関係の固定化を踏まえた異年齢集団の活動について
- 中高間の教職員の配置・交流と教職員の負担への対応について
- その他の論点

(参考)

- ※「実態調査結果」：中高一貫教育に関する実態調査（結果）
 - ・調査対象 全国の中高一貫教育校（中等教育学校、併設型、連携型）、
中高一貫教育校を設置する都道府県・市町村教育委員会
 - ・調査項目 1 中高一貫教育の導入に係る経緯
2 教育課程の内容
3 教育活動の状況
4 入学者選抜の状況
5 教育委員会からの回答
 - ・調査時期 平成22年3月
 - ・回収率 99%、366校（平成21年度設置数 370校）
- ※「リアル熟議」：平成22年度全国高等学校教育改革研究協議会
 - ・日時 平成22年10月15日
 - ・場所 国立オリンピック記念青少年総合センター
 - ・主催 文部科学省
 - ・参加者 都道府県知事部局、都道府県・政令市教育委員会担当者、
国公立高等学校の教職員
計271名（行政関係157名、教職員114名）

特色ある教育の展開について

実態調査結果

- 全ての国立中高一貫教育校において「生徒一人一人の個性・創造性の伸長」を特色としているほか、公立・私立とも特色と据える学校が多い。
- 「学習・進路指導」に関することは国公立を問わず重要視されており、特に「学力・学習意欲の向上」を重視する学校の割合はいずれも70%を超える。生徒や保護者のニーズ、公立においては地域のニーズにも応えている結果と推察される。
- 国立・私立においては、約6割の学校が「教育課程をより効率的・効果的に行う」ことを重視している。公立において割合が低いのは、特例の活用が難しい連携型が多いことに起因していると考えられる。中等教育学校と併設型に限定すれば50%を超える。
- 国私立では、「国際化に対応するための教育」を重視する学校が多い。
- 公立では「体験学習を重視」、「地域の特性を重視」を挙げる学校の割合が高い。地域との連携が多いのは、連携型のほとんどが公立であることにも起因。
- 逆に、「情報化」、「環境」、「伝統文化」等を重視する学校は、公立、私立とも低調。
- 公立について設置形態ごとに見ると、中等教育学校・併設型では、「学力・学習意欲の向上を重視」しているが、連携型では、「地域との連携を生かした教育の重視」、「地域の特性を重視」している学校の割合が高い。

委員及びヒアリング出席者の意見

- 高校入試に振り向ける時間を活用して1ヶ月6冊程度の読書をしている。また、中学3年で英検2級に挑戦し合格する者もいる。また、中学3年の夏休みに海外研修に行くことを希望する者もいる。これは高校入試がないことにより、安心していろいろなことに挑戦したり、意欲的な活動に取り組める時間的保証があるということではないか。
- 中高間での生徒の交流を行うことが生徒の安心感にもつながっている。中学生が、高校生をよい手本として、自分になるべく姿を高校生に見いだすことが、意欲的に学習できる大きな要素となっている。
- 図書に関しても、中学生・高校生が読む本をしっかり整備している。中学生にとっては、高校生が読むような少しレベルの高い本があることが、知的好奇心の向上につながっている。
- 高校入試がないため、中学3年で部活動を引退することなく高校でも部活動を継続できる。生徒は大変生き生きと活動している。
- 中学校と高校の間で切れない6年間という期間の中で自分の好きなことに取り組み、社会に影響を及ぼすようなプロジェクトも実施できるということは、将来、大学進学後や卒業後も役に立つのではないか。
- 6年間を通じて自分の将来を学ぶことによって、進路実現に意欲的に取り組むことができる。
- 生徒側への調査結果によると、学習満足度や特色ある教育、探求心を育てる教育への評価などについては、在学中もプラス方向の評価で、卒業後にはそれがさらに意識されている。このことから、難関大学への進学のためではなく、大学進学後に伸びるような、自ら学習する力を、日本を変えていく力を養成するという、制度導入時の考え方・目的が、部分的には達成されているのではないか。
- 卒業した生徒たちから見ると、詰め込み教育のようなものを受けたという意識はそれほどないようだ。

- 生徒側も、中高一貫教育校で個に応じた教育を受けていたという認識はあると思う。
- 中高一貫教育に関する自己効力感として、他の一般的な同世代の仲間達と比べて、自己評価すると、特に企画・創造や思考・探求に関して高く、卒業後はその意識がより高い。
- 表現力など、世の中で生きていくための力を培ってきたことが、中高一貫教育の価値。
- 特色ある教育に取り組んでいる教員の養成に対する支援が重要。

リアル熟議における意見

中等教育学校・併設型

【グループ別協議】

- 中学3年の3月の取組に工夫が必要。外国への留学、スキー合宿等の行事を実施する学校もあれば、気持ちがゆるんでしまうという理由から特別なことはやめたという学校もある。
- 学校設定教科の設置において、中高の教員の連携は必須である。
- 外国語教育や理数教育に重点を置こうとすると、関連する教科の授業数が増加する。それに伴って総時間数が増え、7限授業や土曜日を活用する取組が増える。
- 教員の交流が特色ある教育課程の編成に役立っている。
- 高校生が中学生を指導するのは効果的。高校生のリーダーシップ育成につながっている。一方、中学生段階のリーダー体験が不足している。

【全体討議】

- 授業の総時間数について、週1～2時間増加し、学校設定教科等により特色づくりを進めている例がある。
- 特色ある中高一貫教育のためには、①目指す生徒像について目標の共有が必要、②学校行事を充実させることが必要、③生徒募集の観点で小・中学校、学習塾への広報を学校組織として行うことが必要、④中等教育学校と併設型の特徴を分けて考えることが必要（例えば、中等教育学校は、比較的規模が大きくないため人間関係が固定化しやすいことを考慮した教員の支援体制づくりが必要であり、併設型は、内進生と外進生が混在するため、高校入学時点で合同合宿をする等、外進生の目的意識の高さを内進生の刺激とするような工夫を考えることも必要である）。
- 中高一貫教育校の最も良いところは6年間という長いスパンで一貫した教育を行うことが可能であるところである。その分、6年の間に目的意識を維持し続けることが課題となっている。

教育課程の特例の活用状況とその拡充の必要性について

実態調査結果

<教育課程の特例の活用状況>

- 国立の中高一貫教育校では、中学校（前期課程）での選択教科による必修教科の代替、学校設定教科・科目に関する特例、中学校（前期課程）と高等学校（後期課程）の指導内容の一部入れ替えを活用する学校が多い。
- 公立・私立では、高等学校（後期課程）から中学校（前期課程）への一部移行を行う学校が圧倒的に多い。中学校（前期課程）段階では、「選択教科の授業時間数の拡大」の特例が、「選択教科による必修教科の代替」の特例よりも多く活用されている。
- 公立の連携型では、「学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限の拡大」の特例のみが活用されている。

<教育課程の特例を活用した結果>

- いずれの特例についても、「特色ある教育課程の編成が可能」を成果として挙げる学校が多い。
- 中学校における取組としては、「選択教科の授業時間数の拡大」の特例が「選択教科による必修教科の代替」の特例よりも成果があったとする学校が多い。

<教育課程の特例の活用にあたっての課題>

- 国公立ともに、「6年間一貫した指導計画（シラバス）の作成」を課題とする学校が多い。（国立6割、公立約4割、私立約5割）
- 国公立では、「教員数の確保、持ち時間数の増加」を課題とする学校の割合が私立に比べて高い。（国公立約4割、私立約2割）
- 公立では、「中高の教員間での打合せ時間の確保」を課題とする学校の割合が国公立に比べて高い。（国立なし、公立約4割、私立約2割）
- 私立では、「内進生と外進生との学力差」、「中高一貫教育用教材の研究・作成」を課題とする学校の割合が、国公立に比べて高い。
- 国公立では、特例の活用にあたり、教員の確保や打合せ時間の確保など、物理的側面における課題があり、私立では、内進生と外進生との学力差、中高一貫教育用教材の研究・作成など、教務的側面における課題を有する傾向にあると考えられる。
- 公立について類型ごとに見ると、例えば中等教育学校では「中高間の重複内容と積み上げ内容の整理が必要」、「6年間一貫した指導計画（シラバス）の作成」、「時間割の編成」を課題とする学校の割合が高い。

委員及びヒアリング出席者の意見

- 中高6年間を見据えた内容の厳選や組替えを行い、上限（30単位）に使い時間数を学校設定教科に当てているが、各教科で実施しようとした場合上限を超えてしまう。このため、学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限を拡大すべき。
- 学校設定教科・科目の単位数を増やすことは、各学校の特色を活かしたカリキュラムが可能になり、また、現在では日本の公教育の教育課程に位置づけられていない分野（例えば心理教育、表現教育、福祉教育など）を学校教育の中に位置づけられることは意義がある。
- 前期課程の1・2年において、日本語理解が十分でない生徒のための国語（日本語）の選択2時間を確保するために、後期課程が実施している「月曜日の7時間授業」を

- 前期課程でも実施し、合計で年間1085時間とすることを認めてほしい。
- 新教育課程の実施に伴い、選択科目が廃止され、各教科の履修時間が示された。そのため、本校のような「特色ある教科」を設定している学校には、必修時間の枠が拡大されることにより、学校独自に設定できる時間数が縮小されたと感じている。この問題は中高一貫の特例制度とは直接につながらないと考えるが、必修修の時間数が拡大されれば、学校独自の設定できる時間数が減少・縮小するため、学校独自の特色(教科学習面での特色)をどのように工夫すべきかが難しいと感じている。
 - 連携型については、教育課程について、もう少し柔軟なものできないかとの指摘がある。
 - 連携型における教育課程の特例の拡充は難しいとは思いますが、今後検討して欲しい。
 - 教科内容の中高の入れ替え等に伴う検定教科書の取り扱いについては、中高の別や学年を越えた使用、また、事前購入や継続使用等について柔軟に運用できるようにしていただければ、より円滑に進めることができると思う。

リアル熟議における意見

中等教育学校・併設型

【グループ別協議】

- 先取り学習を実施している場合、高校段階での学級編制に影響が出る。内進生と外進を混合する場合には教科による学級編制が必要になる。
- 学力が明らかに違うため、内外混合のクラスにできない。外進生へは特別指導等を行う努力が必要。先取り学習をいつの段階から始めるかといった悩みがある。

【全体討議】

- 教育課程の先取りをしている学校としていない学校がある。先取りをしている学校は、保護者のニーズに対応することが出来ているが、外進生への対応(クラス別指導等)に苦慮している。一方、先取りをしていない学校は、そのことで倍率が下がる傾向があるが、特色を出すための工夫(教育内容を先取りせずに深く考える指導を行う、6年間を見通した系統的な学習に配慮する等)を進めることで保護者の理解を得るようにしている。

連携型

【全体討議】

- 連携クラスでは、中学校の選択教科の時間を利用し、連携高校の教員がより進んだ内容の授業を行っているが、選択教科が新学習指導要領でなくなることから、今後の対応については検討が必要となる。
- 中高が合同で6年間のシラバスを作成しているところもあった。
- 連携型でも6年一貫のカリキュラム作成が必要。

学力差やいわゆる「中だるみ」への懸念と学習意欲の向上を図る取組について

実態調査結果

<学力差や学習意欲の向上について>

- 公立の6割超、私立の8割超が、「学力の定着、向上を図る」ことをねらいとして中高一貫教育を導入している。
- 「学力の定着、向上」については、国立・公立・私立とも、導入のねらいとしていた学校数に近い数の学校で、成果があったとしている。
- 一方、「生徒間の学力差、個に応じた指導法の確立」に課題があるとする学校が多い。また、「高校入試がないため学習意欲の面で課題がある」として、課題を課したり別途試験を課したりするなどして対応している学校が多く見られる。
- 公立の中高一貫教育校の設置者である教育委員会においても、多くは「中等教育の多様化・複線化」や「生徒・保護者の選択肢の拡大」を設置理由とし、設置したことの結果としてあげる一方で、生徒間の学力差や学習意欲の面を課題としている。

<中高間の交流授業について>

- 国公立を問わず、多くの学校で、中学校・高等学校双方の教員による交流授業が行われている。
- 交流授業による成果として、「高校教員の中学校教育に対する理解の深まり」、「6年間生徒を育てるという意識の共有」、「生徒の継続的な把握・理解」を挙げる学校が多い。一方、「学力の定着・向上」を挙げる学校は必ずしも多くない。
- 交流授業実施に当たっての課題として、公立の6割以上の学校が「中高間の教員の打合せ時間の確保」、「時間割の編成」、「教材研究、指導方法の工夫」を挙げているほか、全ての国立の学校も「時間割の編成」、「教材研究、指導方法の工夫」を挙げている。

<いわゆる内進生と外進生への対応について>

- 併設型中学校以外からの入学者を受け入れている併設型高等学校においては、「内進生、外進生を混合してクラスを編成」、「学年によっては混合してクラスを編成」、「内進生と外進生を分けてクラスを編成」する学校がそれぞれ一定数見られる。
- 授業の進め方の点では、何らかの形で「進路別に分けて授業を行ったり補講を行ったりする」学校の方が、「進路別に分けずに授業を行う」学校に比較して多い。

委員及びヒアリング出席者の意見

- 「ゆとり」という言葉をとっても、趣旨を生かした展開をすれば個性の伸長となるが、必ずしもそうならない場合、いわゆる「中だるみ」となる。同じ事柄が指導によって長所になったり短所になったりする性格をもっている。
- 6年間を通じて生徒の意欲、モチベーションを上げて生徒を育てるところが、一番苦勞するところである。
- 生徒の理想や目的意識をどう中学生や高校生に提供し続けるか。これが一番大きな問題であり、それがうまくいかないときは「中だるみ」という形であらわれてくる。
- 「中だるみ」については、在校生・卒業生・教員ともに認めているところである。
- 6年間の間に学力差や学習意欲の差が大きくなるため、それらをいかに向上させるかが課題。中学3年生、高校1年生の段階において、いろんな行事を取り入れたり、修学旅行を行ったりするという工夫を行っている。
- 特に後期課程における生徒の学力差に対応しつつ、中学・高校それぞれの目標を実現するために日々努力しているが、限られたスタッフの中では難しい。
- 何をもって学力差とするのかを明確にすることが必要。基礎学力のみならず思考力・判断力・表現力というものも加味し、当初の目的である「生きる力」の基準を忘れ

てはいけない。

- 決して知識・理解の部分だけで学力差が開いているわけではなく、思考力・探求心、表現力などを含めた広い意味での広義の学力について、差が出ているのが現実だと考える。
- 学力差が生じないよう、学校の中でいかに教職員が頑張るかが重要。
- 生徒側は「ゆとり」や「中だるみ」をむしろ自分を再構築する時期と積極的に評価している向きもある。一方、教員の側は緊張感の少なさとして指導上の重要課題と捉えており、認識に若干のずれを感じる。
- 「中だるみ」は思春期の不安定さであり、決して悪いものではない。発達上大切であり、その意味でも中高一貫教育は重要。
- 生徒の成長において、まさに中等教育の段階に青春としての初めての葛藤を経験する。学校を運営する側からはこれが「中だるみ」に見える。

リアル熟議における意見

中等教育学校・併設型

【グループ別協議】

- 中学3年の3月の取組に工夫が必要。外国への留学、スキー合宿等の行事を実施する学校があれば、気持ちがゆるんでしまうという理由から特別なことはやめたという学校もある。
- 中学3年で高大連携、国内研修、高校1年で海外研修を実施する等して、学ぶということについて考えさせ、やる気を出させている。
- 中学校の総合的な学習の時間において課題研究を実施し、発表会を行うことでモチベーションを高める。
- 中学3年の1月に到達度テストを実施している。
- 中学2年までの学習が重要。受験により勉強させるのではなく、自ら取り組むことができるようにすべき。
- 中学校で学習習慣を身に付けさせることが大事。先取りよりも意欲を向上させることの方が重要。
- 先取り学習を実施している場合、高校段階での学級編制に影響が出る。内進生と外進を混合する場合には教科による学級編制が必要になる。(再掲)
- 学力が明らかに違うため、内外混合のクラスにできない。外進生へは特別指導等を行う努力が必要。先取り学習をいつの段階から始めるかといった悩みがある。(再掲)

【全体討議】

- 中3時の中だるみ対策について、外国への留学等の行事を組むなどの取組がある一方、あえて特別なことはしないという学校もある。
- 学力の向上をいかに図るか、すべての子どもに確かな学力をつけるにはどのようにするかということが課題である。先取りのほか、副教材の活用による学習内容の深化等に取り組んでいるが、内進生と外進生の学力差等の問題がある。例えば、内進生と外進生を混ぜてクラス編成する場合には、子どもの交流による人間性の涵養が期待できるが、教育課程の先取りは活用しづらい面がある。内進生と外進生を分けてクラス編成する場合には、学力差や保護者のニーズには対応しやすいが、交流の面で課題が残る。この点については、卒業後の進路がどうであるかという点から考えても、各学校においてジレンマがある。
- 内進生は外進生と混合しても物怖じをしないので、あえて最初から混ぜているという例がある。また、1年だけ分けて2年から混在、3年間混在させない、内進生が外進生を挟む形で教室は配置をするなどさまざまな例がある。

連携型

【グループ別協議】

- 連携高校への進学を希望する生徒には、つなぎ教材（橋わたし教材）を与える。

- 学力検査のない入試を実施しているため、生徒の学習意欲・基礎学力の低下が懸念。
- 卒業時に到達度テストを実施し、自信をつけさせたり、意欲をもたせる取組を実施している。

【全体討議】

- 受験期になると、連携高校を希望した生徒には橋渡し教材を与えて勉強を促す。
- 学力向上が課題であるが、入試のための学力のみではなく、主体的に学ぶ力を高めていくことが大事。また、地元の子どもを地元で育てるという意識を持ってやっていきたいという意見もあった。
- 学力試験のない入試により、生徒の学習意欲の低下が懸念されている。
- 合格内定後、課題を課したり、テストを実施したり、学力が足りない場合は春休み等を利用して補講を行ったりしている。
- 中高一貫の本来のゆとりを持って育てていくという理念があるなかで、学力低下という課題との整合性をどのように考えていくか。試験がないことで多様な生徒の受入れが可能になっている面もある。

入学者選抜の在り方と高等学校段階に進む時点での配慮について

実態調査結果

<入学者選抜における実施項目について（中等教育学校・併設型中学校）>

- 国公立では、8割以上の学校が、「面接」、「小学校からの調査書・推薦書」、「適性検査」による選抜を実施している。
- 公立では、「作文」の実施率も75%と比較的高い。
- 公立では、8割の学校が「適性検査」を実施しており、中等教育学校で67%、併設型で87%となっている。
- 私立では、ほぼ全ての学校において「学力検査」を実施しているが、「面接」の実施率は国公立に比べてやや低く、作文の実施率はかなり低い。
- 「抽選」を行っているのは公立のみ。
- 「実技検査」は、国公立のいずれにおいても低い。
- 中等教育学校は「作文」、「小学校からの調査書・推薦書」による選抜を実施している学校も多い。

<入学者選抜における実施項目について（連携型高等学校）>

- 連携型高等学校においては、ほぼ全ての学校で「面接」を行っている。

<入学者選抜における倍率について>

- 中学校段階における入試については、国立の平均倍率が公立・私立に比して高い傾向。公立と私立に大きな差はうかがえないが、併設型に関しては、私立の方が比較的低倍率の学校が多い。
- 一方、高等学校段階の入試では、私立の方が高倍率の学校が多い。

<高等学校（後期課程）への進学状況>

- 中学校卒業生（前期課程修了者）の高等学校への進学状況は、公立の連携型を除けば、併設・連携高校（後期課程）への進学が圧倒的に多いが、一部、本人や保護者の意思の下に「他の高等学校等に進学」する例が見られる。

委員及びヒアリング出席者の意見

- 中高一貫教育校への進学については、小学校という早い段階での進路選択が必要になるが、生徒側への調査結果においては、保護者ではなく自らが選択して進学したという傾向が高い。また、普段はなかなかない、自分の進路について保護者と話をする機会があったということは聞いている。
- 受験産業が中高一貫教育校受験対策を講じ、売り物にしている点が気になる。
- この12,3年、学力低下論や「内向き志向」など、教育に関する論点が変化し、「ゆとり」の考え方も変わってきた。これに伴い、中高一貫教育に対する期待も強まってきた。中高一貫教育の考え方として、生徒の思考力、判断力、表現力、探求心のある生徒を受け入れて更に伸ばしていくことが基本であるが、学力の中には教科の内容に即した理解も重要な要素であり、適性検査だけでこの点を問わなくてよいのかという問題意識がある。受験偏重をもたらしてはいけないが、教科の内容の勉強をするのは良いことであり、入学者選抜でそれを問うことを禁止している点は改めたほうが良い。思考力、判断力、表現力に優れた人材の育成の上でも最低限の基礎学力は問うた方がよいし、それによって中高一貫教育の目的が達成される。
- 生徒全体に対してきっちりと授業を行い、学力向上を目指すためには、それなりの対象者がそろっていないと難しいのは事実。
- ある程度学力がないと授業として成立しない場面もあるので、学力を問うことは必要条件としてやむを得ない。
- 少子化の進展や経済状況の悪化の中で、国際競争力を持ったリーダーを育成する必

要。複線型の目標を設定させ、入学後に多様な経験をさせるプログラムがあるという前提があれば、ある程度の選抜を行っても、受験エリート校化や受験競争の低年齢化にはつながらず、全く問題はない。

- 学校の人材育成像、アドミッションポリシーが明確にされていれば、それにふさわしい選抜方法は当然あっていいし、その人材育成像にふさわしい選抜の方法において学力的な要素が必要であれば、学力を問うても良い。
- 受験偏重の学校もあるが、そういう学校を社会でどう評価するかは、別の問題。
- 選抜においてある程度は学力を問う必要。ただし、その学校の個性に応じた何らかのガイドラインは必要。
- 一定の適性なり、学校の理念・目的に応じた選抜の方法を用いてよい。ただし、特に公立学校では、学力のみならず幅広い観点で適性を見るべき。
- 実質無試験で誰でも入れるとなると、地域においてかえって評判が下がるなど、当初の中高一貫教育校の理念に反し、その存在意義が問われるような現実があるのではないかと思う。
- いわゆるPIISA型学力も学力であると位置づけられるようになってきた。学力での選抜は行っても良い。
- 適性検査と言っても、基礎学力は求められている。
- 学力検査であろうが、適性検査であろうが、その後の伸びは学校での教育いかんによる。
- 中高一貫教育校ではない一般の中学校においても、義務教育としての学力保証は必要。
- 6年間の伸びが教育の醍醐味であり、特に公立の中高一貫校の場合は、適性検査のような仕組みでよいのではないか。
- 公立中高一貫校は、中学校から高校へ行く段階で囲い込みをしており、受験勉強が小学校に低年齢化している。公立の中高一貫教育とは何なのかが改めて問われている。
- 先駆的に中高一貫教育を展開してきた私立学校を単に模倣するのではなく、それとは違う形での公立の在り方を考える必要。
- 国語や算数、理科、社会などの知識・技能を総動員すれば、現在の適性検査をもっといろいろな能力・適性を調べる問題に作り替えることは可能だろうが、学力を問うてはならないため、その点の御苦労があるのでないか。
- 基礎学力を問うと、難問奇問が出やすいとか、一定時間の中で多くの問題を解くために相当訓練が必要といった問題が生じる。一方、その場合に抽選を増やせばいいかという、受験生へのショックもある。そういう意味で、基礎学力を問うて良いことにするとしても、本当に基礎の部分のチェック、いわゆる足切り、使える技能の制限というのは十分あり得る。
- 基礎学力を問うことによりそのような勉強方法に集中してしまうことは中高一貫教育の理念と乖離してしまうことになるため、知識・理解と思考力・判断力・表現力とのバランスが重要ではないか。
- 生徒側への調査結果によると、学力検査への賛否については、在校生はどちらとも言えない、卒業生は賛成ではないとの方向。学力検査ではなく、現在行われている適性検査でよいのではないかと生徒達の考え方を反映しているように思われる。教職員側と評価が分かれる。
- 生徒側への調査結果によると、入学者選抜の受験負担については、負担が少なかったとの回答が多い。
- 受験への負担感については、中高一貫教育校に進学することが出来た子どもたちはあまり感じていないが、努力したけれども残念ながら受からなかった子どもたちの場合は、もしかしたらそうではないのかもしれない。
- 適性検査は、実態として学力検査化しており、受験産業によって偏差値が示され、生徒へプレッシャーがかかっていると見るべき。生徒の負担が軽いとは言えない。
- 小学校教育で必要条件である基礎・基本の獲得は担保されている。中高一貫教育の目的は、そういった基礎・基本を踏まえ、個性を伸ばす十分条件として、各学校の理

念に基づいた教育環境を整えるということ。適性検査における総合力の確認は、子どもの個性であり、十分条件を伸ばせるかということではないか。

- 抽選については、生徒の努力と関係ないところで結果が決まることになり、不公平感があり、果たしてそれでいいのかという意見もある。
- 同じ選抜方法を用いる場合であっても、例えば、学校の特色が既に地域に定着している既存の高等学校に新たに中学校を併設して行うのか、あるいは全くの新設校が実施するののかも、生徒や保護者の受け止め方が異なる。
- 学力検査の是非について地域の状況を考慮する際には、一時点の判断ではなく、地域における環境、私学をめぐる環境の変化に考慮し、慎重に進めていただきたい。
- 目指す人材育成像がないままに、単に次の段階の学校のネームバリューで評価する傾向が、教員にも保護者にも強い。この意識を変えない限り、解決はできない。
- 実質的に修得主義ではなく履修主義になってしまっている点が問題。
- 付加価値を出せない私学は衰退する。公立において模範になるような生徒や学校が出来て、それに負けないように私学が頑張るといえるべき姿。
- 小学校教育においては、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度をバランスよく育むべく教育活動が行われており、入学者選抜を実施するのであれば、これを損なうことのないよう十分留意することが必要である。

リアル熟議における意見

中等教育学校・併設型

【グループ別協議】

- (適性検査問題の内容について) 単に学力を測るものとししない工夫が必要。聞き取り問題を取り入れたり、途中経過を書かせたり、考えたことを表現する力を見たりするものとする。
- 学校で作成すると学校のニーズを反映した問題ができるが、業務量が増え教員の負担が大きくなる。また、チェック機能が働かないという問題もある。
- 報告書及び適性検査において、何をみたいか、どんな力を測るのか、そのためにどのような問題が適切かについては検討が必要。
- (抽選の在り方について) 不公平感が強く、そこで不合格になるとショックも大きい。取り入れることが有効かどうかは検討が必要。

【全体討議】

- 調査書を十分に活用することが必要。
- 適性検査は、学力検査と明確に区別できるものとするに各県では苦勞をしている。単なる受験学力を測ることのないように工夫が必要である。例えば放送を聞き取り、その内容を絵に描いて表す等している。人の話を聞く力が落ちてきているということは多くの学校現場で感じられていることであり、聞き取り問題の有効性は大きい。そこで何を聞くのか、何を評価するのかということについては十分な検討が必要である。
- 抽選は不公平感が強いから、必ずしも取り入れることが有効とは限らない。
- 入学者選抜においては、抽選のよしあし(不合格の理由にできる、保護者のショックの大きさ等)が共有された。また、適性検査の充実(適性検査の中で生徒の力を見る工夫)が求められる。また、受験生が大変多くなり、入試にかかる負担は非常に大きくなる場合がある。

連携型

【グループ別討議 (Mグループ)】

- 学力検査のない入試を実施しているため、生徒の学習意欲・基礎学力の低下が懸念。

【全体討議】

- 学力試験のない入試により、生徒の学習意欲の低下が懸念されている。

- 簡便な入試が制度上大きなハードルとなっている。学力の低下傾向。
- 選抜の在り方は県によって対応が異なっている。作文が事実上口答試問となっているケースもあるのではないかとの意見があった。保護者等を中心に、入試のハードルがないと学習に向かわない、学力低下につながるとの指摘がある。それにどう応えるか。

心身発達の差異や人間関係の固定化を踏まえた異年齢集団の活動について

実態調査結果

<中高一貫教育導入のねらい、成果や課題として>

- 教育活動の特色として「異年齢交流を重視」するとしている学校は、国立に多く、公立の学校は約半数。一方、私立では低位にとどまる。
- 国公立の約半数、私立の3割が、「異年齢集団による活動」を行うことをねらいとして中高一貫教育を導入し、いずれもそれを上回る学校数で、「異年齢集団による生徒の育成」に成果があったとしている。一方、「心身発達の差異の大きい生徒を対象としており、学校運営に困難が生じている」とする学校はごく少数にとどまる。
- 「生徒の人間関係の固定化」を課題として挙げる学校は、国公私ともに3割弱。
- 「心身発達の差異」や「人間関係の固定化」に対する取組としては、スクールカウンセラーの活用や、内進生・外進生、学級、年齢の別を超えた活動、行事や部活動等での交流が行われている。
- 公立の中高一貫教育校の設置者である教育委員会でも、「生徒の人間関係の固定化」を挙げる教育委員会は約2割、「心身発達の差異の大きい生徒を対象としており、学校運営に課題が生じている」とする教育委員会はごく少数にとどまる。

<中学校、高等学校の生徒が合同で行う活動（併設型、連携型のみ）>

- 学校行事については、全ての国立に加え、多くの私立で、「儀式的行事（入学式・卒業式・終業式等）」、「学芸的行事（文化祭・学園祭・音楽祭等）」、「健康安全・体育的行事（運動会・体育会等）」を中高合同で行っている。
- 公立においては、9割超の併設型の学校において、上記のいずれについても中高合同で行われている。一方、連携型においては、項目により大きな差が見られる。
- 「勤労生産・奉仕的行事（校外清掃活動等）」については、公立・私立の4割弱の学校において、中高合同で行っている。
- 学校行事以外の活動については、「部活動」や「生徒会活動」を中高の生徒が合同で行っているとする学校が比較的多い。

委員及びヒアリング出席者の意見

- 深い人間関係が形成されたか否かについては、在校生・卒業生とも「そう思う」との回答である。その傾向は卒業後により高く、かつ比較的安定している。一方で、人間関係に不安定な時期があったとのデータもあり、人間関係が固定化することへの懸念も見られる。
- 生徒が精神的に不安定になる時期がある。生徒同士や生徒と先生の関係、生徒自身の成長の度合いによってもかなり状況が変わる。

中高間の教職員の配置・交流と教職員の負担への対応について

実態調査結果

<中高間の交流授業について（再掲）>

- 国公立を問わず、多くの学校で、中学校・高等学校双方の教員による交流授業が行われている。
- 交流授業による成果として、「高校教員の中学校教育に対する理解の深まり」、「6年間生徒を育てるという意識の共有」、「生徒の継続的な把握・理解」を挙げる学校が多い。一方、「学力の定着・向上」を挙げる学校は必ずしも多くない。
- 交流授業実施に当たっての課題として、公立の6割以上の学校が「中高間の教員の打合せ時間の確保」、「時間割の編成」、「教材研究、指導方法の工夫」を挙げているほか、全ての国立の学校も「時間割の編成」、「教材研究、指導方法の工夫」を挙げている。

<教職員の負担について>

- 「教職員の意識」という点では、中高一貫教育導入のねらいとする学校は必ずしも多くないが、公立を筆頭に、それを上回る学校数で、「教職員の意識改革・指導力の向上」に成果があったとしている。一方、特に国公立の学校では、「教職員の負担増」について多くの学校が課題としている。
- 「教職員の負担増」に対する取組としては、分掌の統合、二人担任制の導入、教員の交流・情報共有などが行われているほか、中学校と高校が物理的に離れている連携型の場合は、職員の移動などの点で対応がとられている。
- 公立の中高一貫教育校の設置者である教育委員会において、3割程度の教育委員会が、「教員の負担増」を課題として挙げている。

委員及びヒアリング出席者の意見

<教職員の人事配置・校務分掌>

- 財政難とはいえ、教員の加配のための定数増や予算措置を講じるべき。
- 高等学校の教員が積極的に中学校の授業に入るという形で教員の配置を行い、中学校段階でどこまで深く学習するかを高校教員が十分把握することによって、高校で学ぶ内容をより精選できる。
- 昨年度中学3年生を担当していた中学校の教員が高校1年生の授業を受け持つことによって、生徒にとっては、自分たちの学力や理解力を十分把握している教員が担当してくれるとの安心感につながっている。高校入学後も安心して相談できる中学校教員がそばにすることが、教員に対する生徒の心の安心となっている。
- 中学校の教科書と高等学校の教科書では全くスタイルが違う。その点の認識がないままでは、高校の教員が中学生を教えて理解が得られなかったり、中学校の教員が高校生を教えてまどろっこしくなったりする。
- 連携型の場合、高等学校の教職員は都道府県の職員、中学校は市町村の職員であり、人事で難しい面もある。日頃の研修交流等が課題である。
- 公立学校は、私立学校と異なり、教職員は短いスパンで異動している。
- 国立の併設型であり、教員の半数は県や市からの異動。希望して来ていただくことが望ましいが、必ずしもそうではない方もいると思う。
- 併設型中学校であり、高校籍と中学籍の教員はおよそ6：4。中学校の先生が本校に赴任することは晴れがましいものであると聞く。
- 公立学校の条件整備としては、都道府県独自で加配措置を講じてきたものの、財政難の中でなかなか難しい状況がある。
- 中学・高校の体制を合理化できる部分と独自に手厚くしなければいけない部分があ

る。私立学校の場合、経営上の問題と教育内容の改善という問題を、バランスをとりながら対応していかなければならず、困難な状況も一般的にはある。

<教職員の負担>

- 多忙化の要因は、保護者の教育要求の高まり、スクールコンプライアンス、社会的要求、人身削減、生徒の多様化、異年齢集団に配慮したカリキュラムづくりや、中高一貫であることによる教員の知識や教養の高度化など。
- 多忙化への対応策は難しいが、仕事の効率化、ITによる一括管理やデータの蓄積による省力化など。また、保護者の方が学校行事等に協力してくれる体制がある。
- 職員研修の場を設け、全員が教員としての力量を伸ばしていけるよう取り組んでいる。
- これまで各教科ごと、単年度でシラバスを作成していたが、6か年を見通したシラバスを作成した。始めたばかりの取組であるが、生徒への指導の一貫性を保ちつつ、指導法の継承や教員の負担軽減に資するのではないかと考える。
- 中高一貫教育の意義を感じつつも、教材研究等で負担が増え、病欠等を取る教員も増えている中高一貫校もあるのではないかと考える。
- 何か新しいことを始める際に負担感を伴うのは当然。中高一貫教育校における教員の負担感は、中高一貫であることによる業務のみならず、そもそも教員の超過勤務の常態化といった背景があるのではないかと考える。
- 私学としては、中高一貫であることによる負担感は特に感じていない。むしろ、個性を出すためにやる事が多く、教職員の負担は多い。
- 中高一貫導入時は確かに大変だったが、今は負担感はない。要は、何をやっているかという目的意識が強ければ、さほど負担感はないとは経験則として言える。

リアル熟議における意見

中等教育学校・併設型

【グループ別協議】

- 中学校は生徒指導と問題解決的な学習を主とし、高校は進学指導と講義型授業であり、中高間で一貫教育の共通理解がなかなか図れない。
- 担任を中高6年間の持ち上がりとしたいが、なかなかできない。

【全体討議】

- 中学校と高等学校の教員の相互理解が課題である。中学校と高等学校の文化の差を埋めるため、例えば職員室を同じにすること等により、互いの違いをわかり受け入れることが必要。また、中学校と高等学校の授業進度の違いを認識することが必要。
- 教員の交流を行う場合には、中高の授業形態（選択幅の大きさ、習熟度授業等）の在り方、各教員の授業の持ち時間のやりくり、評価、卒業後の進路に関する指導の在り方等について共通理解を進めることが課題である。また、日常的なふれあいが必要である。
- 教員の異動期間の問題があり、6年間持ち上がることができない場合が生じる。異動期間の弾力的運用も必要かもしれない。

連携型

【全体討議】

- 教員が連携についてまず理解をし、学校として組織体制をつくっていくことが大事。
- 学校規模の縮小、教員数の減少により、連携した教育活動の継続が難しい。
- 中高が合同で6年間のシラバスを作成しているところもあった。
- もっと連携しながら実施したいが、距離が離れていて時間が取れない。目の前の生徒への対応の時間も必要であり、ジレンマを感じる。
- 複数の中学校と連携を行うために距離的な問題がある。

○その他の論点（委員及びヒアリング出席者の意見）

<中高一貫教育校の整備>

- 小学校を卒業する段階で際だった才能や意欲を明確に示している子どもが現実にいる。そのような中で、中高一貫教育を希望する子どもに対し、継続的に資質や能力を伸ばすための公立学校を整備していく必要がある。
- 公立の中高一貫教育校はかなり高倍率になっている。少なくとも2倍程度までにおさまるように、生徒や保護者の願いを実現できるよう、学校数を増やす必要があるのではないか。
- 小学校においては公立・私立の中高一貫教育校を受験する子どもが多く、保護者のニーズの高さを感じる。選択肢が増えることはよいが、経済的な問題で私立への進学が難しい子どももあり、公立の中高一貫教育校の人気は高い。
- 中高一貫教育校の数がまだ少なく、入学を望む高校の受験の枠が少なくなってしまう、その結果、そこに入れなかった子どもが志願先を変更して高校進学したり、経済的には大変な中で私立に進学せざるを得なくなったりしている現状がある。
- 公立の中学校と高等学校による連携型では設置者が異なり、その中でどうやって中高一貫教育の仕組みを推進していくか、という点に難しさがあるので工夫が必要。
- 公立の中高一貫校は、中学校から高校へ行く段階で囲い込みをしておき、受験勉強が小学校に低年齢化している。公立の中高一貫教育とは何なのかが改めて問われている。（再掲）
- 先駆的に中高一貫教育を展開してきた私立学校を単に模倣するのではなく、それとは違う形での公立の在り方を考える必要。（再掲）
- 必要条件は小学校の課程で満たされており、それを前提に、中高一貫教育でどのような十分条件を満たしていくかが重要。10年前の例示以外も含め、その点は、設置者がきちんと考える必要がある。
- 中高一貫教育の制度の導入以前から、私学は各学校が工夫をし、試行錯誤しながら中高一貫教育を行ってきた。制度が導入され、公立学校が中高一貫教育を行うようになり、その新たな枠組みに私立学校も加わるように求めても関係者の理解を得るのは難しい。
- 私立学校においては、保護者の学費負担の大きさが課題であり、負担軽減策が必要。その点を少しずつ改善できれば、公立学校とも、あるいは私立学校間でもそれぞれの取組を（情報）交換して、お互いに切磋琢磨していけると考える。
- 公私の学校間のコミュニケーションが重要。特色ある教育や、教員の交流、ノウハウの交換などをもっと積極的に行うべき。
- 一口に中高一貫校と言っても、国公立で全くビジネスモデルが違うと感じる。

<地域への影響>

- 中等教育学校の場合は、新しい学校制度の選択が可能になった、学校が新しく一新され、地域の信頼が高まった、との指摘がある。
- 中等教育学校や併設型では、市町村立中学校への影響を指摘する声もある。
- 地域の核になっているような生徒が学区を超えて中高一貫教育校へ進学すると、その後、その地域の学校はどうなるのか、という点を、地域の教職員や保護者が懸念している。
- 公立中学校への影響も見定める必要があるのではないかと。中高一貫教育校以外の公立中学からリーダー層の子どもが大幅に抜けるために公立中学が荒廃しては困るのであり検討が必要。
- 連携型では、小・中・高の連携が発展した地域もあるが、進学率が必ずしも高くない学校もある。
- 中高一貫教育校で地域のリーダーを育てる旨が設置者から宣伝されている。そうすると公立の中学校はいかにあるべきなのか。

- 本校が核となり、地域全体の取組として、中学校と高等学校が情報提供を密にする観点からの中高連携を進めている。
- 公立学校の場合は教員の異動があるため、中高一貫教育校で学んだノウハウを他の公立学校にも波及させていくことが重要。

<連携型>

- 連携型を中等教育学校や併設型と同列には論じられない。
- 連携型は様々な問題を抱えており、教育委員会や保護者が地域ぐるみで取り組んでいる。その意欲と取組をサポートできる仕組みを考えるべき。
- 連携型の学校数が伸び悩んでいるのは、中学校と高校の距離が離れているという物理的な環境の下で、教員を支えるような体制ができていないことによる。

中高一貫教育の現状等について

中高一貫教育校の特色

中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、平成11年度から導入。

- 安定した環境の中で、6年間の学校生活を送ることができる。
- 6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することができる。
- 6年間にわたり生徒を把握することができ、個性の伸長や優れた才能を発見できる。
- 学年の異なる生徒同士が共通の活動を通し社会性や豊かな人間性を育成できる。

中高一貫教育校の種類

「中等教育学校」

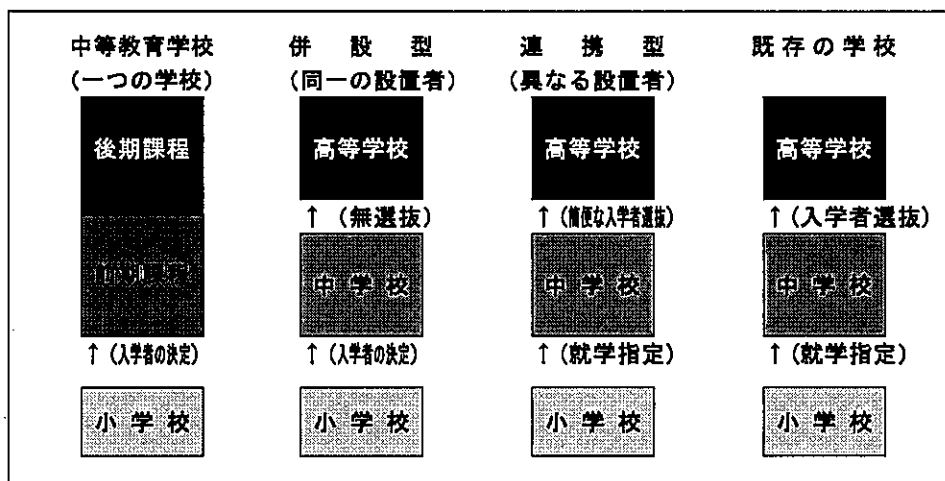
一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う。

「併設型」の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。

「連携型」の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する。

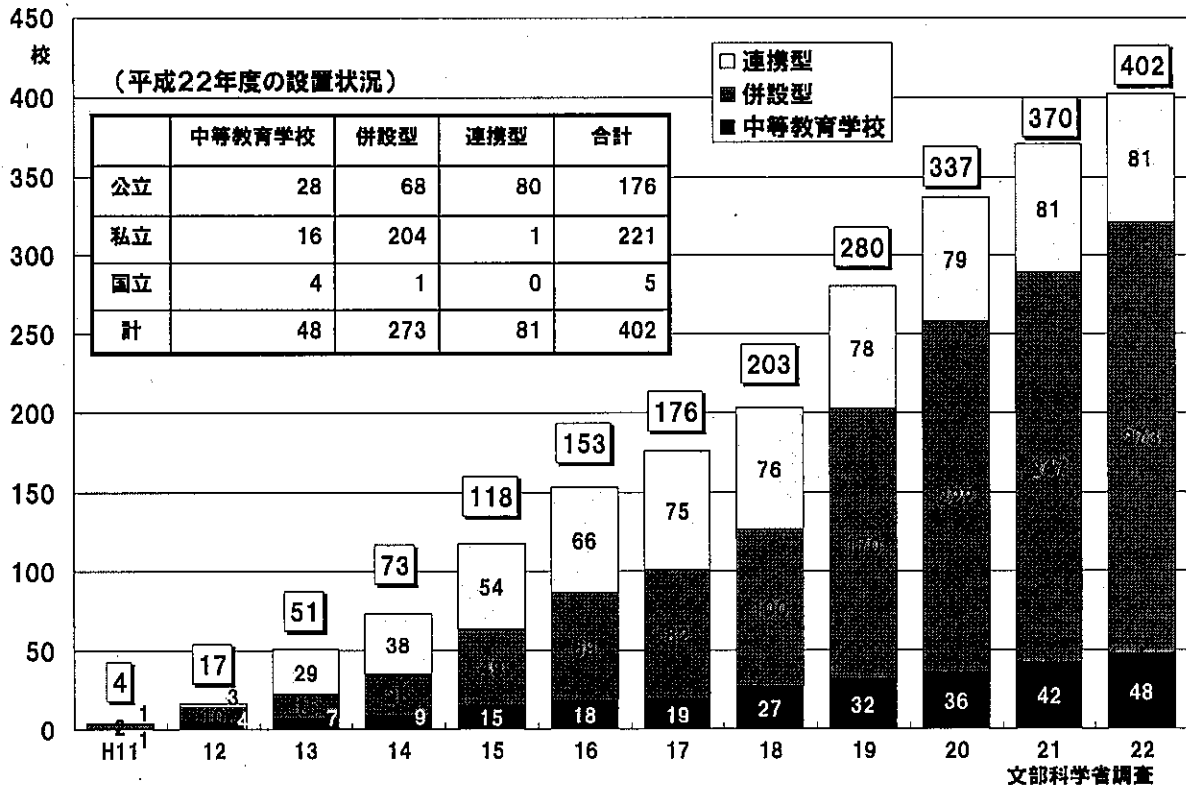


中高一貫教育校における特例(平成22年度)

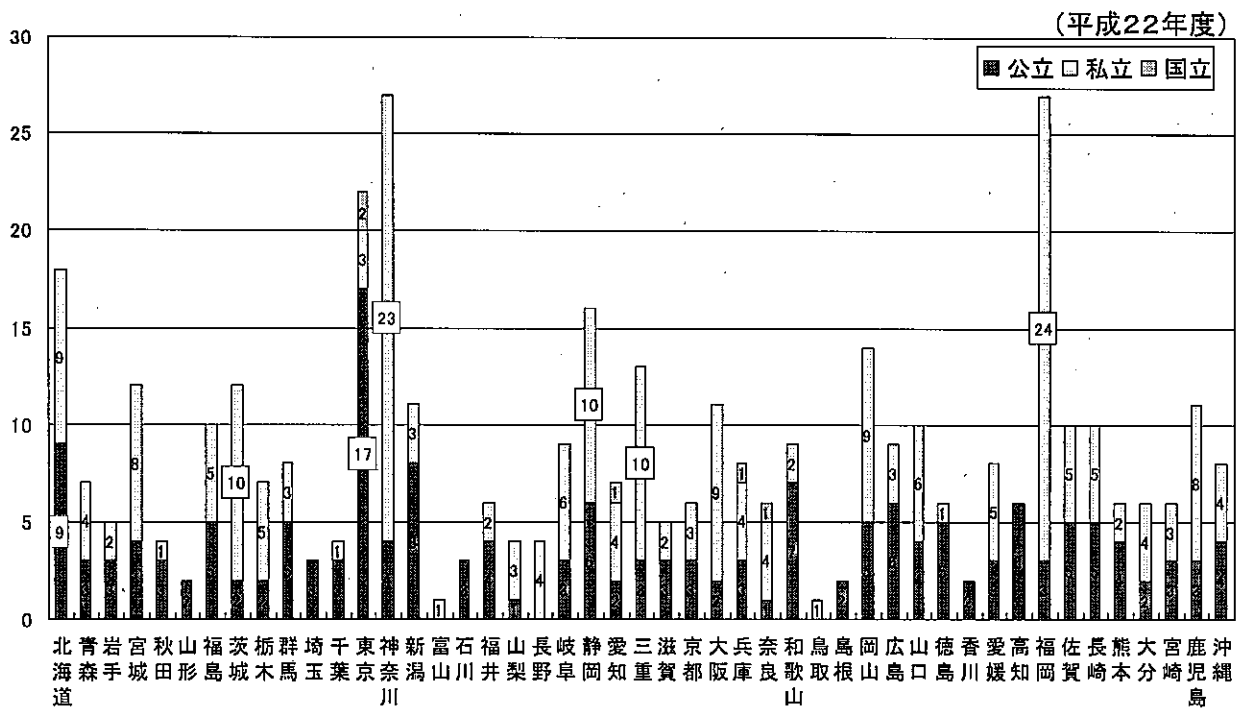
	一般の中学校・高等学校	中等教育学校・併設型	連携型
選択教科による必修教科の代替		必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
中学校段階 各選択教科の授業時数	第1学年： 年間30単位時間以内 第2、3学年： 年間70単位時間以内	特に必要がある場合は、左の時間を超過して各学校が定めることができる。	
指導内容の移行		①中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程（中学校）と後期課程（高等学校）の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。 ②中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程（中学校）の指導内容の一部を後期課程（高等学校）へ移行することが可能。 ③高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程（高等学校）の指導内容の一部を前期課程（中学校）へ移行することが可能。この場合、後期課程（高等学校）で再履修しないことが可能。	
高等学校段階 普通科における単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	30単位まで	

※ 各選択教科の授業時数の拡大の特例については、新学習指導要領の実施により選択教科の授業時数の定めがなくなることに伴い、平成24年度より廃止される。

中高一貫教育校の推移

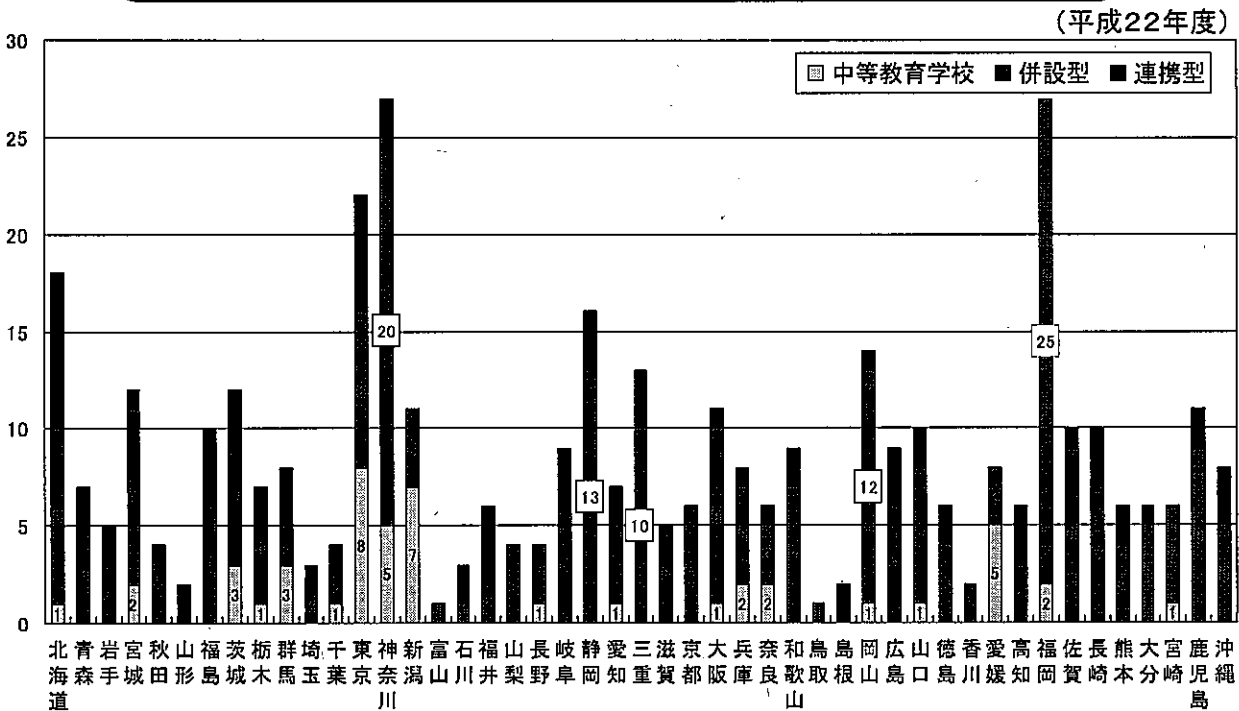


中高一貫教育校数 (都道府県・設置者別)




文部科学省調査


中高一貫教育校数 (都道府県・設置形態別)



文部科学省調査



中高一貫教育に関する 実態調査(結果)



調査対象・項目

【調査対象】

- ・全国の中高一貫教育校
(中等教育学校・併設型・連携型)
- ・都道府県・市町村教育委員会

【調査項目】

- 1 中高一貫教育の導入に係る経緯等
- 2 教育課程の内容
- 3 教育活動の状況
- 4 入学者選抜の状況
- 5 教育委員会からの回答

【調査時期】

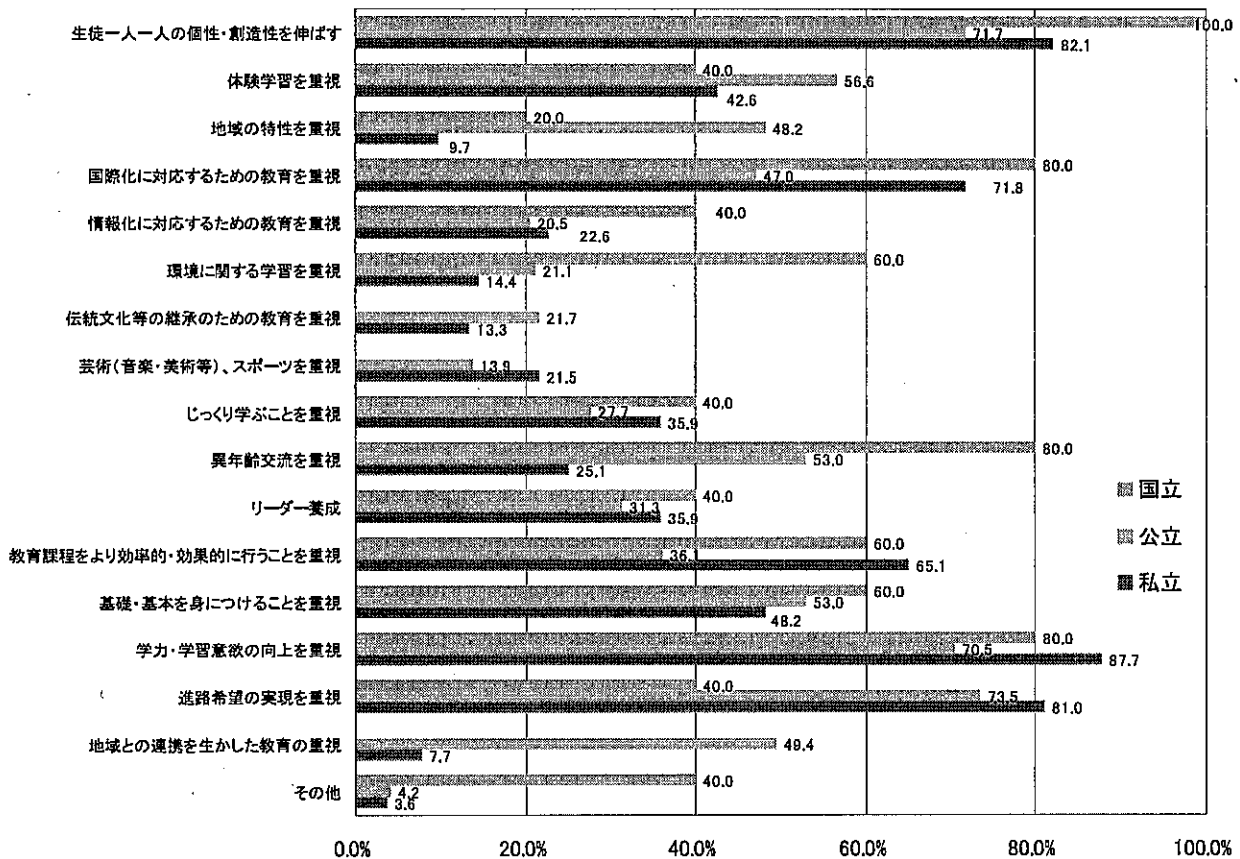
平成22年3月

【回収率】

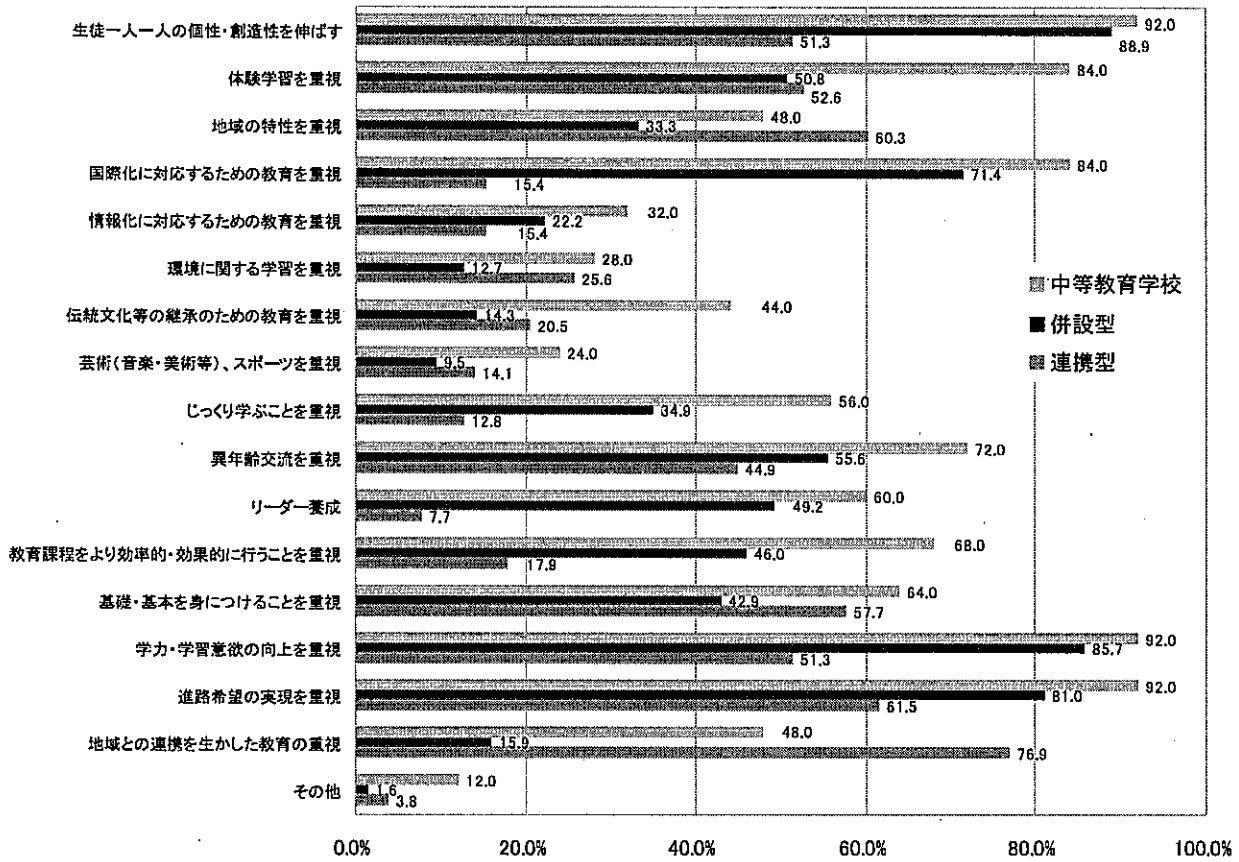
99% 366校(平成21年度設置数 370校)

1. 中高一貫教育の導入に係る経緯等

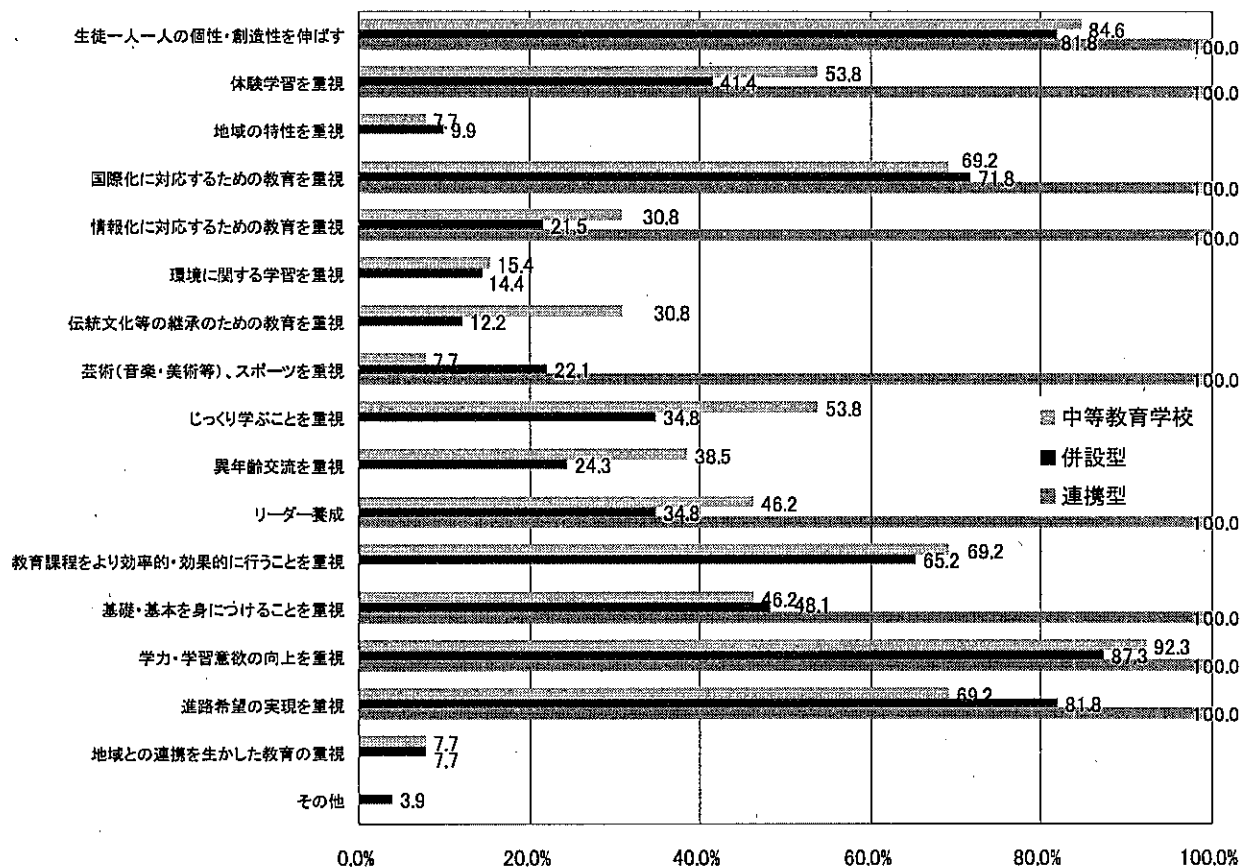
(1) 教育活動の特色について(国公立別)



(1) 教育活動の特色について(公立)



(1) 教育活動の特色について(私立)



(1) 教育活動の特色化のための主な取組内容

※ ○: 国公立問わず回答が多かったもの △: 私立のみに見られる回答(以下、同様)

1. 生徒一人一人の個性・創造性を伸ばす

- 「総合的な学習の時間」の活用
 - ・生徒一人一人の探究活動及び成果発表
 - ・科学的思考判断力や言語能力の育成、
- 多様な類型・コースの導入や習熟度別クラス編成、少人数指導
- 学級担任2人制によるガイダンス機能の充実
- 中高の交流授業の実施
- 中高の教員が同じ職員室で執務
- 学校設定科目の開設、選択科目の時間数増加などの特例の活用
- △ キリスト教教育に基づいた「一人一人を大切に育てる」教育の実施

2. 体験学習(ボランティア体験、社会体験、勤労体験、自然体験等)を重視

- インターンシップ、職業体験の実施
- 宿泊研修の実施
- 地域でのボランティア活動の実施実施
- 様々な体験や地域活動への積極的参加、
 - ・体験: 田植え、稲刈り、茶摘、ヤマメの産卵、化石掘りなど
 - ・地域活動: 神楽、太鼓、駅伝大会、相撲大会、祇園祭、清掃活動など
- ホームステイ先での勤労体験、町内1日勤労体験、夏休みに帰省先での社会体験など
- 「総合的な学習の時間」を活用した体験的活動の実施、勤労観の育成
- △ 創始者の奉仕の精神を体験的に会得するための活動

3. 地域の特性(歴史、文化、自然、産業等)を生かした学習を重視

- 「総合的な学習の時間」における地域に関する学習の実践
- 地域でのボランティア活動の実施
- 地域の特性を生かした体験学習の実施
- 地域性を生かした選択科目等の設置

4. 国際化に対応するための教育を重視

- 修学旅行、短期留学、ホームステイなどを利用した交流体験の実施
- 英語教育の充実
- プレゼンテーション能力の育成
- △ ミッション系の学校などとりわけ私学においては留学、語学研修などの取組が多い

5. 情報化に対応するための教育を実施

- 「総合的な学習の時間」を活用した情報化に対応する内容の指導
- 情報化に対応したコースや学校設定科目の設置

6. 環境に関する学習を重視

- 「総合的な学習の時間」における地域環境に関する学習の実施
- 学校設定科目、選択科目等をととした地域の自然や産業に関する学習の実施
- 地域の特性を生かした体験学習の実施
- △ 中学校理科教育の一環としての環境に関する実習等

7. 伝統文化等の継承のための教育を実施

- 「総合的な学習の時間」を活用した伝統芸能に関する学習の実施
- 地域の伝統行事への参加
- 伝統文化・芸能に関する特別授業の実施

8. 芸術(音楽・美術等)、スポーツを重視

- 音楽・美術に関するコースの設置
- 学校設定科目、選択科目等をととした芸術に関する授業の実施
- 中高合同による部活動の実施、授業交流
- 芸術鑑賞の機会の確保

9. じっくり学ぶことを重視

- 少人数授業、習熟度別授業の実施、到達度に応じた個別の補完的指導
- 読書指導
- 学校設定科目、選択科目をととした指導

10. 異年齢交流を重視

- 文化祭、体育祭その他学校行事の合同実施
- 部活動の合同実施
- 「総合的な学習の時間」の合同実施

11. リーダー養成

- 宿泊行事をととしたリーダー養成
- 学校行事を生徒会中心で運営することによるリーダー養成

12. 教育課程をより効率的・効果的に行うことを重視

- 6年間を見通した指導計画の作成・実践
- 教育課程の基準の特例を活用し、高校の教員が中学校で指導
- 少人数授業、習熟度別授業の実施
- △ 私学においては特に6年間を見通して、先取り学習に取り組む例が多い

13. 基礎・基本を身につけることを重視

- 少人数授業、習熟度別授業、TT授業の実施
- 基礎力診断テストによる理解度の把握
- 朝、放課後、長期休業中などさまざまな機会を利用した補習等の実施
- △ フィンランド教育の導入に向けた研究・実践

14. 学力・学習意欲の向上を重視

- 少人数授業、習熟度別授業など授業形態の工夫
- 高等学校の教員、生徒が中学校の生徒を指導
- 朝、放課後、長期休業中などさまざまな機会を利用した補習・合宿等の実施
- 各種講演会や独自検定などの実施

15. 進路希望の実現を実施

- コース制の設置、少人数授業や習熟度別授業など授業形態等の工夫
- 「総合的な学習の時間」等の機会を中心とするキャリア教育の実施
- △ 生徒・保護者との面談の充実
- △ 中高間の連携した指導

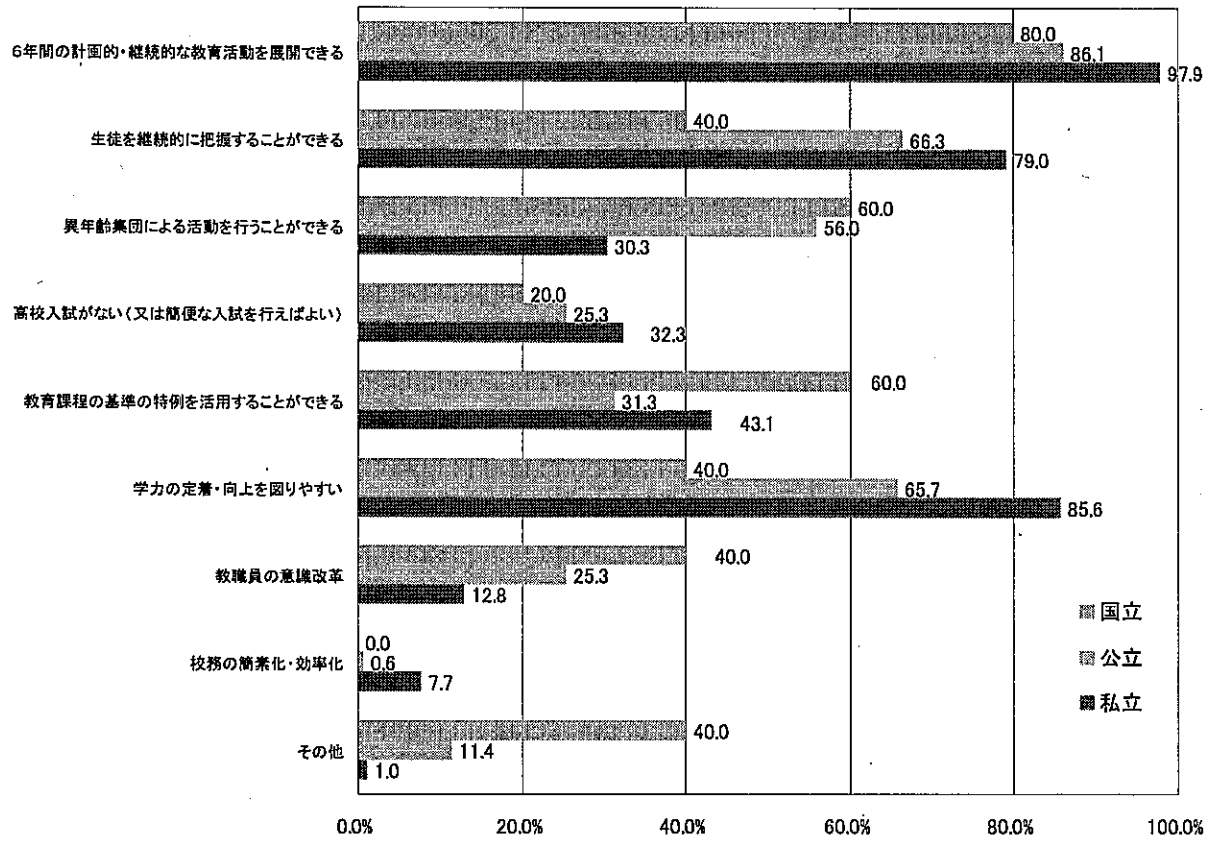
16. 地域との連携を生かした教育の重視

- 「総合的な学習の時間」を利用した地域に関する学習
- 地域の人材を活用した学習活動
- 地域活動への参加、地域でのボランティア活動
- △ 近隣の小学校との交流

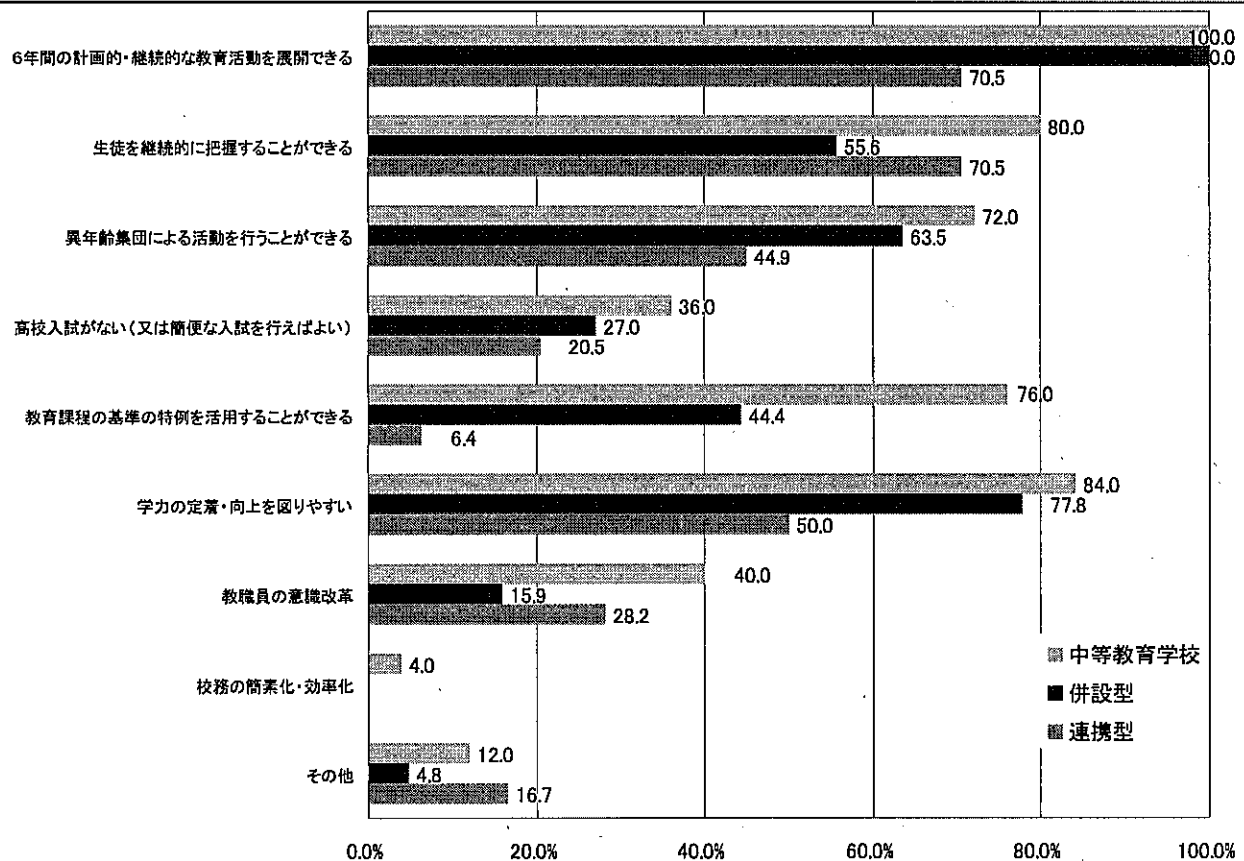
17. その他

- 日本一のあいさつをめざしたあいさつ運動を実施

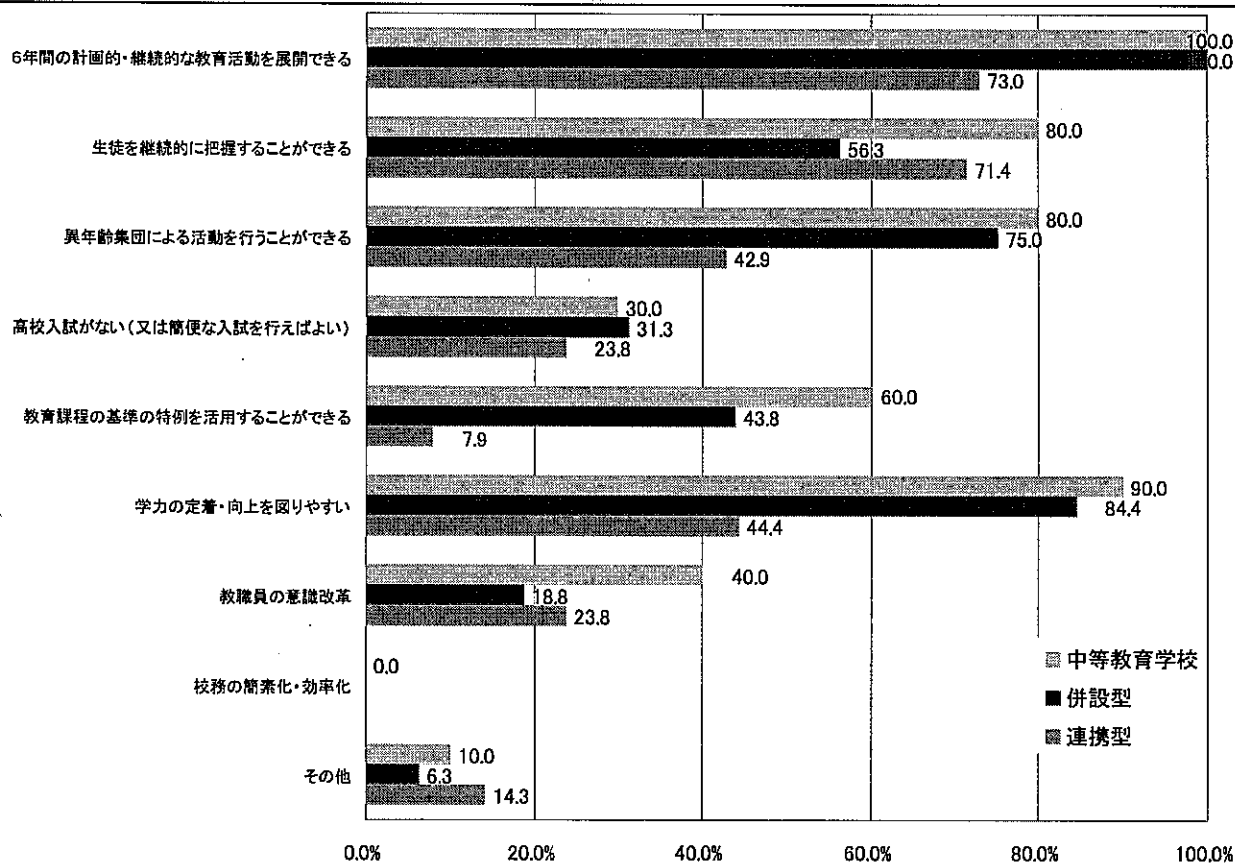
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(国公立別)



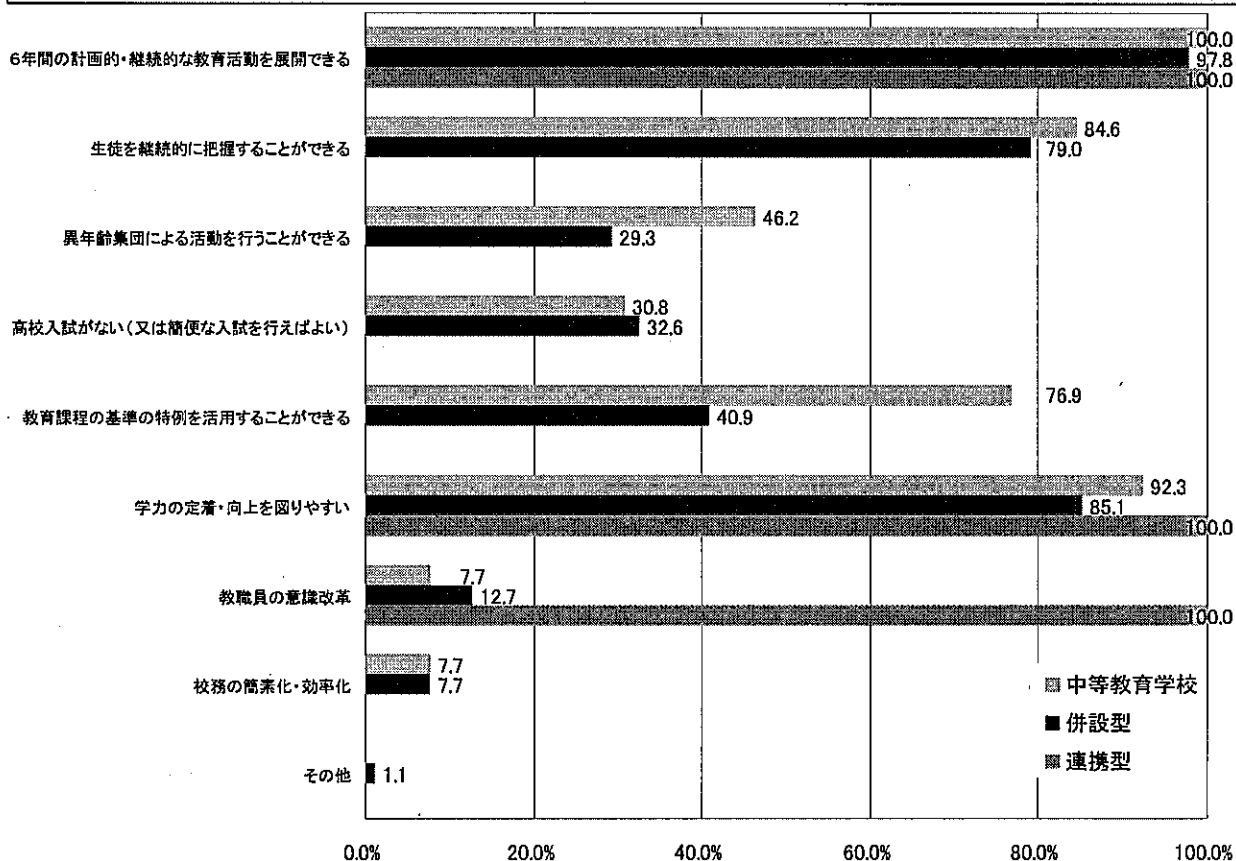
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(公立)



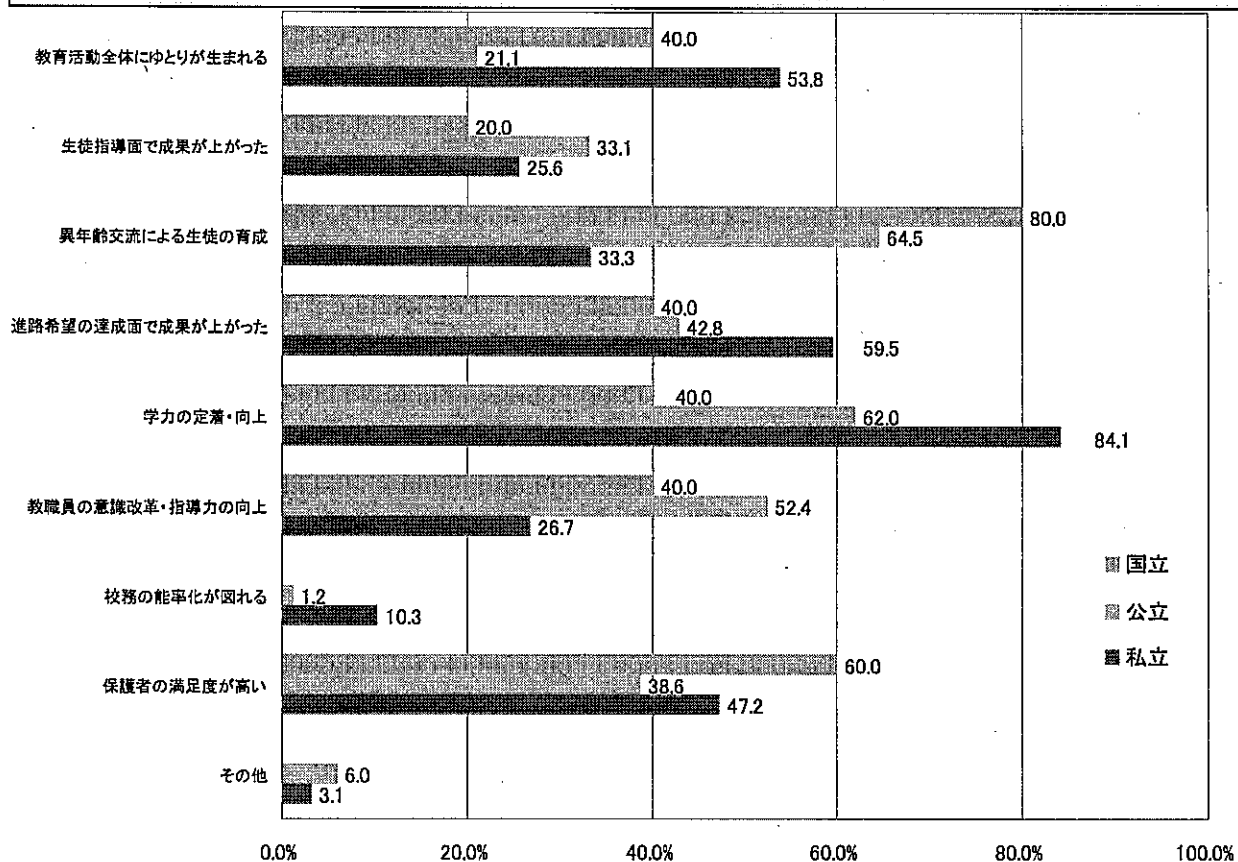
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(公立(平成11~16年度設置校抽出))



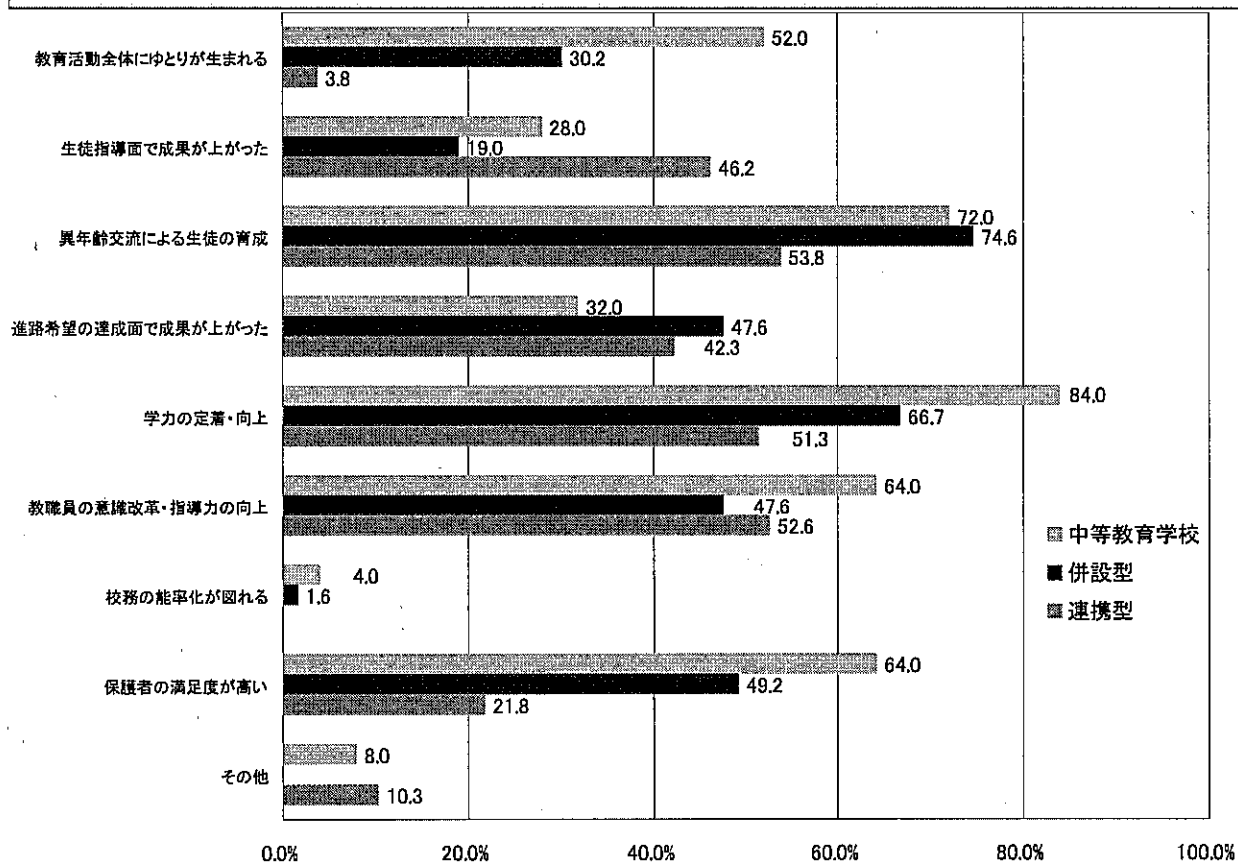
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(私立)



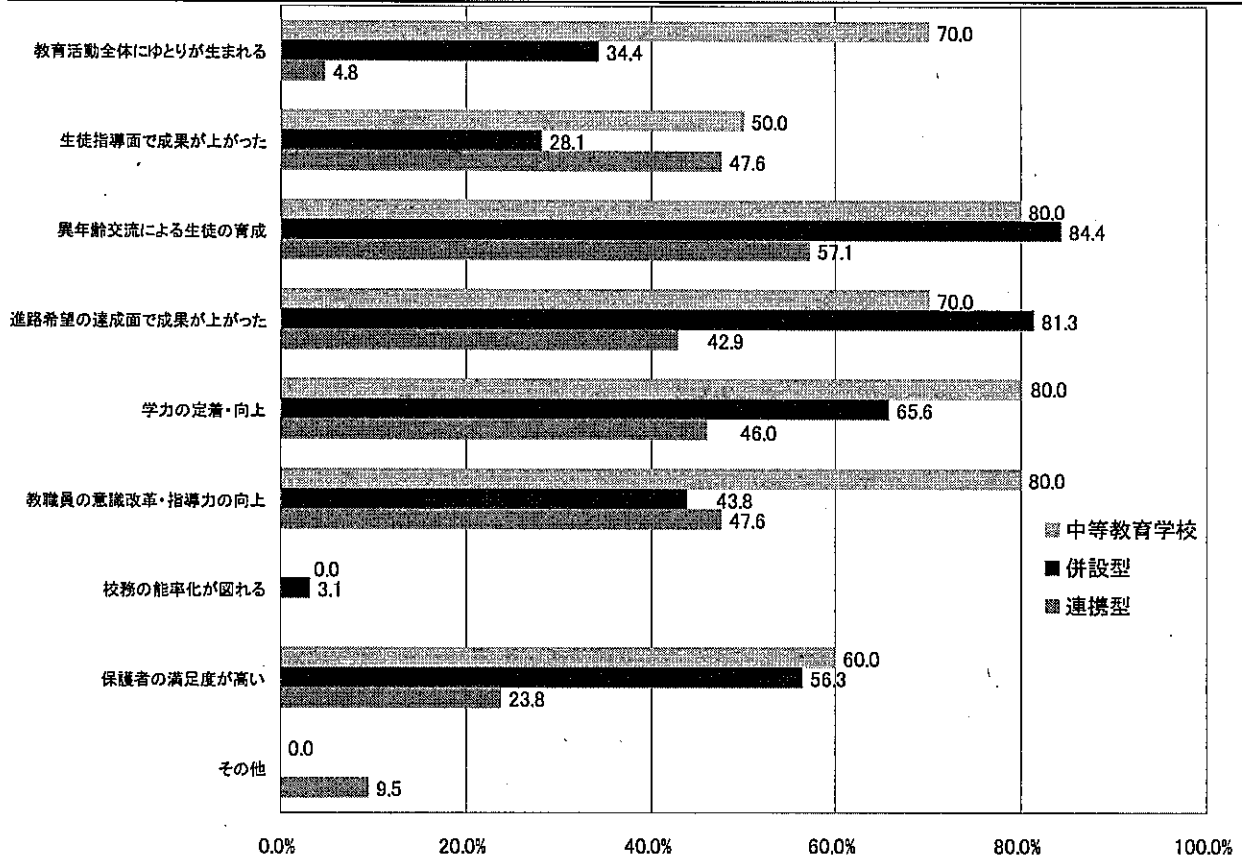
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(国公立別)



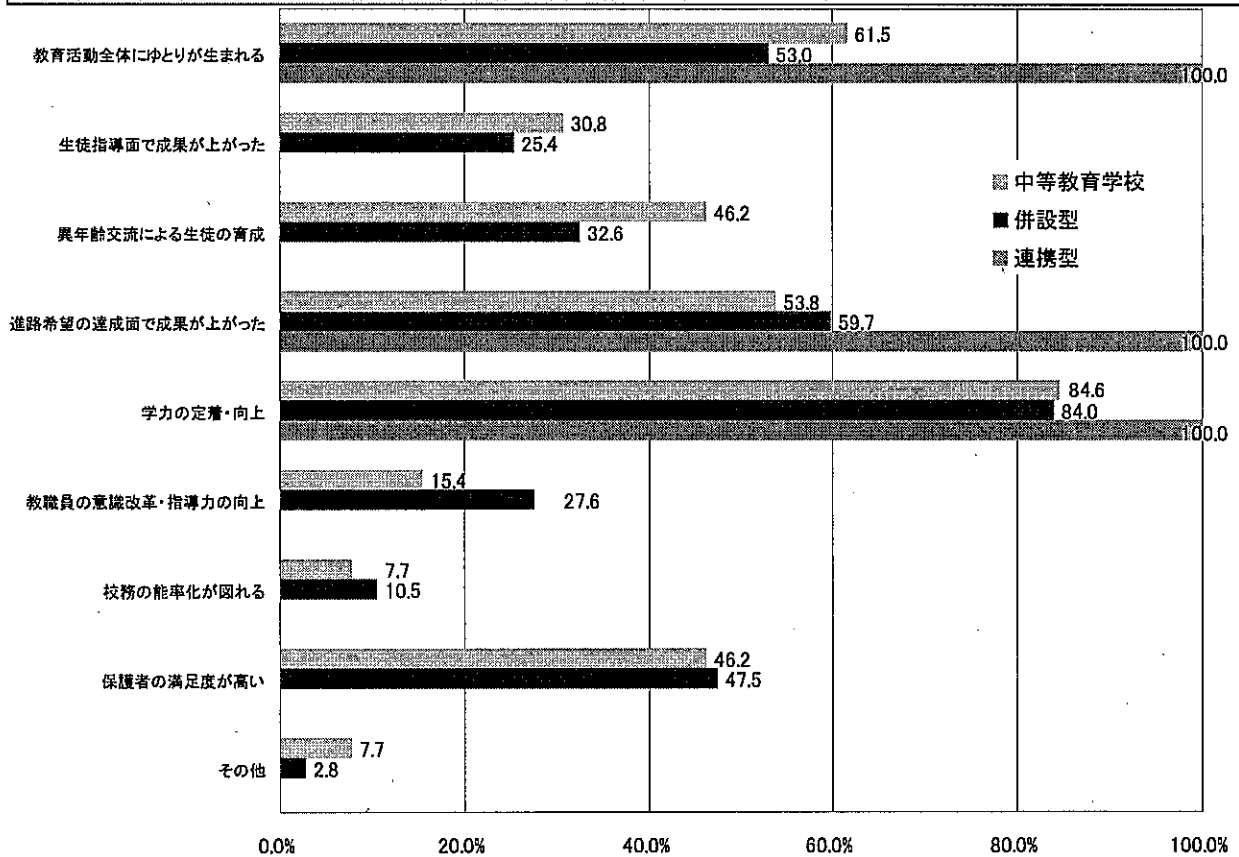
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(公立)



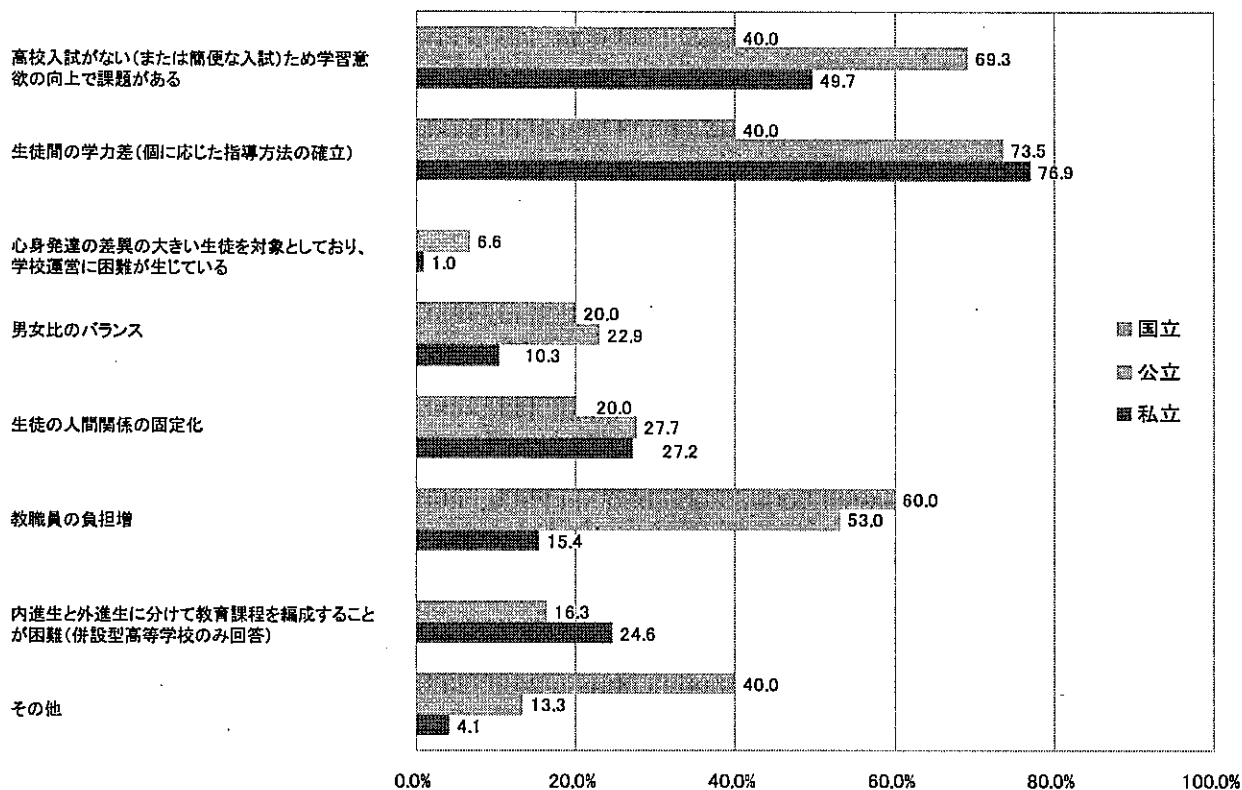
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(公立(平成11~16年度設置校抽出))



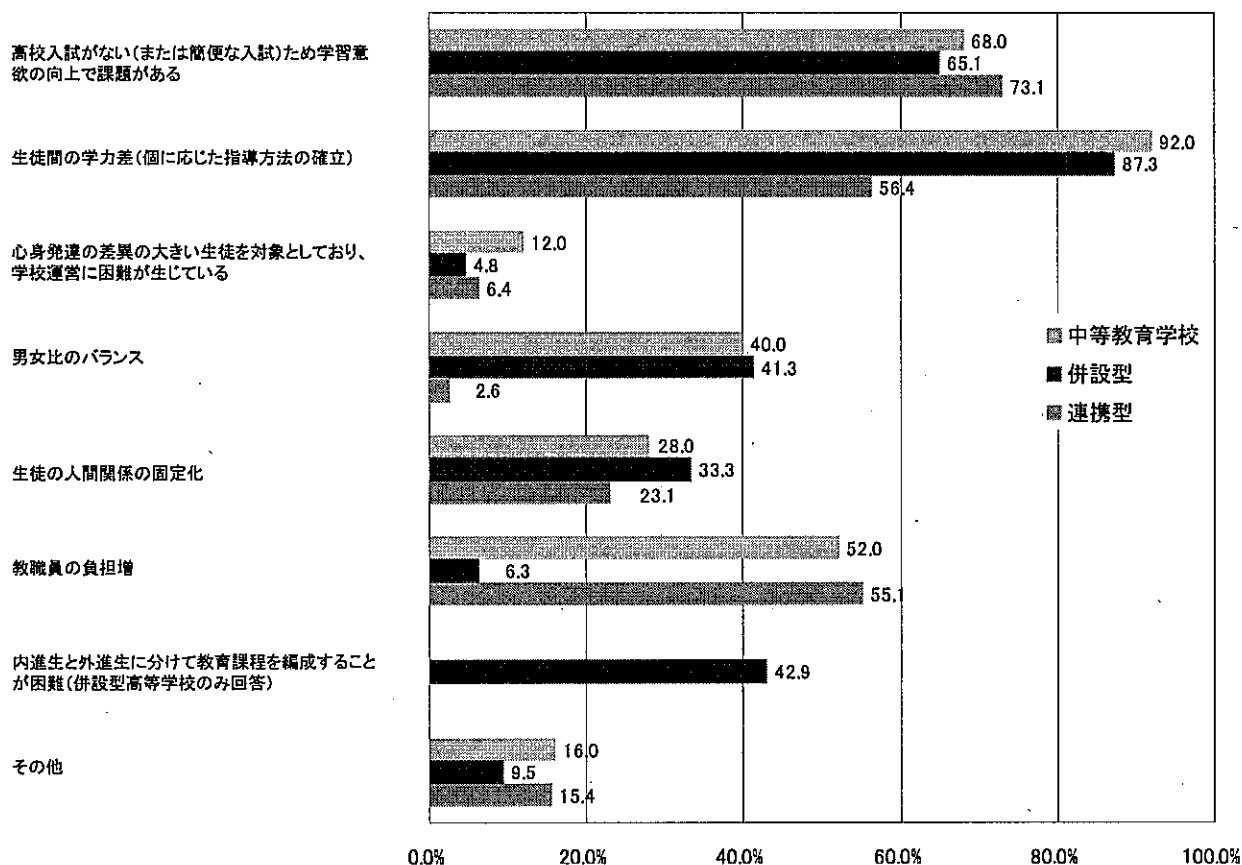
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(私立)



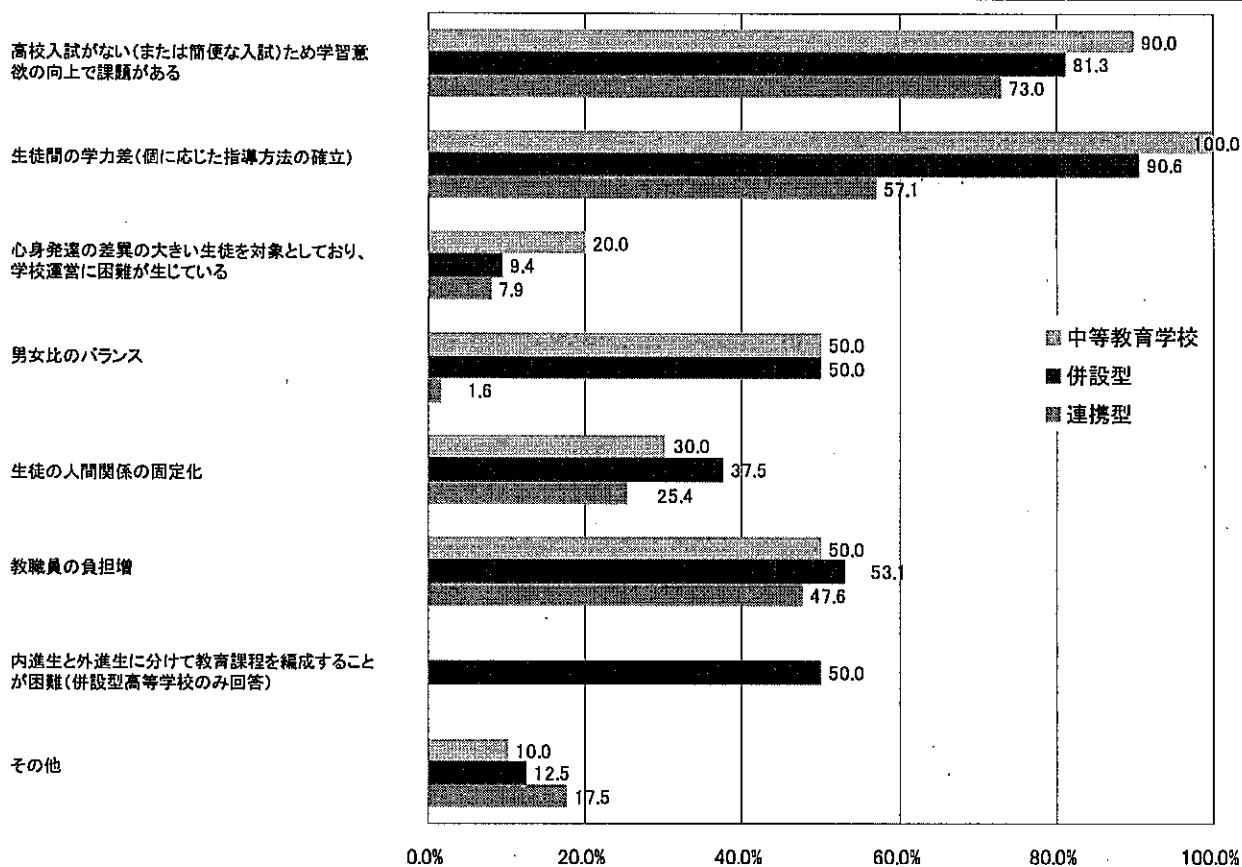
(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(国公立別)



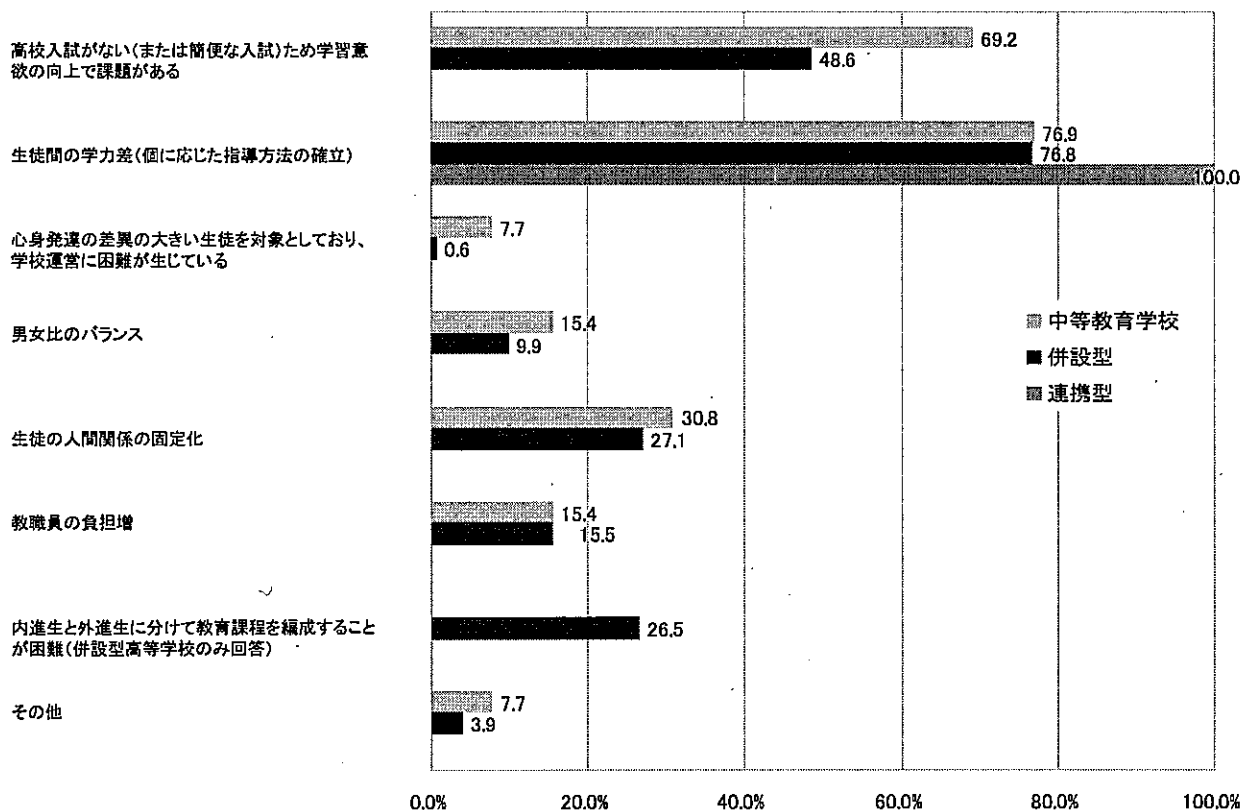
(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(公立)



(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(公立(平成11~16年度設置校抽出))



(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(私立)



(4) 中高一貫教育実施にあたって、課題と考えている事項の解決のための学校における具体的な取組内容

1. 高校入試がない(または簡便な入試)ため学習意欲等の面で課題がある

【中等】

- 3年次と4年次の学習内容の組替えによる意欲の継続
- 3年次に到達度テストを行ない、定着度を確認のうえ、指導に活用
- △ 学習内容の定着を図るための補習等の実施

【併設】

- 学力検査問題あるいはそれと同程度の難易度の問題による試験の実施。
- 中学校の学習内容に関する課題の提示。
- 高等学校の教員による中学生への面談、講話の実施
- 高校生による中学生への指導(講話、補講等)
- △ 業者模試等を利用して意欲を喚起
- △ 進級認定試験の実施

【連携】

- 学力検査問題あるいはそれと同程度の難易度の問題による試験の実施。
- 到達度テストの実施
- 連携入試合格者に対する、高校の教員による学習会の実施
- 冬休み、内定後、春休みなどさまざまな機会での課題の提示
- 連携型入試における学力検査の導入及びその検討

2. 生徒間の学力差(個に応じた指導法の確立)

【中等】

- 習熟度別授業、少人数授業の実施
- 朝、放課後、土曜日、長期休業日を利用した補習の実施
- 個別指導の強化(個別課題による添削指導、ノート点検、面接指導等)

【併設】

- 習熟度別授業、少人数授業の実施
- 朝、放課後、土曜日、長期休業日を利用した補習、質問教室の実施
- 生徒どおしの学びあいの機会の確保
- 中学校で先行学習(教育課程の基準の特例の活用)を行わない
- 高等学校では単位制による個に応じた指導を行う
- 内進生に較べ外進生の学力が相対的に低い現状を踏まえ、習熟度別編成、少人数授業を行う
- 適性検査で選抜され入学してきた生徒であり、学年が上がるに従って学力差が生じており、補習等で対応
- △ 放課後や休日を利用した個別補習、遅進者への指名補習等による個に応じた対応
- △ 下位クラスのぬるま湯体質を改善するため、習熟度別クラス編成を廃止し、個に応じた課題を課す等の個別指導による対応を模索

【連携】

- 習熟度別授業、少人数授業の実施
- 発達障害のある生徒への対応

3. 心身発達の差異の大きい生徒を対象としており、学校運営に困難が生じている

【中等】

- 特段の意見なし

【併設】

- スクールカウンセラーの配置・活用

【連携】

- スクールカウンセラーの配置・活用
- 中高合同公開授業を行い、校種間の相互理解を図る

4. 男女比率のバランス

【中等】

- 男子志願率が低い
 - ・部活動の活性化や各種行事での生徒の活動のアピール
 - ・学校説明会等での呼びかけ

【併設】

- 男子志願率が低い
 - ・男女比を同数として募集
 - ・男子生徒が興味を示す部活動の開設
- 理系専門学科へ接続する学校であることを周知し、男女比が毎年一定するように工夫
- 内進生と外進生の混合クラス編成で対応
- 地域小学校への情報発信

【連携】

- 特段の意見なし

5. 生徒の人間関係の固定化

【中等】

- 一学年の生徒数が少なく、人間関係がこじれると修復が困難。現状解決に至っていない。

【併設】

- スクールカウンセラー等の活用や関係機関との連携
- 内進生と外進生の混合クラス編成、外進生の定員増などで対応
- 学級を超えた活動を多く取り入れる
- 異年齢の生徒集団での活動を多く取り入れる

【連携】

- 多様な体験・経験を積む機会を確保
 - 部活動への全員参加
 - 他校との交流、他地域の行事への参加
 - コミュニケーション能力の育成
- (※ 連携型の回答は、郡部、島嶼部等過疎傾向にある地域の学校からが主流)

6. 教職員の負担増

【中等】

- 校務分掌の中高一体化
- 二人担任制の導入
- 分掌の統合による業務の協働

【併設】

- 校務分掌の中高一体化
- 中高の教員の交流・情報交換による相互理解の促進
- 加配による人的措置
- 学校行事の精選

【連携】

- 連携入試問作に係る負担増のため高校生の指導が手薄になる → 一般入試の活用を検討
- 校内LAN等の整備による負担軽減
 - ・連携校職員のメールアドレス公開による情報共有・打合せの利便向上
 - ・サーバーの管理徹底によるデータ等の共有で資料作成の重複を回避
- 遠距離移動への対応
 - ・職員の移動にバス等を借りる予算措置
 - ・特定の曜日を設定した移動

7. 内進生と外進生に分けて教育課程を編成することが困難

【併設】

- 数学のみ7月まで別クラスで指導、他は4月から同一クラスで指導
- 3年間混合しない
- 同一の教育課程で指導
- 英数のみ習熟度別編成、少人数授業を実施
- 学年制から単位制への移行を検討中
- 補習等を利用した外進生への指導

8. その他(1)

【中等】

- 高校入試がなく、自己と向き合う場面が少ないせいか、全体に幼さが残る。
 - 職場体験や合宿など外部の力を活用
- 2, 3年生は全体行事で中心となって活躍する場面が少ない
 - 新入生歓迎会などの場面で活躍の場を提供し、誇りと自覚を持たせる
- 前期課程と後期課程の教職員の分掌を固定せず相互の経験を生かした指導を行う

【併設】

- 中高の教職員の人事交流による一体感の醸成・課題の共有
 - ・高校の教員が中学校の担任を行う
 - ・中学校の教員が高校生の教科指導を担当する
 - ・中高の教員による校内研修で課題の洗い出し、改善点の提示
- 内進生と外進生の融和
 - 入学後早々に宿泊研修を実施し、学習における基礎基本の定着をはかる
- 中高一貫教育の方向性
 - ・併設型普通科進学校としての生徒・保護者・地域の要請は進学実績の向上
 - 内進生における中3から高1への接続が課題
 - モチベーション低下の防止、併設校に対応できる学力の定着
 - 内進生と外進生がお互いに刺激を与え高めあう集団になれるか

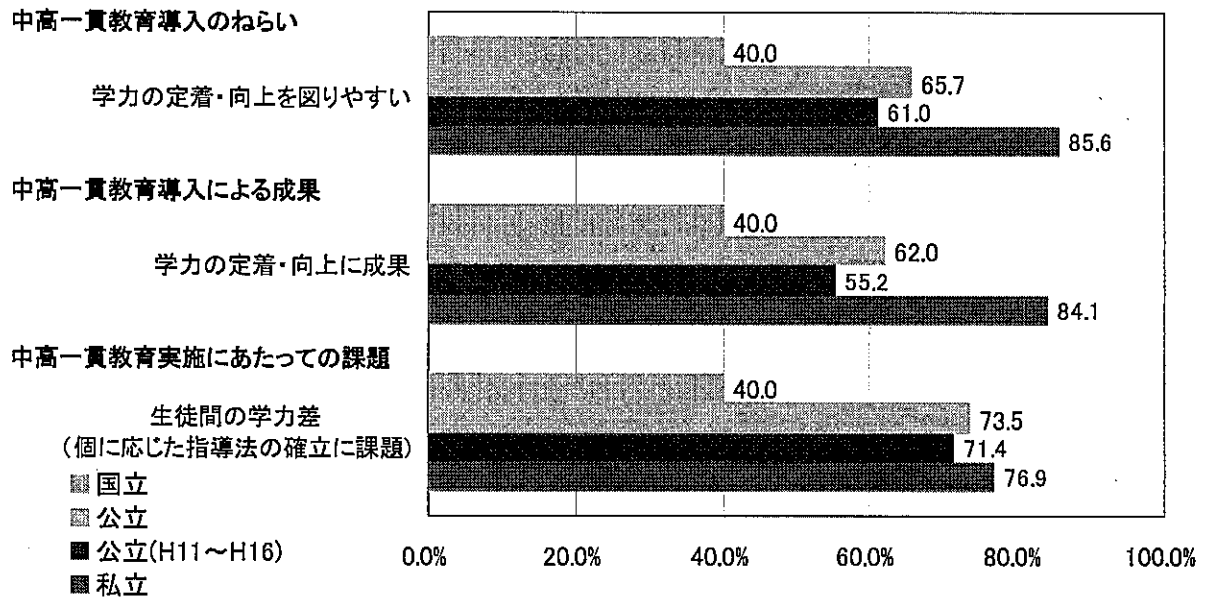
8. その他(2)

【連携】

- 連携校が遠距離であること
 - ・朝1限からの交流を原則としている
- 生徒の登下校の交通手段の確保
 - ・市民バスの利用、最寄り駅への連絡
- 広報活動(生徒募集)
 - ・道路脇の掲示板を利用した活動状況の掲示
 - ・連携校共同の学校便りの作成
 - ・連携中学校での生徒・保護者向けの高校説明会の実施
- 地域住民の理解
 - ・学校公開や行事への招待
 - ・地域の行事等への参加
- 組織の見直し
 - ・連携している中高が中心となっていた運営体制を見直し、町教育委員会を加えた組織に整備
- 総合学科の多様な科目選択への対応
 - 独自の学校設定科目等教科書のない科目があり教材研究に大きな負担感
 - 職員の異動もあり、特色ある科目の維持も課題

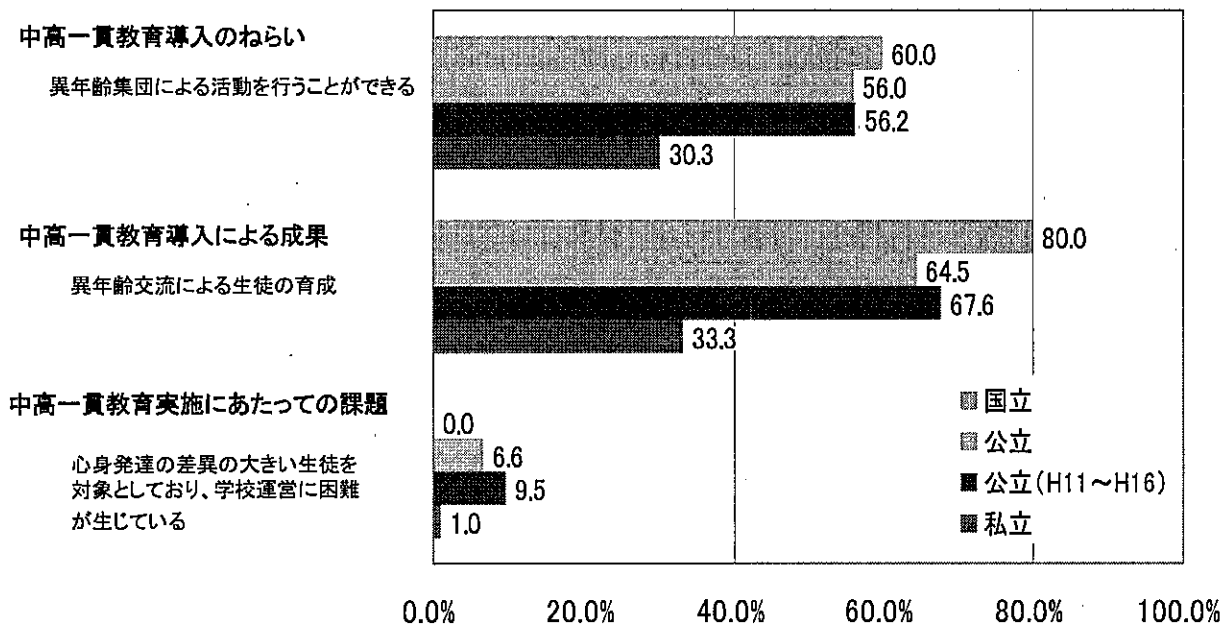
(5)クロス分析①(学力の定着・向上)

○ 公立・私立とも多くの学校が学力の定着・向上をねらいの一つとして中高一貫教育を導入し、成果を上げている反面、生徒間の学力差に苦慮している。



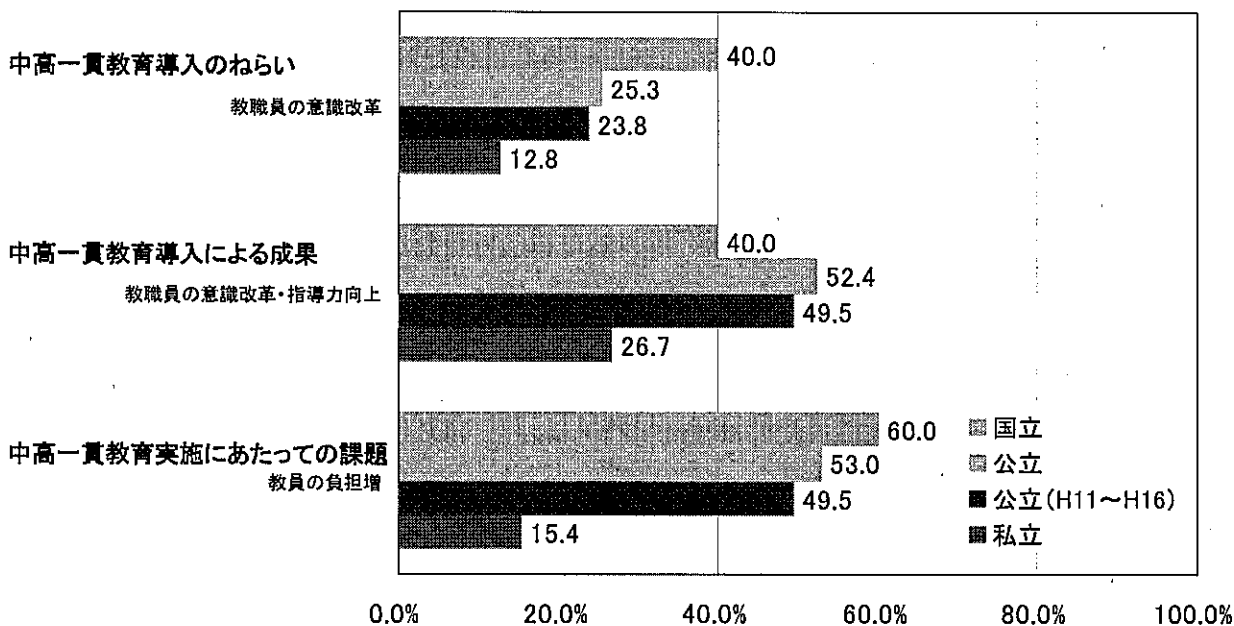
(5)クロス分析②(異年齢集団による活動)

○ 中高一貫教育を導入した結果、当初ねらいとして上げていた学校よりも多くの学校で異年齢交流による生徒の育成に成果があったとしており、学校運営が困難とする学校は少ない。



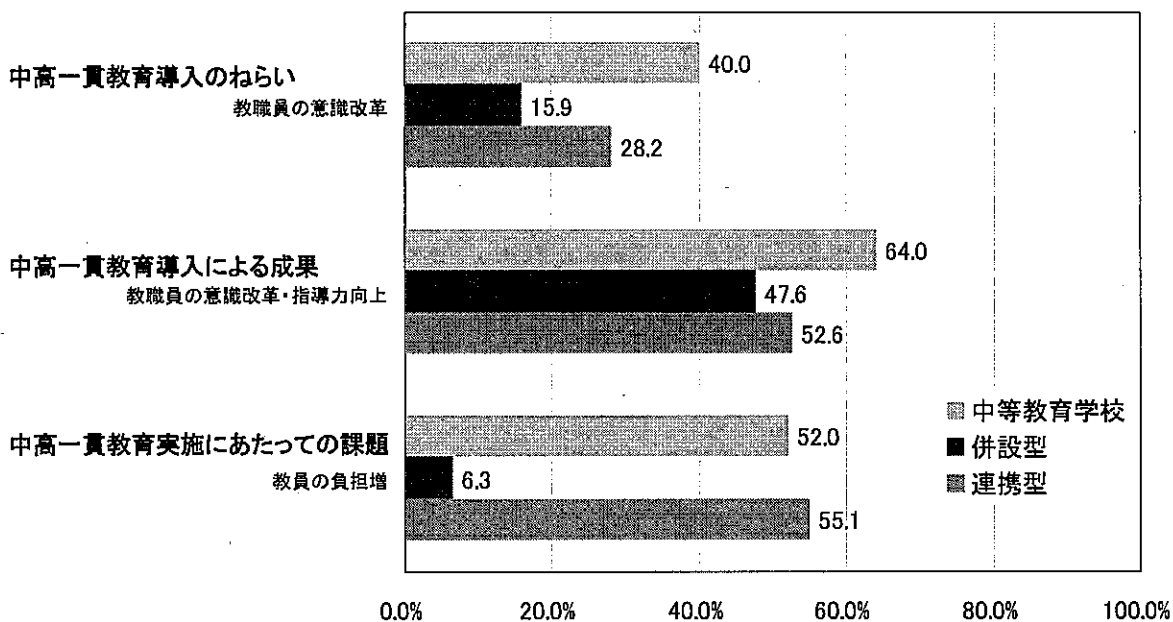
(5)クロス分析③(教員の意識改革・指導力の向上)

○ 中高一貫教育を導入した結果、当初ねらいとして上げていた学校よりも多くの学校で教職員の意識改革・指導力の向上に成果があったとしているが、反面、特に国立の学校では教員の負担増について、多くの学校が課題としている。



(5)クロス分析④(教員の意識改革・指導力の向上)

○ 各形態とも成果を上げてはいるが、特に中等教育学校と連携型において、教員の負担増が著しい。中等教育学校においては、前期・後期課程双方の教材研究の必要性、連携型においては、連携校が遠距離にあり移動等に時間的余裕がない等の地域的理由などが一因と推察される。



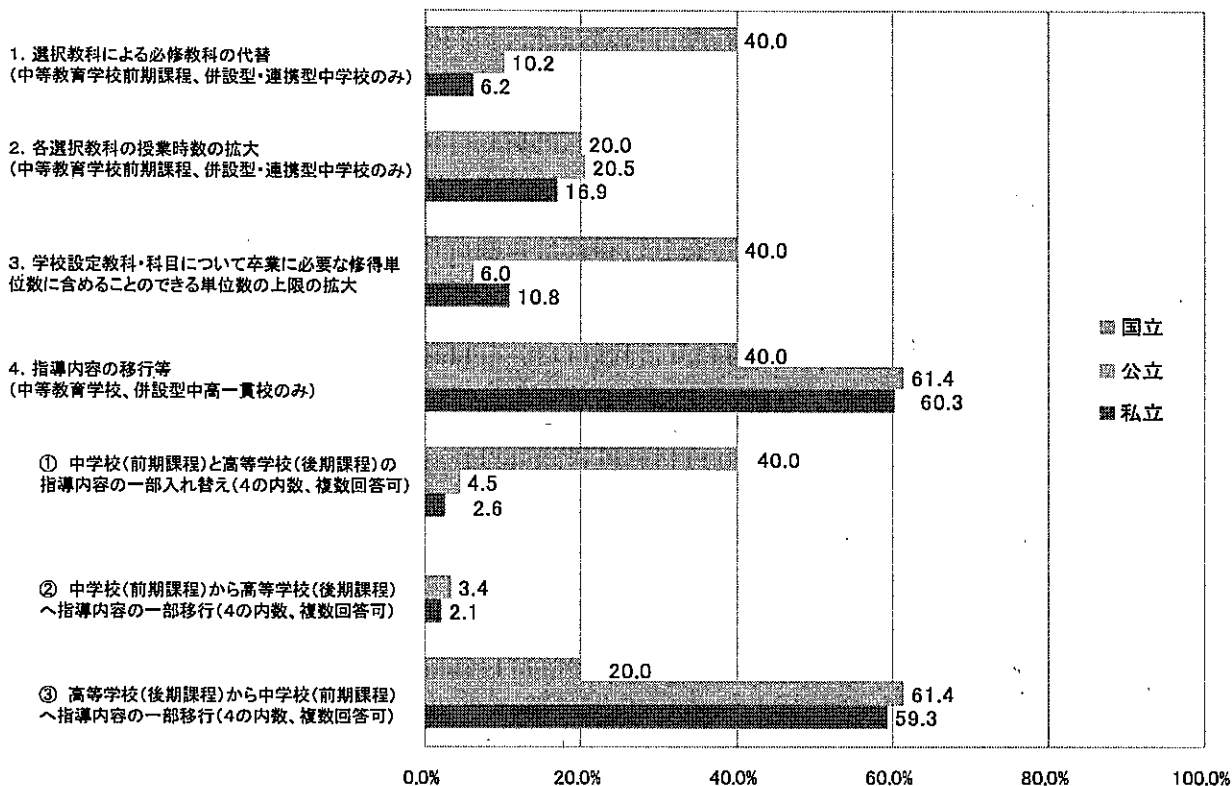
2. 教育課程の内容

中高一貫教育校における特例(平成22年度)

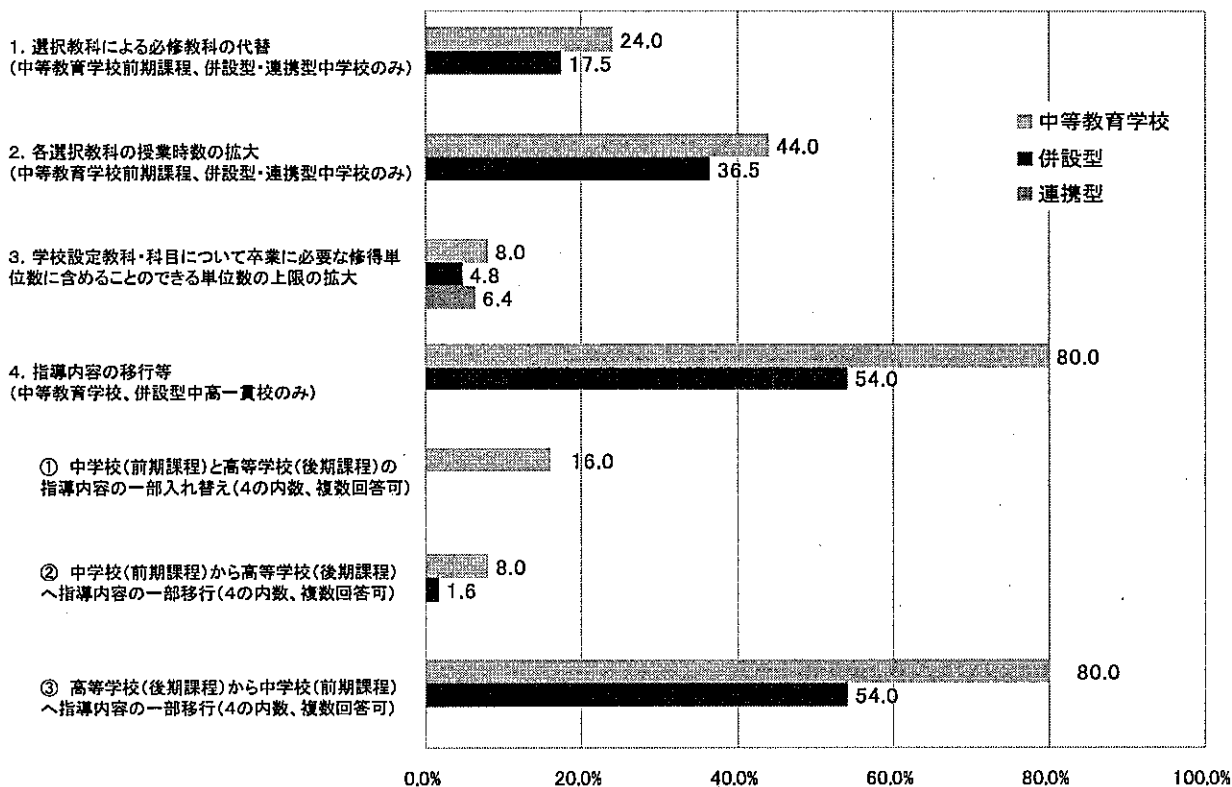
	一般の中学校・高等学校	中等教育学校・併設型	連携型
選択教科による必修教科の代替		必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
中学校段階 各選択教科の授業時数	第1学年： 年間30単位時間以内 第2、3学年： 年間70単位時間以内	特に必要がある場合は、左の時間を超えて各学校が定めることができる。	
指導内容の移行		<p>①中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程（中学校）と後期課程（高等学校）の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。</p> <p>②中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程（中学校）の指導内容の一部を後期課程（高等学校）へ移行することが可能。</p> <p>③高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程（高等学校）の指導内容の一部を前期課程（中学校）へ移行することが可能。この場合、後期課程（高等学校）で再履修しないことが可能。</p>	
高等学校段階 普通科における卒業に必要な修得単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について 卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	30単位まで	

※ 各選択教科の授業時数の拡大の特例については、新学習指導要領の実施により選択教科の授業時数の定めがなくなることに伴い、平成24年度より廃止される。

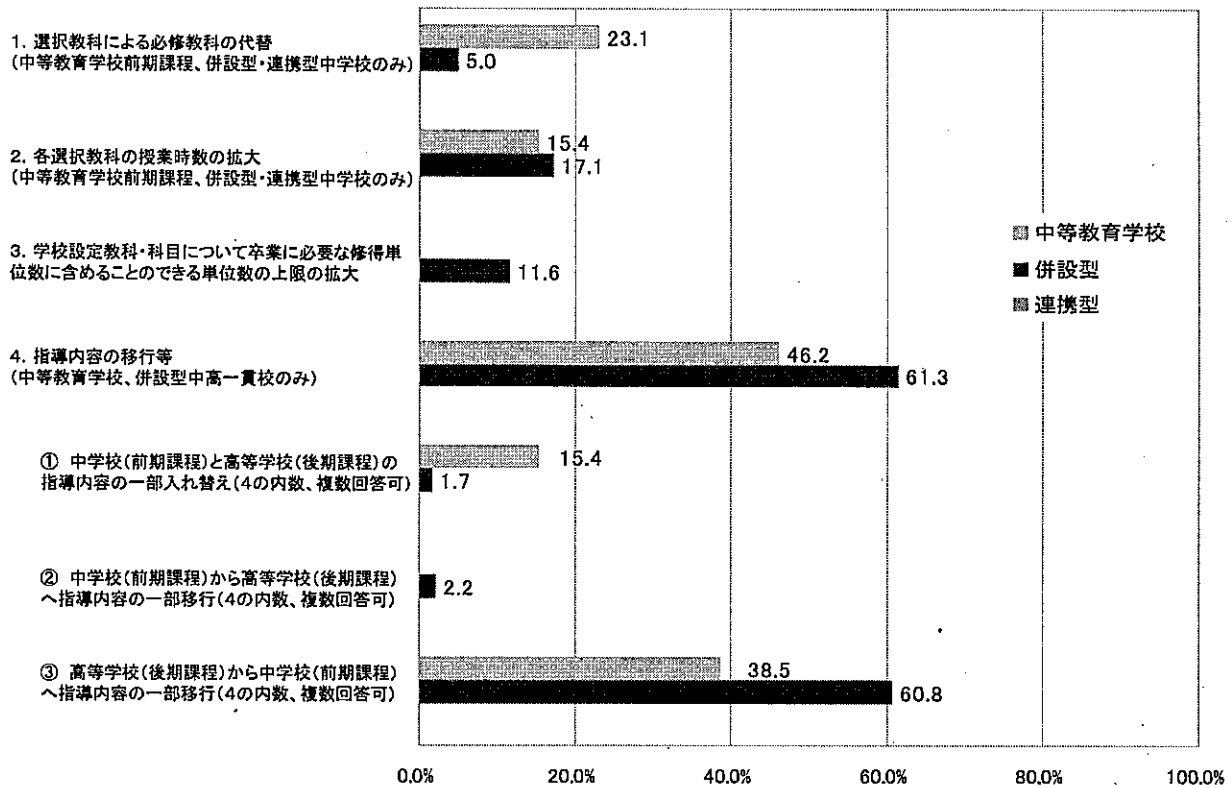
(1)教育課程の基準の特例の活用状況(国公私別)



(1)教育課程の基準の特例の活用状況(公立)



(1) 教育課程の基準の特例の活用状況(私立)

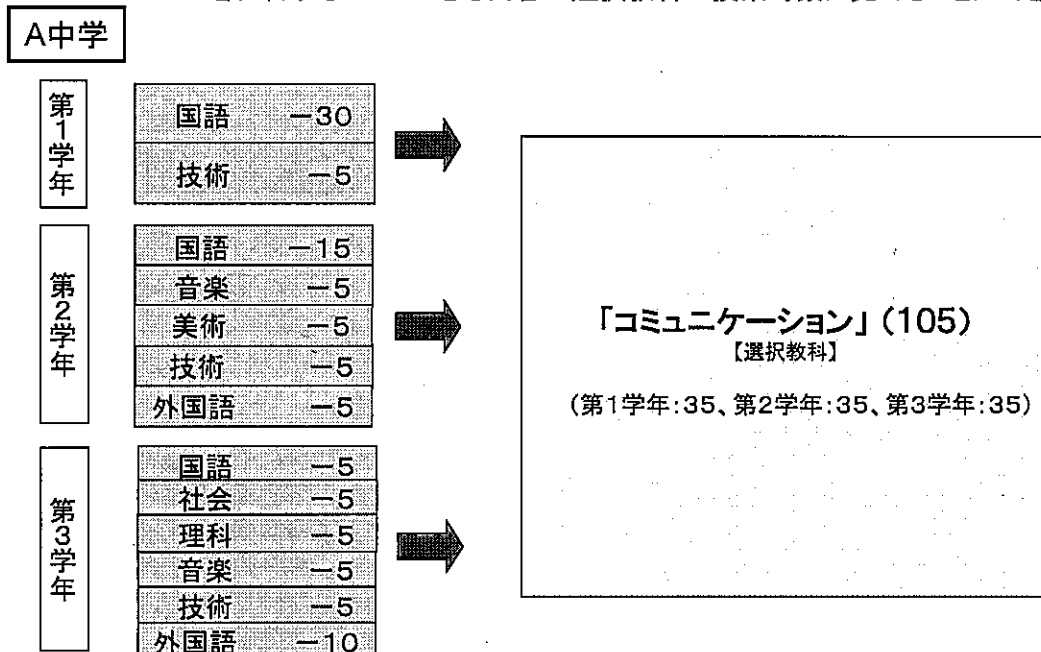


(2) 中高一貫教育校における教育課程上の特例の活用例 ①

1 中学校における必修教科の時数を減じ、選択教科の時数に充てている例

(学校教育法施行規則別表第4備考第5号、平成10年文部省告示第154号1-ロ、平成16年文部科学省告示第61号1-ロ)

(特例の内容) 必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。

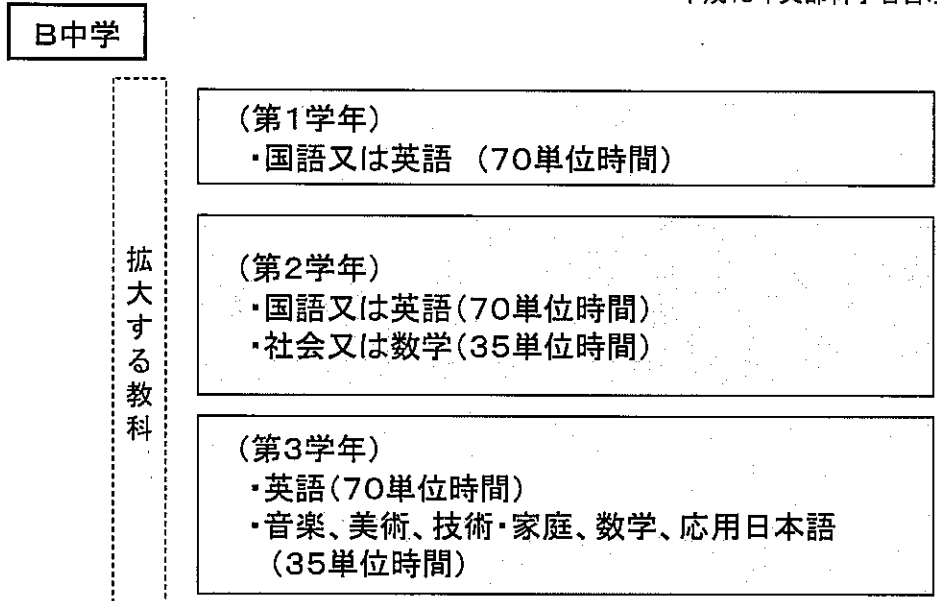


(2) 中高一貫教育校における教育課程上の特例の活用例 ②

2 中学校において、選択教科の時数を拡大している例

(通常、第1学年:年間30単位時間以内、第2, 3学年:年間70単位時間以内)

(学校教育法施行規則別表第4備考第5号、平成10年文部省告示第154号1-イ、平成16年文部科学省告示第61号1-イ)



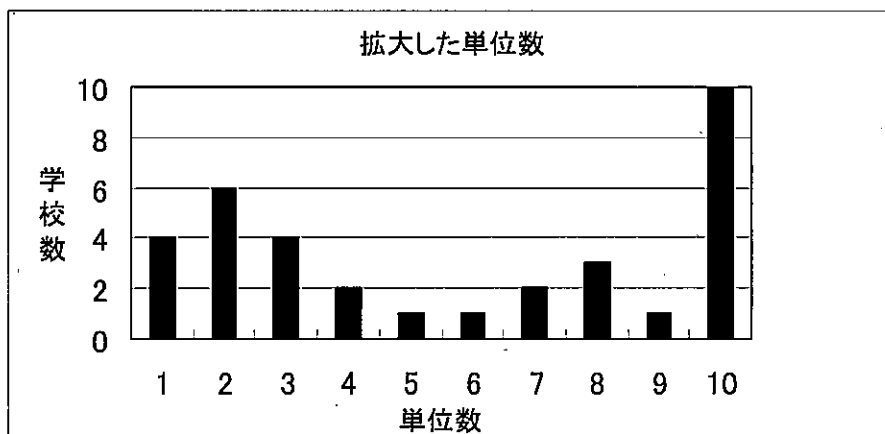
(2) 中高一貫教育校における教育課程上の特例の活用例 ③

3 学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限の拡大(中等教育学校後期課程、併設型・連携型高等学校のみ)

(通常20単位までのところを30単位までとする。)

(学校教育法施行規則別表第4備考第5号、平成10年文部省告示第154号1二、平成16年文部科学省告示第61号1二)

活用している学校34校の具体的な活用状況

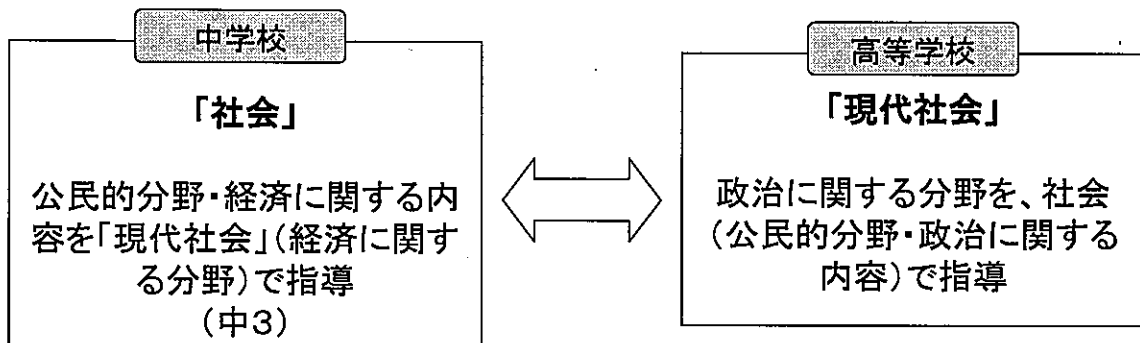


(2) 中高一貫教育校における教育課程上の特例の活用例 ④

4 指導内容の移行(中等教育学校、併設型中高一貫教育校のみ)

① 中学校(前期課程)と高等学校(後期課程)の指導内容の一部入れ替え

(学校教育法施行規則別表第4備考第5号、平成10年文部省告示第154号1三イ)

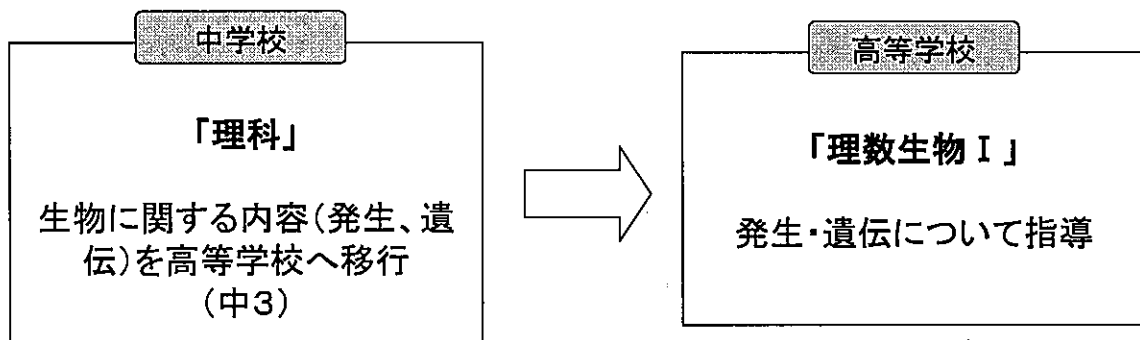


(2) 中高一貫教育校における教育課程上の特例の活用例 ⑤

4 指導内容の移行(中等教育学校、併設型中高一貫教育校のみ)

② 中学校(前期課程)から高等学校(後期課程)への指導内容の一部を移行

(学校教育法施行規則別表第4備考第5号、平成10年文部省告示第154号1三口)

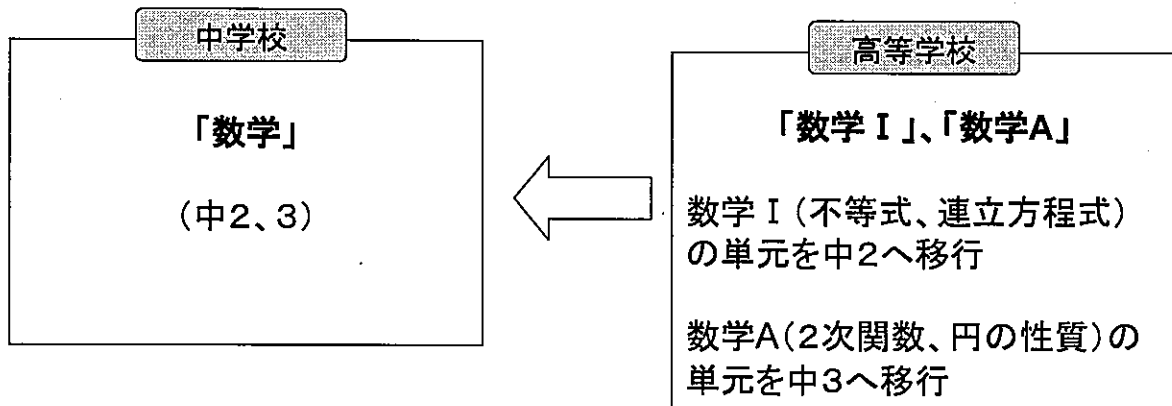


(2) 中高一貫教育校における教育課程上の特例の活用例 ⑥

4 指導内容の移行(中等教育学校、併設型中高一貫教育校のみ)

③ 高等学校(後期課程)から中学校(前期課程)へ指導内容の一部を移行

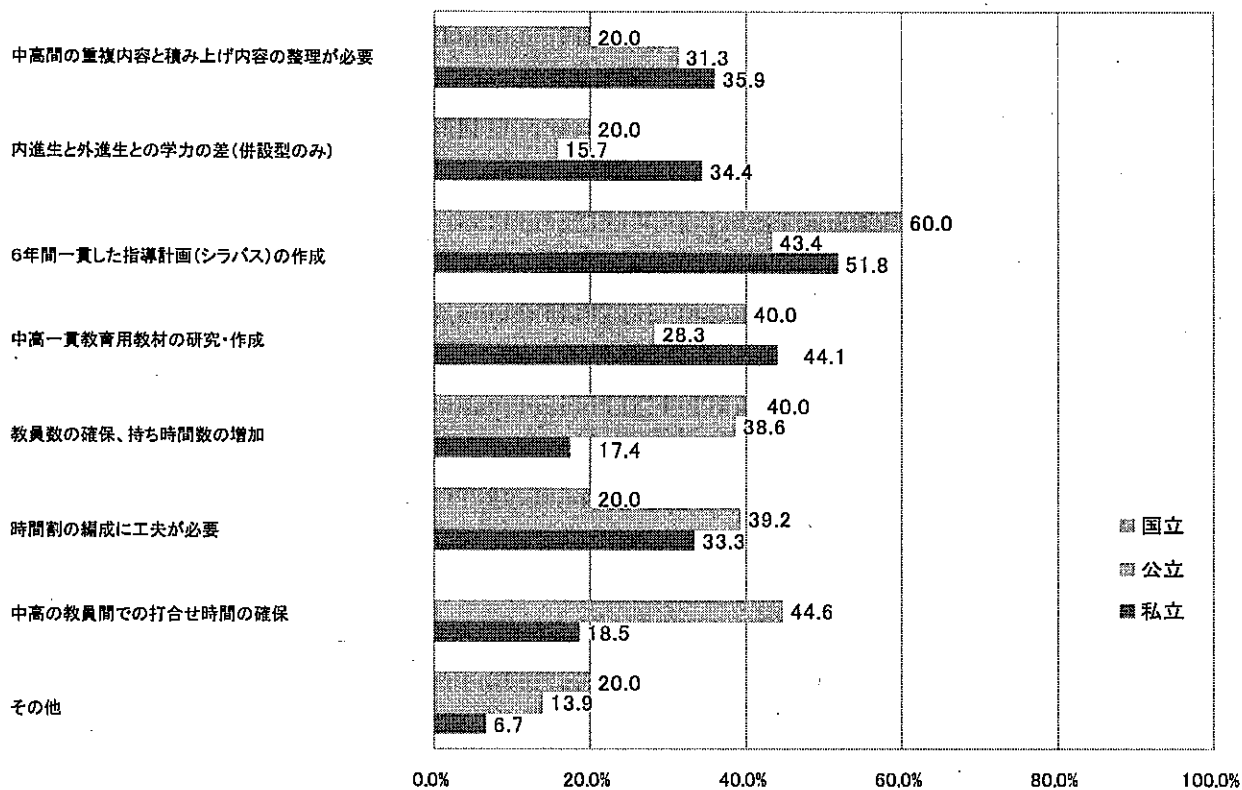
(学校教育法施行規則別表第4備考第5号、平成10年文部省告示第154号1三ハ)



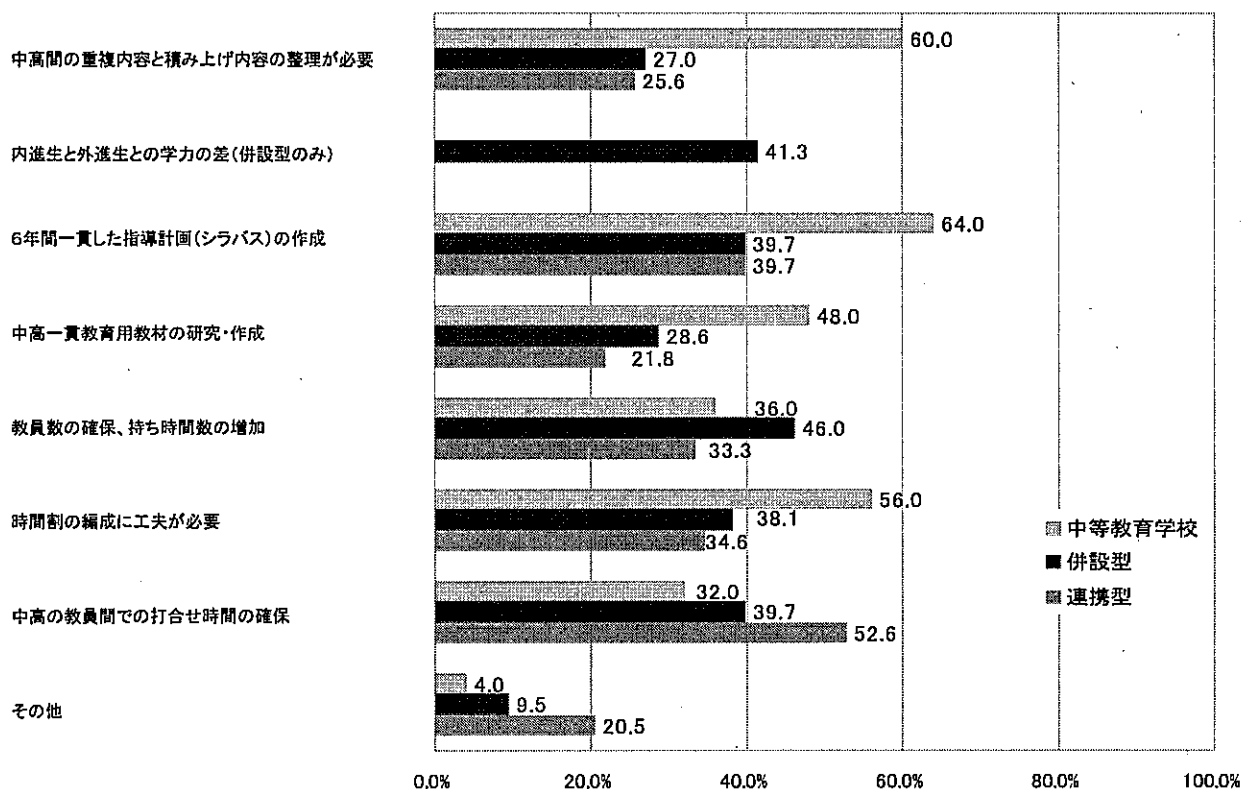
(3) 教育課程の基準の特例を活用した成果(全体)

特例	教育課程の基準の特例を活用した学校の内、成果があったとする学校の割合	左記の成果はどの特例の活用によるものか (成果があったとする学校がどの特例による成果と考えているか)					
		選択教科による必修教科の代替 (中等教育学校前期課程、併設・ 連携型中学校)	各選択教科の授業時数の拡大 (中等教育学校前期課程、併設・ 連携型中学校)	中等教育学校後期課程、併設・ 連携型高等学校の普通科のみ)	学校設定教科・科目について卒業 に必要な修得単位数に含めるこ とのできる単位数の上限の拡大 (中等教育学校後期課程、併設・ 連携型高等学校の普通科のみ)	中学校(前期課程)と高等学校 (後期課程)の指導内容の一部入 れ替え	中学校(前期課程)から高等学校 (後期課程)への指導内容の一部 移行
特色ある教育課程の編成が可能	66.2	17.3	24.8	14.3	3.0	2.3	73.7
学習内容の重複を省くことにより、 効率的な教育が行える	51.2	1.9	8.7	0	7.8	3.9	96.1
学習内容の系統性に配慮した、 効果的な教育が行える	62.2	4.8	13.6	3.2	3.2	3.2	92.8
学力の定着・向上につながっている	64.2	9.3	24.0	6.2	3.1	3.9	80.6
生徒・保護者の満足度が向上	41.3	16.9	30.1	6.0	3.6	1.2	75.9
その他	2.5						

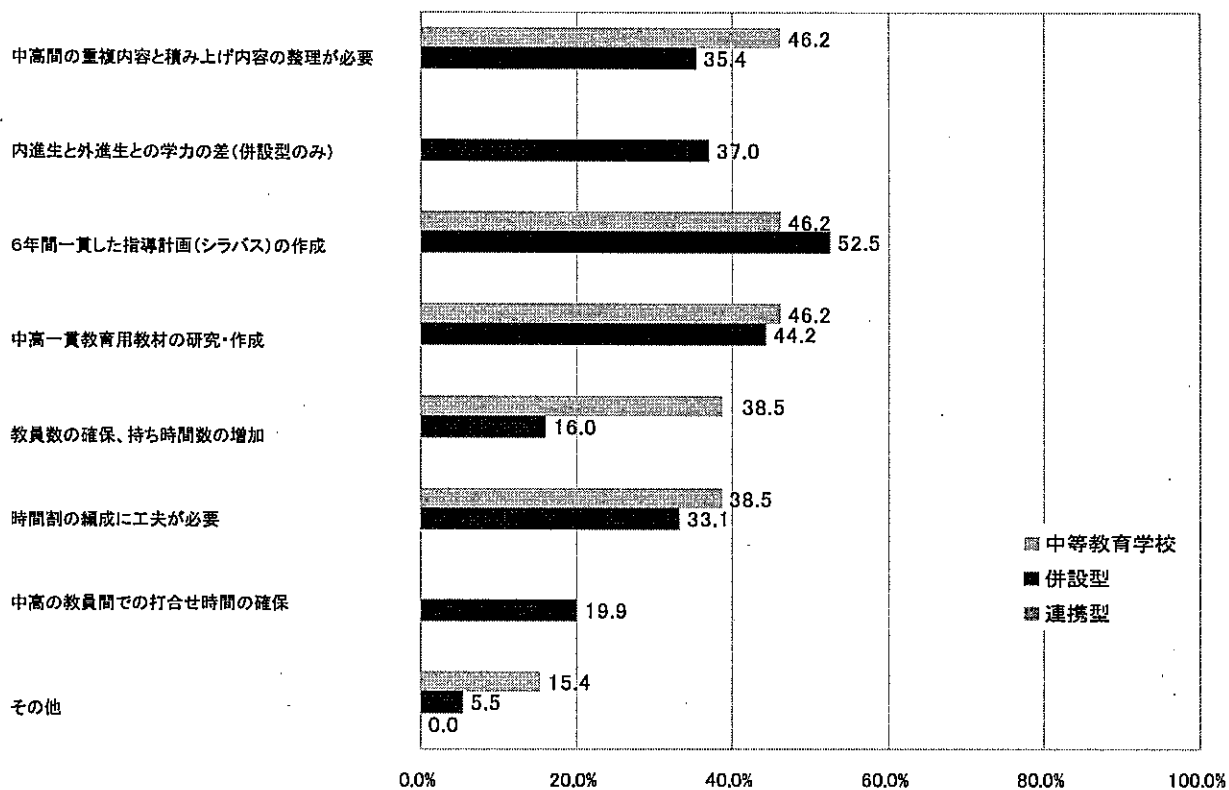
(4) 教育課程の基準の特例の活用にあたっての課題(国公私別)



(4) 教育課程の基準の特例の活用にあたっての課題(公立)

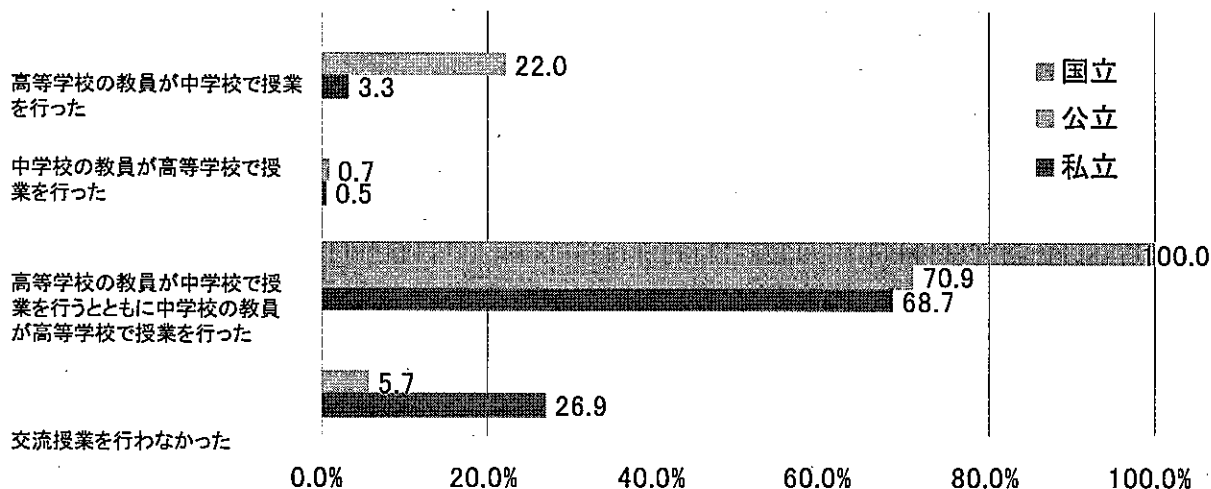


(4) 教育課程の基準の特例の活用にあたっての課題(私立)



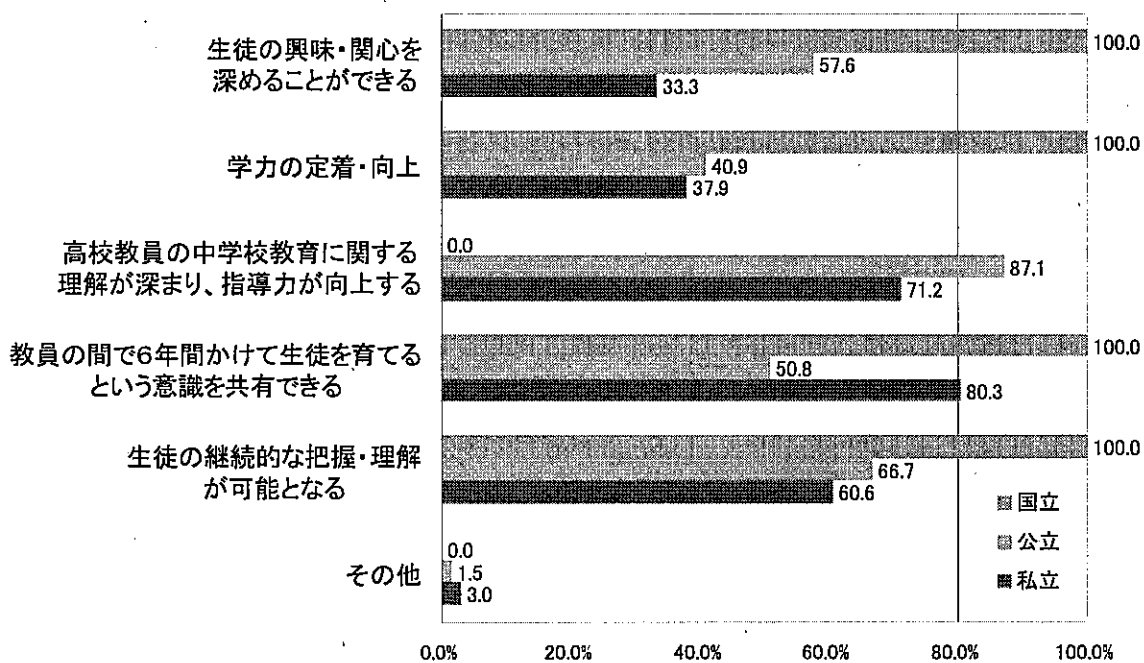
3. 教育活動の状況

(1) 交流授業の実施状況(国公立別)

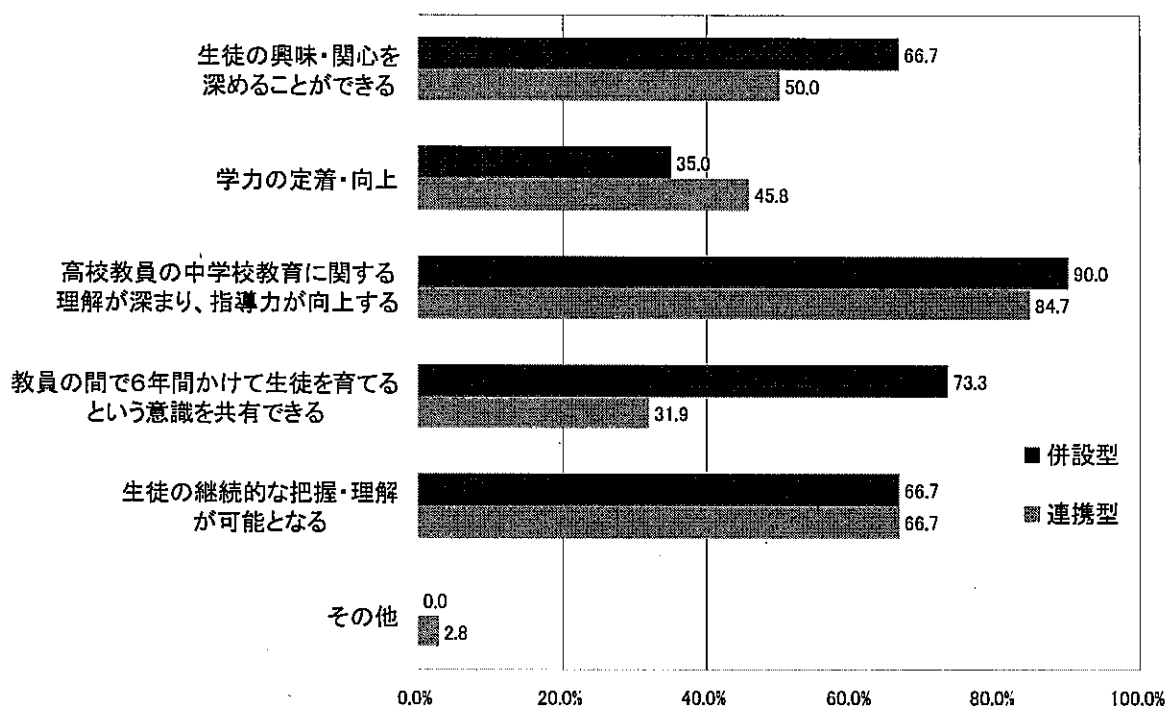


36

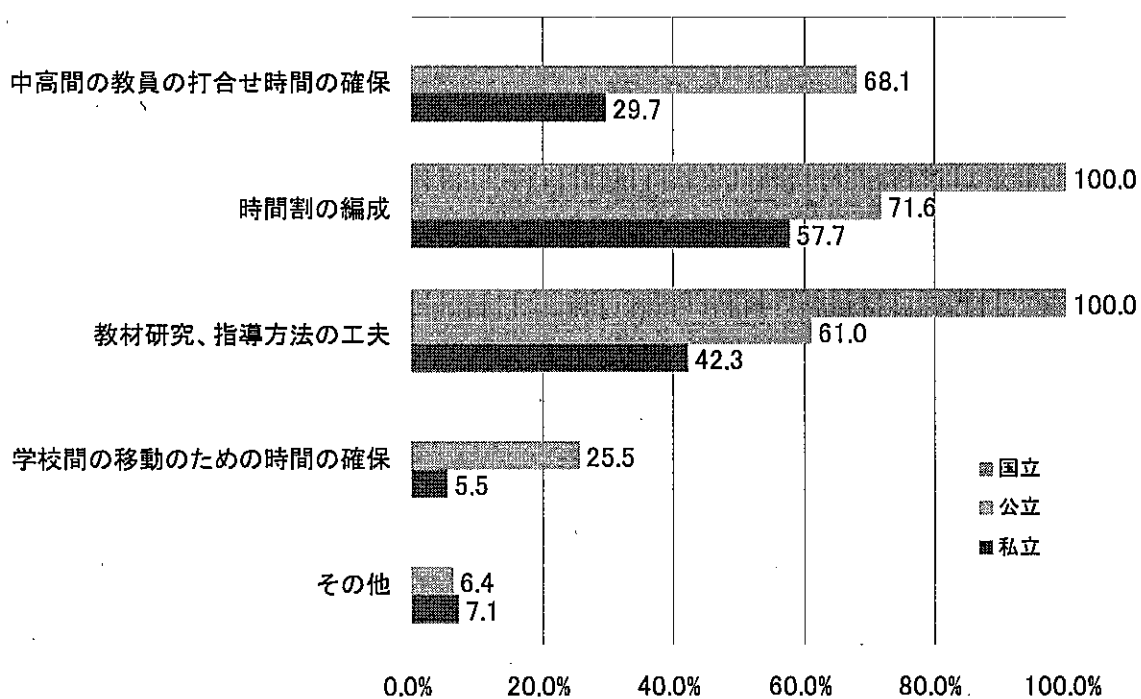
(2) 交流授業による成果(国公立別)



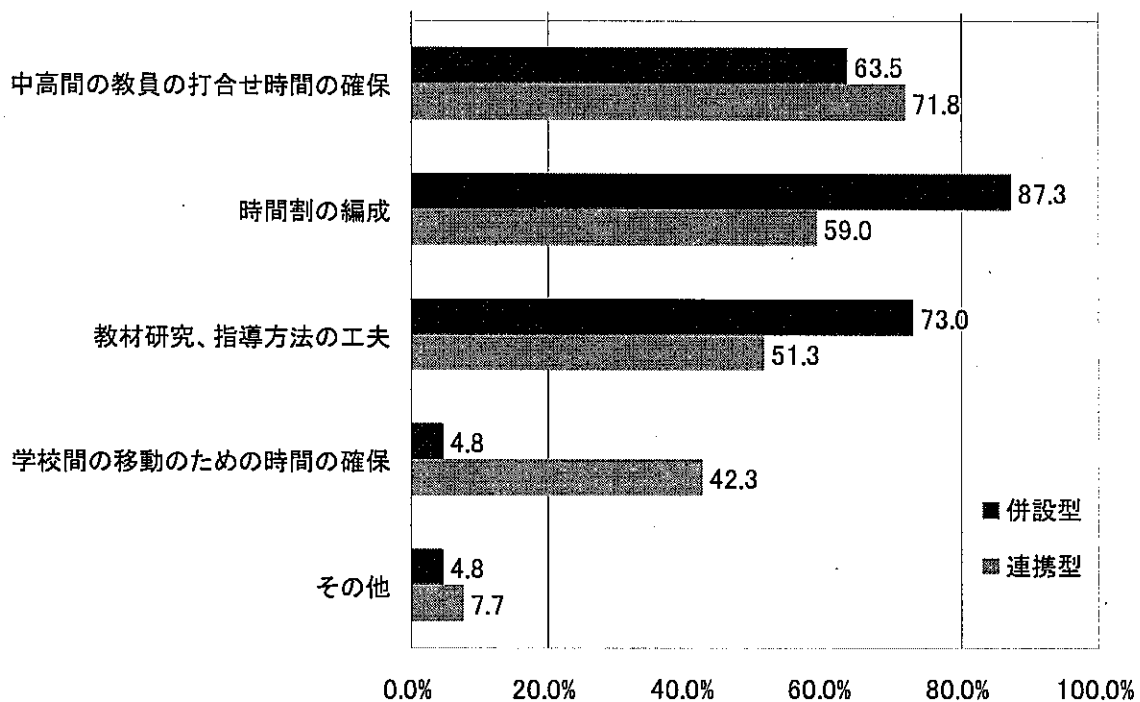
(2) 交流授業による成果(公立)



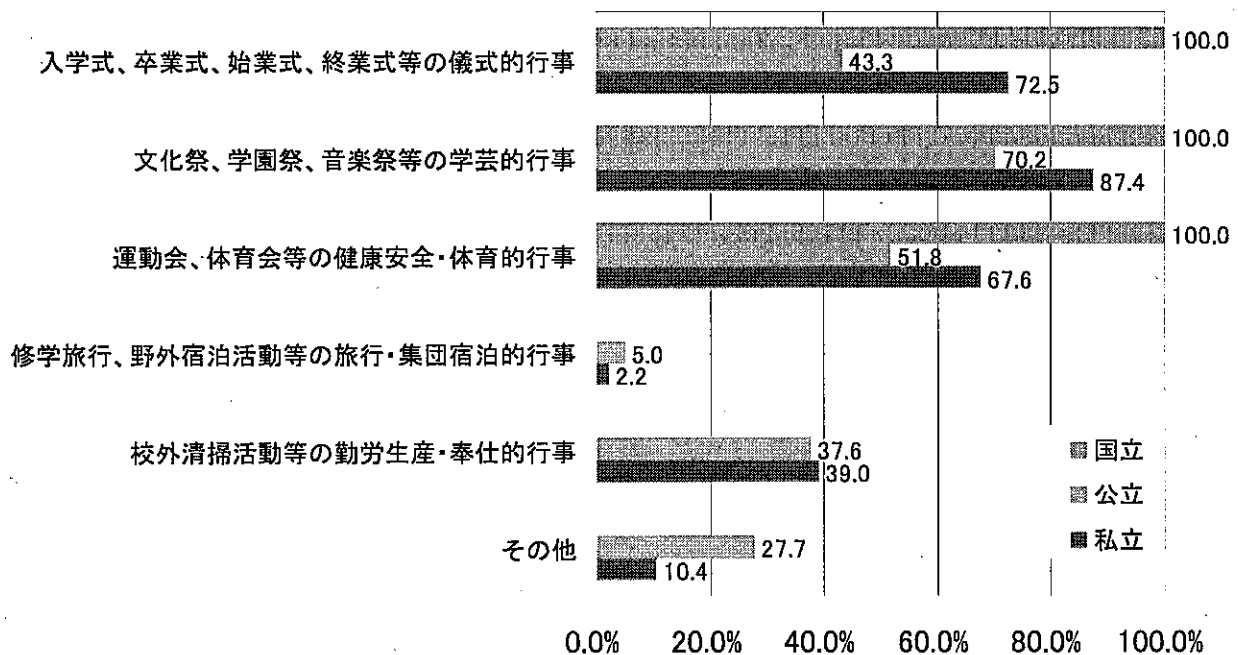
(3) 交流授業実施にあたっての課題(国公立別)



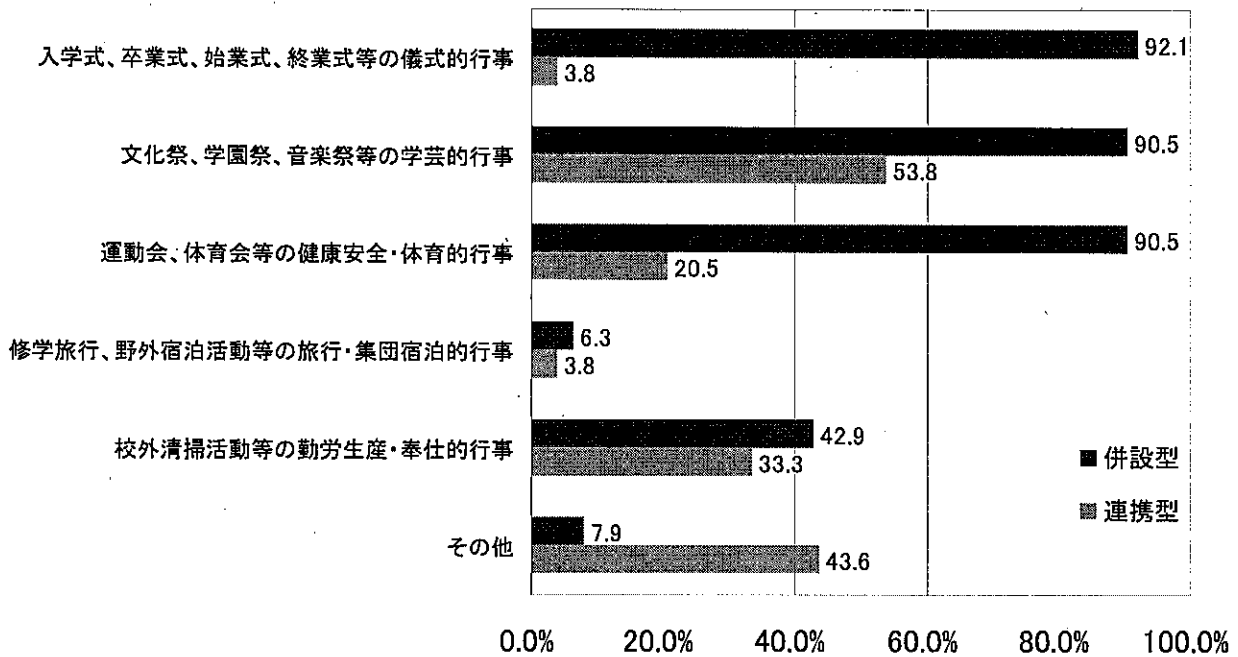
(3) 交流授業実施にあたっての課題(公立)



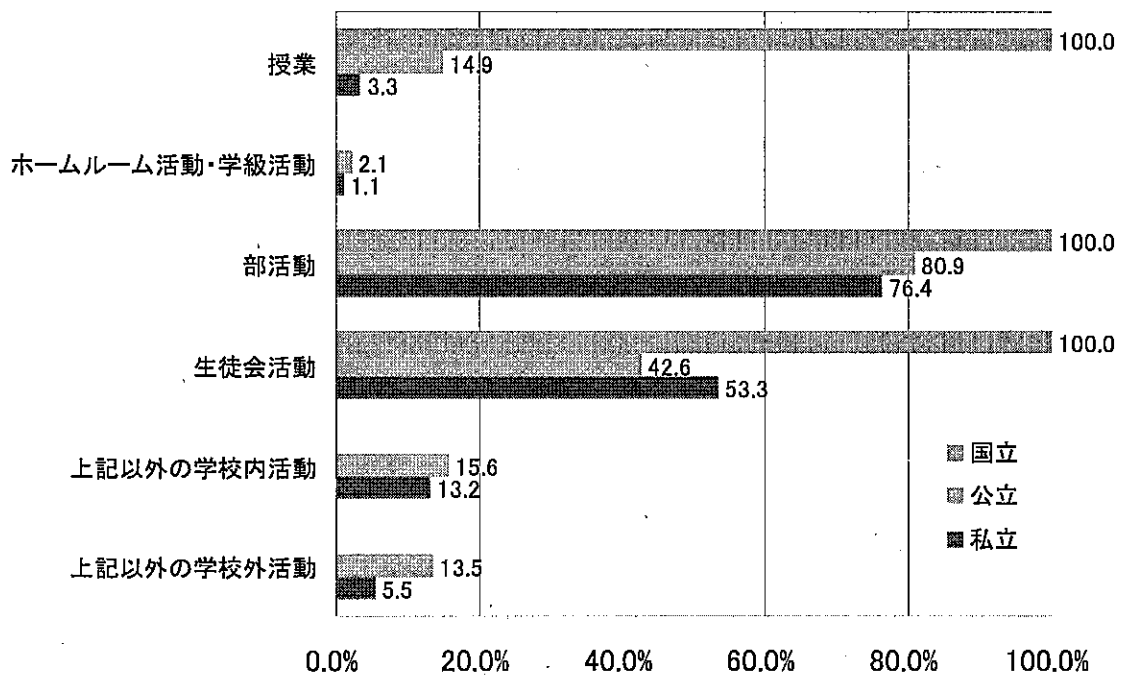
(4) 学校行事について中学校と高等学校が合同で実施した項目 (国公立別)



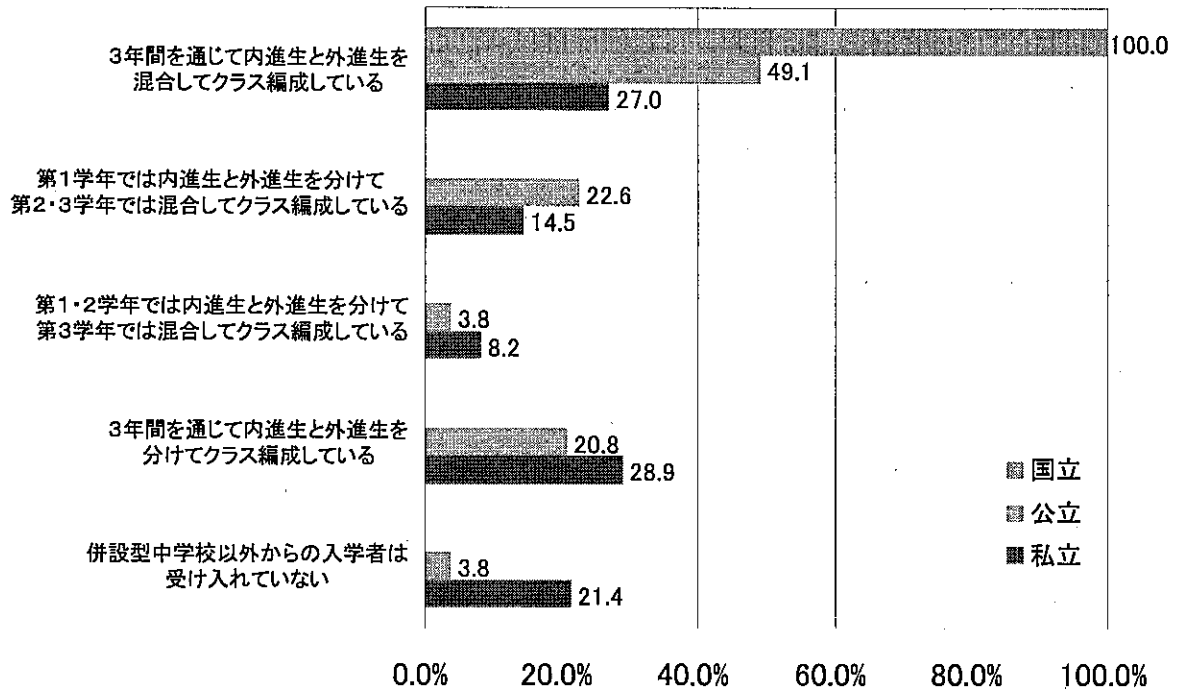
(4) 学校行事について中学校と高等学校が合同で実施した項目 (公立)



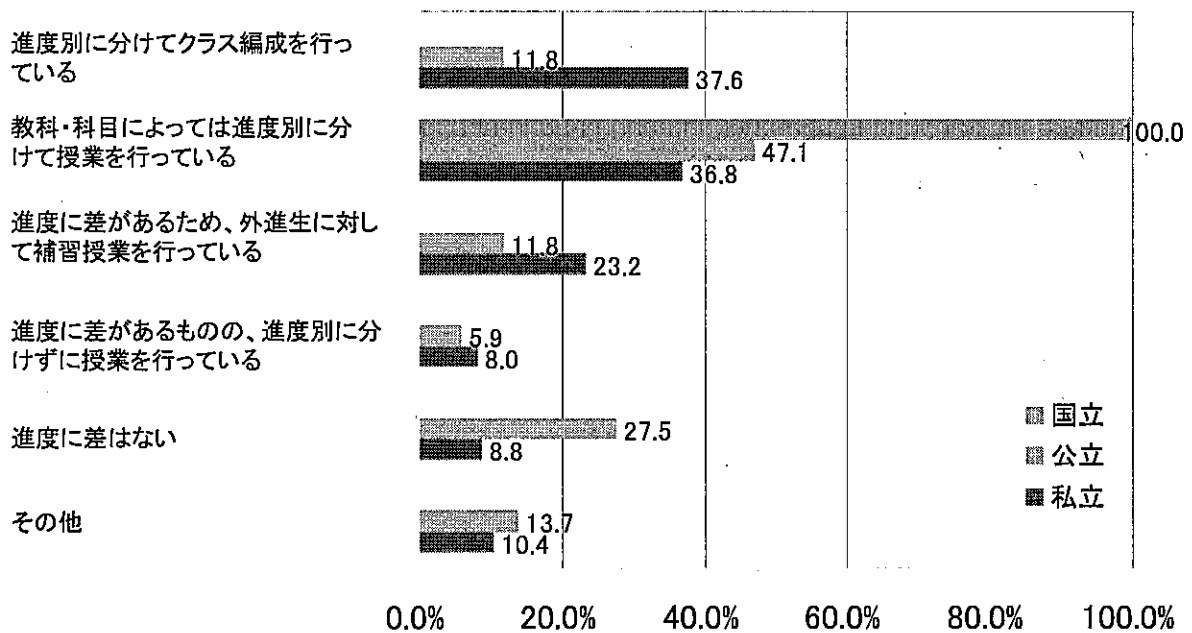
(5) 中学校、高等学校の生徒が合同で行う活動（国公私別）



(6) 内進生と外進生に関するクラス編成(併設型のみ・国公私別)

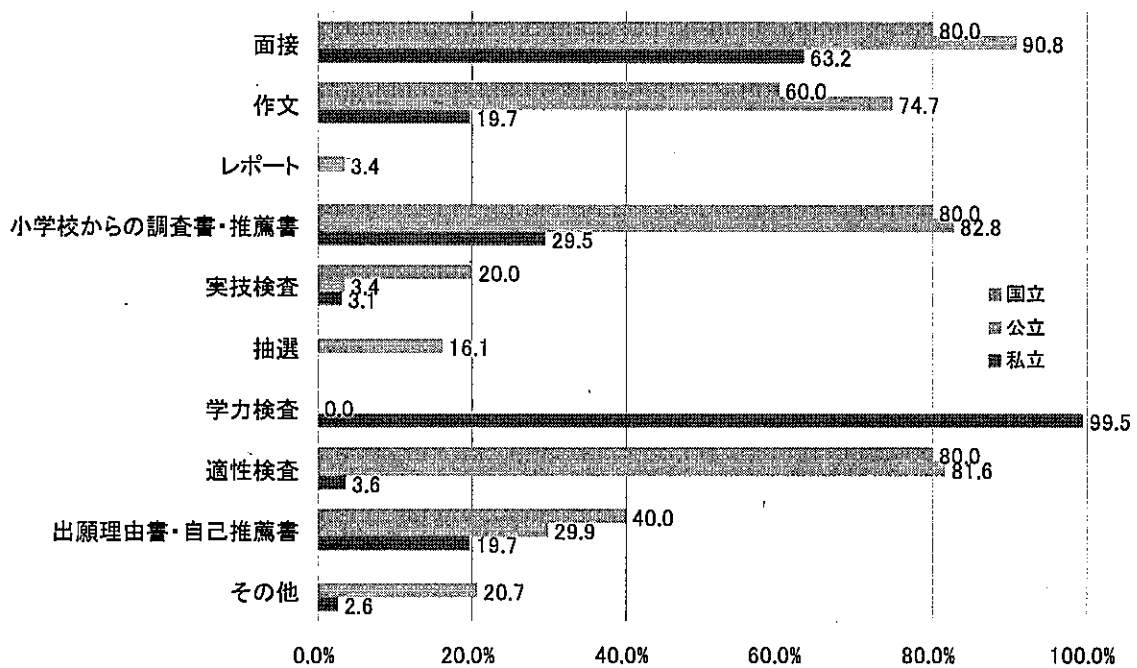


(7) 内進生と外進生の授業の進め方(併設型のみ)

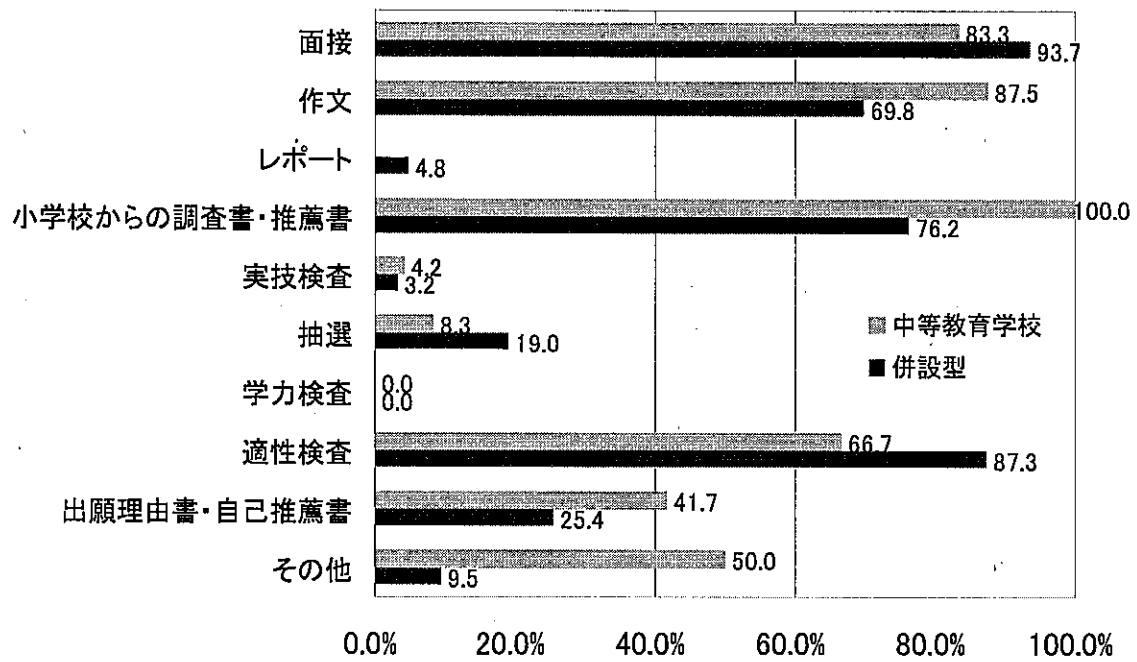


4. 入学者選抜の状況

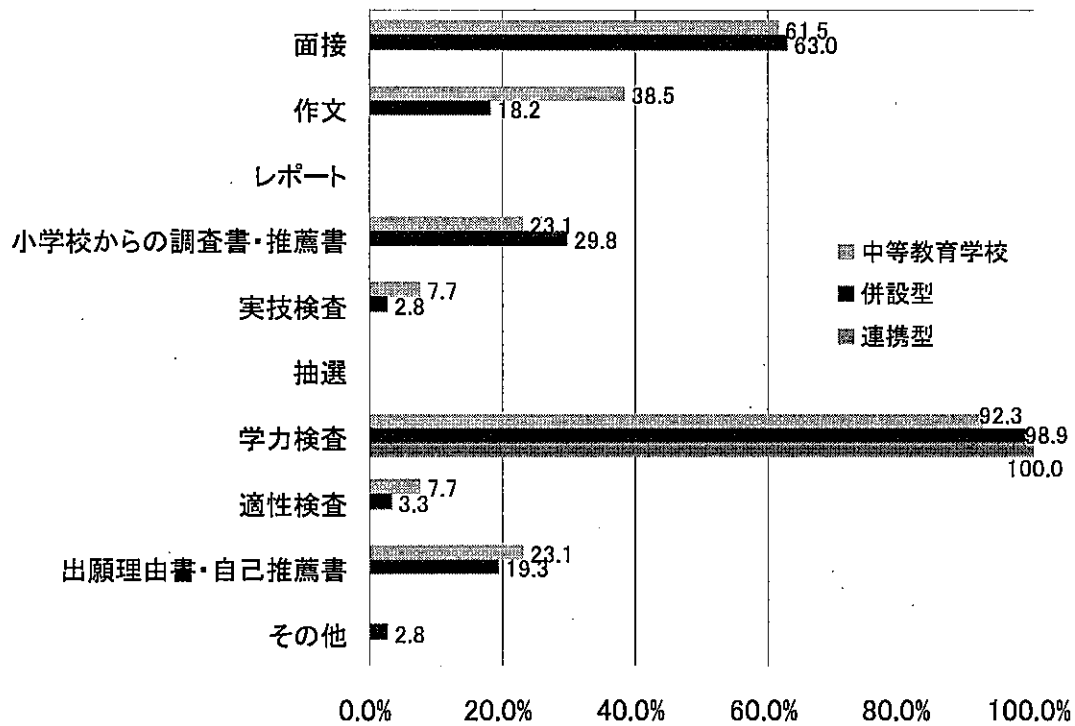
(1)実施している項目①(国公私別)



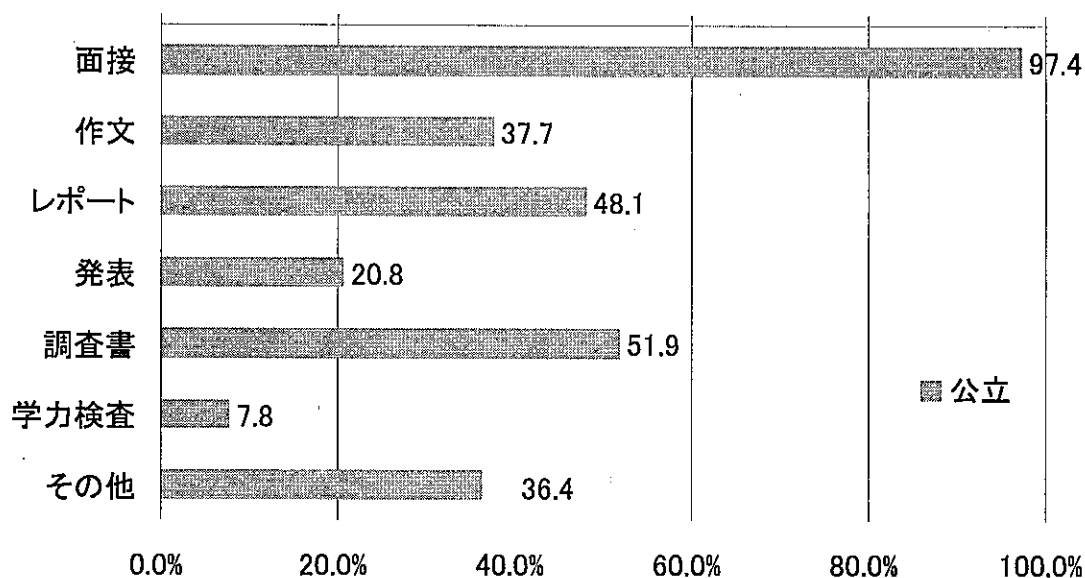
(1)実施している項目②(公立)



(1)実施している項目③(私立)



(2)簡易な入学者選抜について
実施している項目(連携型高等学校のみ)



(3)過去5年間の平均倍率の推移①

【国立】

	中学入試			高校入試		
	中等 (前期)	併設型	連携型	中等 (後期)	併設型	連携型
平成22年度	8.0	6.6			2.0	
平成21年度	8.7	7.0			1.8	
平成20年度	8.8	7.1			1.8	
平成19年度	8.8	7.7			1.9	
平成18年度	7.7	6.8			2.0	

【公立】

	中学入試			高校入試		
	中等 (前期)	併設型	連携型	中等 (後期)	併設型	連携型
平成22年度	3.5	4.1			1.2	0.9
平成21年度	4.5	4.4			1.2	0.9
平成20年度	3.9	5.0			1.3	0.9
平成19年度	3.6	5.1			1.3	0.9
平成18年度	4.1	4.6			1.4	0.8

※併設型における高校入試は内進生及び外進生(進学希望者)の定員に対する割合

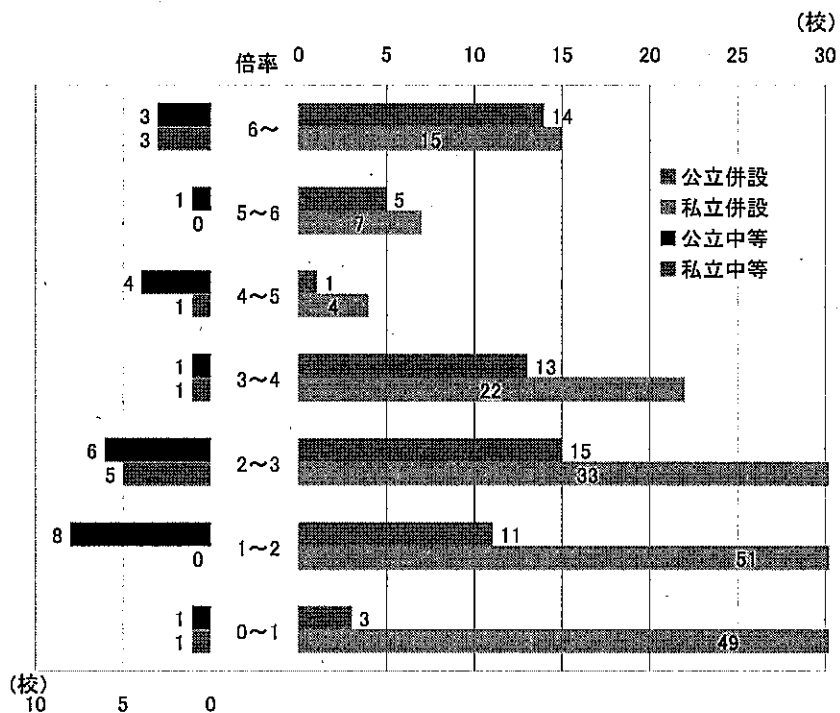
(3) 過去5年間の平均倍率の推移②

【私立】

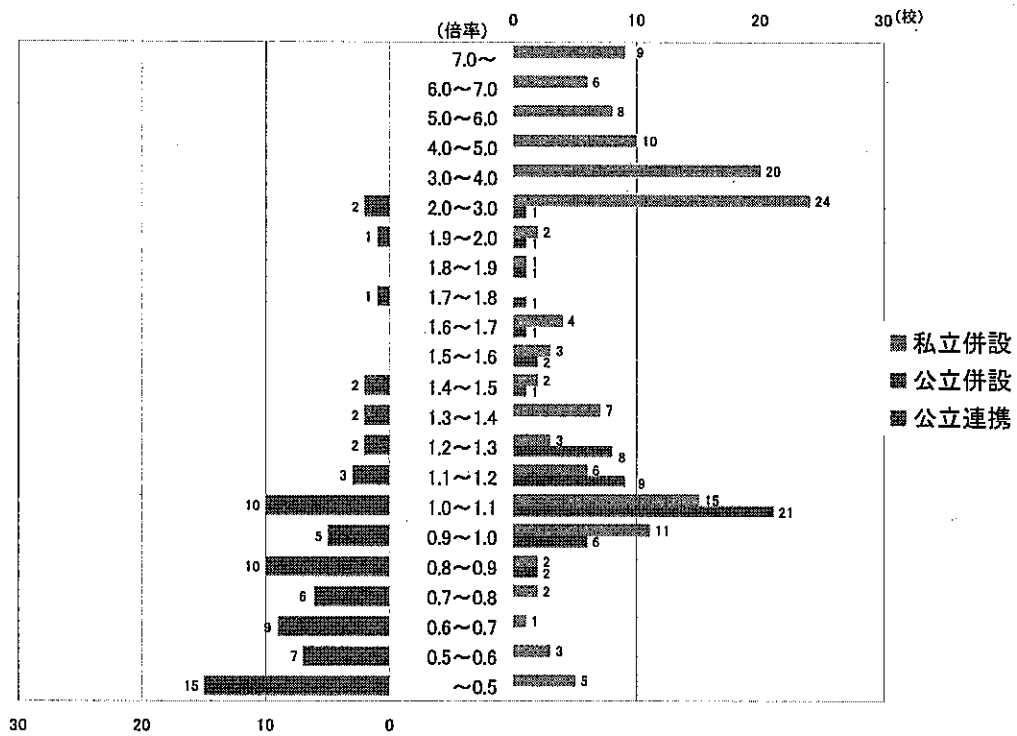
	中学入試			高校入試		
	中等 (前期)	併設型	連携型	中等 (後期)	併設型	連携型
平成22年度	4.8	3.1	1.9		3.3	8.1
平成21年度	4.6	3.3	1.9		3.1	8.4
平成20年度	5.4	3.4	1.7		3.2	8.9
平成19年度	5.2	3.2	1.7		3.5	8.8
平成18年度	4.1	2.8	1.2		3.5	

※併設型における高校入試は内進生及び外進生(進学希望者)の定員に対する割合

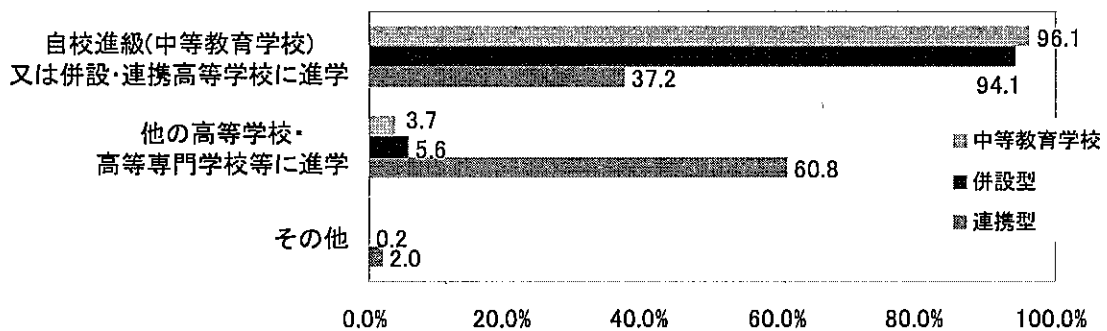
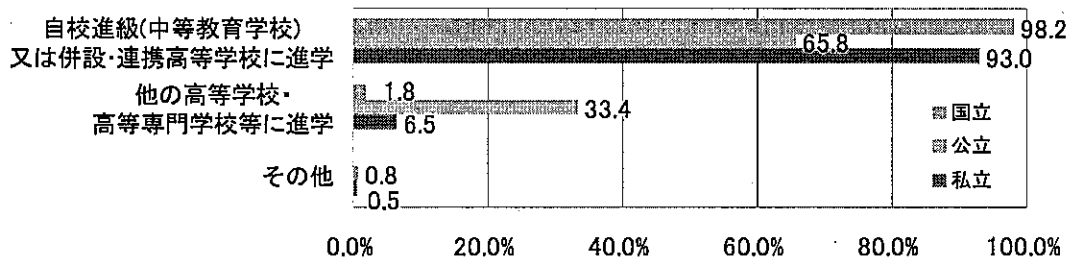
(4) 中等教育学校(前期課程)・併設型中学校(公私立)における入試倍率分布(平成22年度)



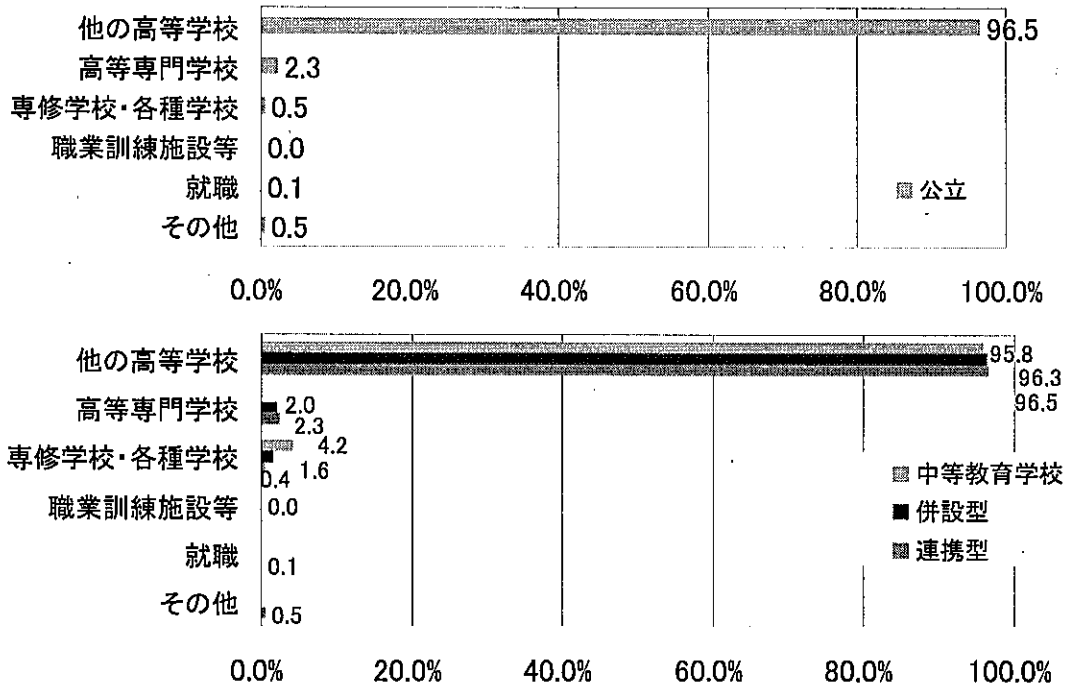
(5) 併設型・連携型高等学校(公私立)における
入試倍率分布(平成22年度)



(6) 平成21年度末における中等教育学校(前期課程)修了者、
併設型・連携型中学校卒業生の高等学校への進学状況



(7) 「他の高等学校・高等専門学校等に進学」の区分
に該当がある場合の具体的な進学先(公立学校のみ)



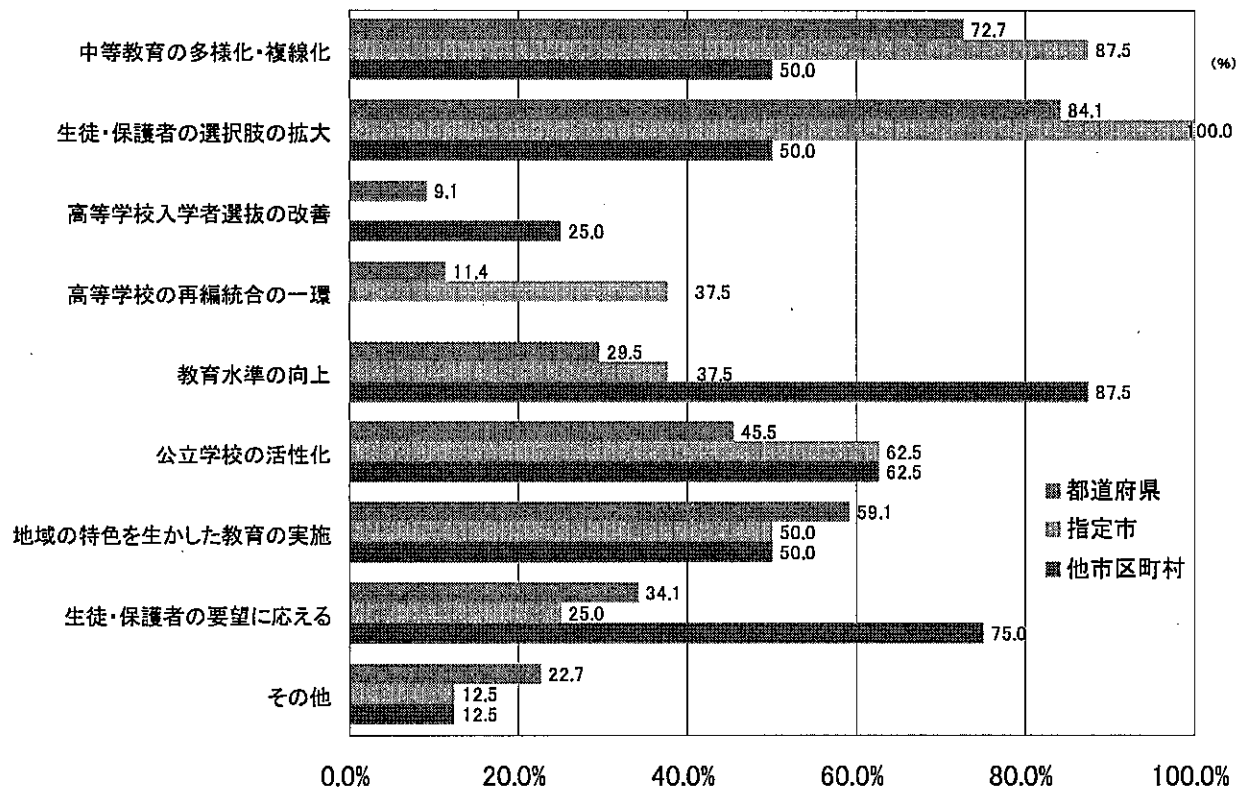
(8) 「他の高等学校・高等専門学校に進学」した場合に
学校がとった対応例

- 本人の進路希望を踏まえた上で保護者を交えた面談を行い、他校への進学意思を確認
- 希望する進学先の概要・特色を説明した上で、本人・保護者の意思を確認
- その他(転居等)

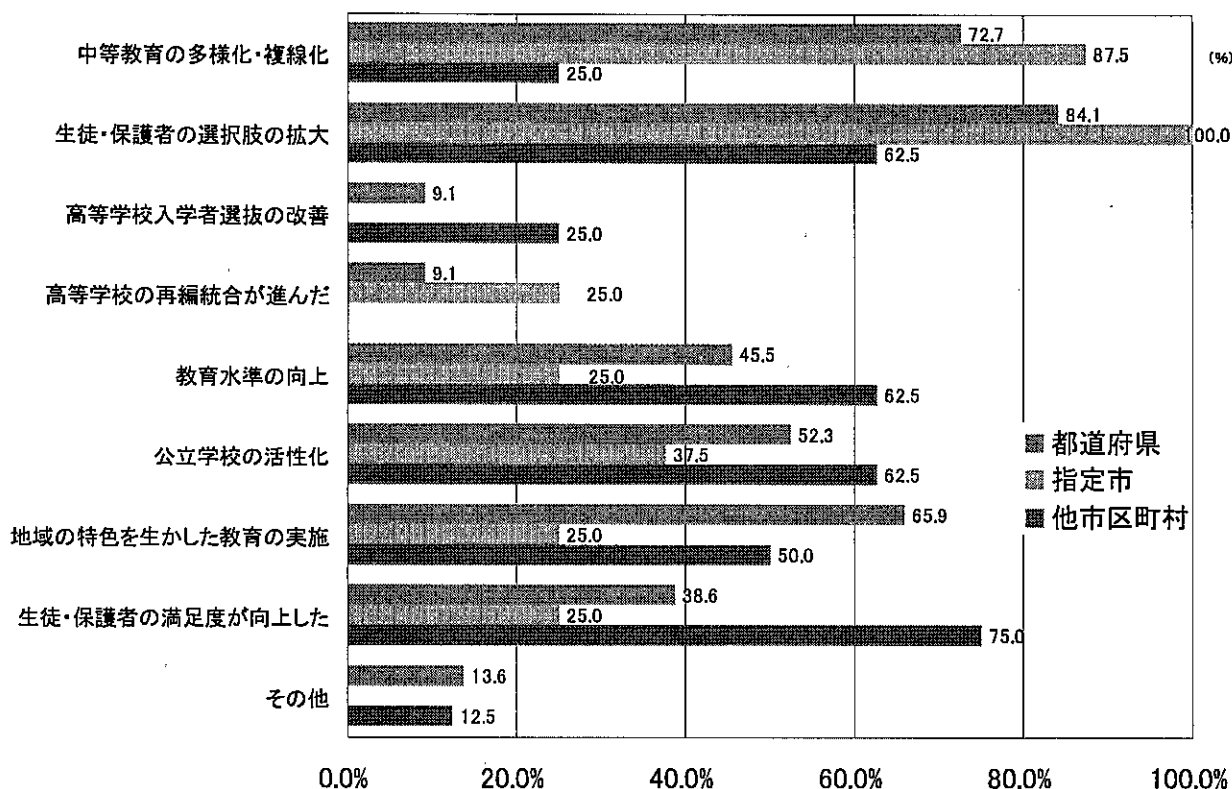
等

5. 教育委員会からの回答

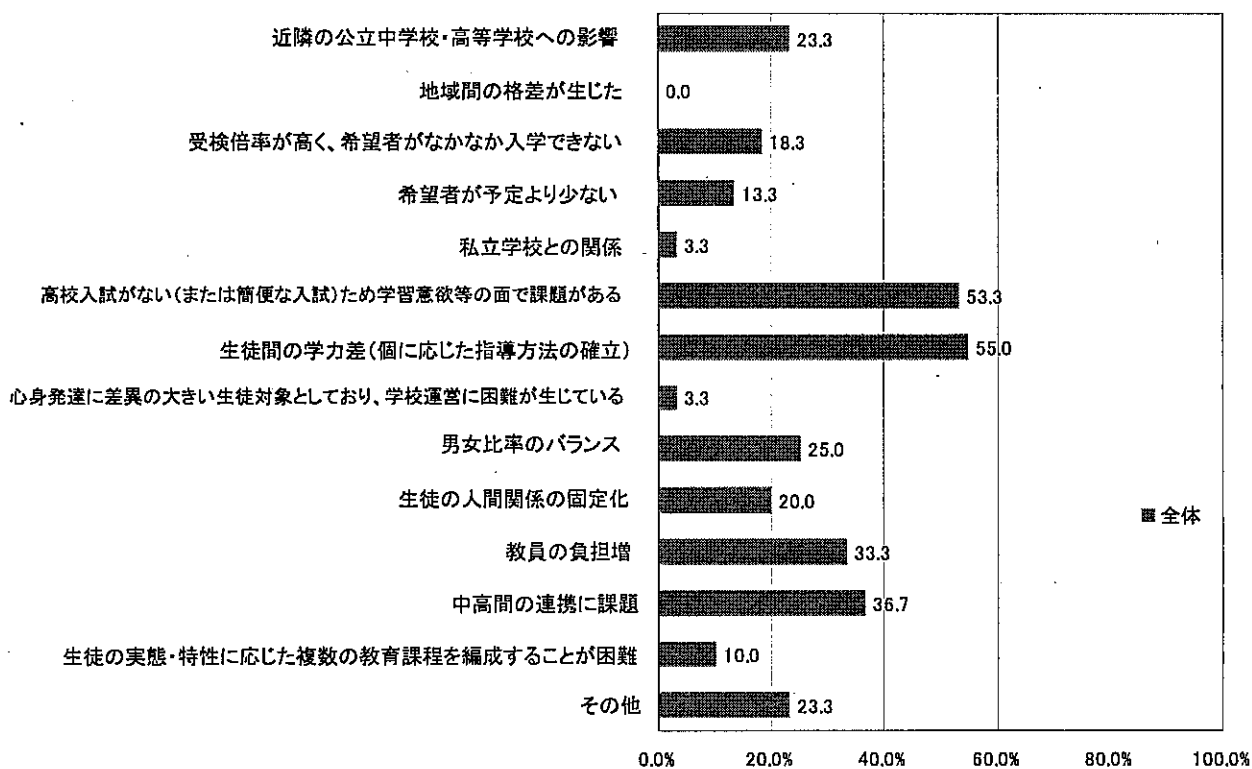
(1) 中高一貫教育校の設置理由



(2) 中高一貫教育校を設置したことの成果



(3) 中高一貫教育校を設置したことに伴う課題



中高一貫教育校に対する教職員の加配状況等

中高一貫教育校に対する教職員の加配状況等に関する調査結果

【調査対象】

中高一貫教育校を置く都道府県教育委員会及び市区町教育委員会

【調査時期】

平成23年1月～2月(平成22年度における各都道府県独自の教職員加配状況等について回答)

【調査結果(各都道府県教育委員会の回答)】

1. 各都道府県独自の教職員の加配状況について

中高一貫教育校を設置している44都道府県のうち、19都府県において、教職員(非常勤を含む。)の加配を行っているとの回答があった。設置形態毎の教職員の加配の状況は以下のとおり。

【中等教育学校】

- 中等教育学校を設置している12都道府県のうち、5都府県において教職員の加配を実施。(全28校中、10校(約36%)において加配)
- 10校のうち、中学段階・高校段階それぞれでの加配が2校、中学段階での加配が8校。
- 10校全体で、教員は40名(1校あたり平均4名)、その他の職員は8名(1校あたり平均0.8人)加配。

【併設型】

- 併設型中高一貫教育校を設置している32都府県のうち、10都府県において教職員の加配を実施。(全68校中、17校(25%)において加配)
- 17校のうち、中学校・高校それぞれでの加配が7校、中学校での加配が4校、高校での加配が6校。
- 17校全体で、教員は31名(1校あたり平均1.8名)、その他の職員は9名(1校あたり平均0.5名)加配。

【連携型】

- 連携型中高一貫教育校を設置している34都道府県のうち、10府県において教職員の加配を実施。(全80校中、21校(約29%)において加配)
- 21校のうち、中学校・高校それぞれでの加配が9校、高校での加配が12校。
- 21校全体で、教員は53名(1校あたり平均2.5名)加配。その他の職員は該当なし。

2. 教職員の加配にあたっての基準

- 中高一貫教育校であり、かつ高等学校の教員が中学校に出向き、TTや習熟度別指導を実施している学校に対し、必要となる教員数を加配。
- 中高一貫教育校であり、かつ、教員の兼務等による連携の取組を行っている学校に対し、教員を加配。
- 中等教育学校のすべてに、中1ギャップ対応のため、非常勤講師を1校につき4名ずつ加配。
- 連携型中高一貫校についてはすべて教員1名を加配。
- 中等教育学校が全寮制の学校のため、寮生徒に対する学習面や生活面におけるきめ細やかな寮教育の取組を行うこと、かつ、中高一貫教育校のため少人数指導の取組を行うこと等を目的として教員を加配。等

3. 教職員定数の算定上の中高一貫教育校に対する特別な人的配置について

- 中高一貫教育に関わる高等学校に対し、国の定数を使い配置数を多くしている。
- 連携型の中高一貫教育校においては、同規模の高校の教職員定数よりも1名加算している。
- 習熟度等の少人数授業等の取組を行っている学校に対して、他の学校と同じ規模であっても、教職員定数算定上特別な取扱をしている。
- 校種間の乗り入れ授業の取組を行っている学校に対して、乗り入れ状況に応じて教職員定数の算定上特別な取扱をしている。
- 他の中学校や高校と比較して、同じ規模であっても、寮教育を行っていること、少人数指導の取組をおこなっていること等により教職員定数上特別な取扱をしている。
- 併設型の中学校に他の同規模校の中学校より1名教員を多く配置している。等

4. その他、中高一貫教育校に関する人事上の配慮事項等について

- 中学校、高校両方の教員免許を持った者を配置するよう配慮している。
- 中高一貫教育重点校として県教育委員会が指定し、教員の公募制度を実施している。
- 中高一貫教育校へ配置する教員を対象に中高一貫教育校教員養成研修を実施している。
- 連携型中高一貫教育校については、人事異動による教員の相互交流を行っている。
- 連携する高校と中学校の間で、一定数の教員に対し、兼務発令を行っている。等

【調査結果(各市区町の回答)】

1. 各市区村県独自の教職員の加配状況について

中高一貫教育校を設置している16市区町のうち、4市において、教職員(非常勤を含む。)の加配を行っているとの回答があった。
(中等教育学校1校において、高校段階での加配が3名。併設型中高一貫校3校において、高校段階での加配が37名(中高一貫校以外の事由での加配を含む。))

2. 教職員の加配にあたっての基準

- 授業を少人数展開で行うため、教員を加配している。
- 中高一貫校として、学校設定教科「コミュニケーション」の授業、中高教員が相互に乗り入れる授業、習熟度別や進路希望別などの少人数編制による授業などの特色ある取組を行うことに対し、教員の加配を措置している。

3. 教職員定数の算定上の中高一貫教育校に対する特別な人的配置について

- 中高一貫推進室長を置き、中学・高校間の連携に係る仕事を行っている。等

4. その他、中高一貫教育校に関する人事上の配慮事項等について

- 前期課程においても、県教育委員会に依頼し、高等学校の教員を一定数配置するように配慮している。等

中央教育審議会 初等中等教育分科会
学校段階間の連携・接続等に関する作業部会の設置について

平成 21 年 7 月 6 日
初等中等教育分科会決定

1 設置の目的

学校段階間の連携・接続等について専門的な調査審議を行うため、初等中等教育分科会に「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 委員等

- (1) 作業部会の委員は、初等中等教育分科会長が指名する。
- (2) 作業部会に主査を置き、作業部会の互選により選任する。
- (3) 主査に事故があるときは、主査が作業部会に属する委員のうちからあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 作業部会においては、必要に応じ、作業部会の委員以外の者の協力を得ることができる。

3 主な検討事項

- (1) 学校段階間の連携・接続について
- (2) 優れた才能や個性を伸ばす学習機会について
- (3) その他

4 設置期間

本作業部会は、3の主な検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5 その他

ここに定めるもののほか、議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。

学校段階間の連携・接続等に関する教育振興基本計画等の記述について

○教育振興基本計画 <抜粋> (平成20年7月1日閣議決定)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- ① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

◇ 総合的な学力向上策の実施

- ・ 6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する。

○「規制改革推進のための3か年計画」<抜粋>

(平成21年3月31日閣議決定)

- 中高一貫教育制度は、平成11年度の導入から約10年が経過していることを踏まえ、中高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行う。
- その上で、中央教育審議会において、各界の意見を聴取した上で、中高一貫教育制度について、現段階における検証を行い、改善方策等について検討する。

【平成21年度中に検討開始】

○ その他の答申

「規制改革推進のための第3次答申」<抜粋>

(平成20年12月22日規制改革会議答申)

- 中高一貫教育制度の趣旨を逸脱していると思われる学校が散見されるため、制度の趣旨について改めて周知すべきである。
- 公立中高一貫教育校の実態を把握し、以下の指摘を踏まえ、問題点・課題の点検・検証や改善方策等の検討を実施し、本来の在り方に則して運営するよう、結論を得て抜本的な改善を図るべき。

【指摘事項】

- ① 結果として学力を問うこととなる適性検査を行わない
 - ② 抽選を必須とし、その倍率を3倍以上とする
 - ③ 子女の家庭状況の調査を実施する
 - ④ 入学承諾書の提出を地域公立中学校と同時期とする
 - ⑤ いわゆるエリート進学校への併設等を見直す
 - ⑥ 私立学校との協議の場を保障する
- ※ 私立と同等の授業料等を中学・高校ともに必ず徴収するという制度をとった場合には、競争条件が同等となるので、上記①～⑥は適用されなくてよい。

学校段階間の連携・接続等に関する作業部会 審議の経過

○第1回 平成22年11月11日(木) 13:00~15:00

- 議題 (1) 主査の選任等について
(2) 作業部会における検討事項について
(3) 中高一貫教育の現状等について

○第2回 平成22年12月13日(月) 13:00~15:00

- 議題 (1) 中高一貫教育校における特色ある教育の展開や教育課程の特例の活用状況について
・中高一貫教育校からのヒアリング
兵庫県立芦屋国際中等教育学校
滋賀県立守山中学校・高等学校
立命館宇治中学校・高等学校
(2) その他

○第3回 平成23年 1月20日(木) 10:00~12:00

- 議題 (1) 中高一貫教育校における学習意欲の向上を図る取組や入学者選抜等について
・委員からのプレゼンテーション
河合 優年 委員
直原 裕 委員
志田 重道 委員
(2) その他

○第4回 平成23年 3月 3日(木) 15:00~17:00

- 議題 (1) 主査の選任等について
(2) 中高一貫教育校における異年齢集団の活動や教職員の負担への対応等について
・委員からのプレゼンテーション
河合 優年 委員
・中高一貫教育校からのヒアリング
名古屋大学教育学部附属中・高等学校
長崎県立佐世保北中学校・高等学校
(3) その他

○第5回 平成23年 5月30日(月) 15:00~17:00

- 議題 (1) 中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理(案)について
(2) その他

○第6回 平成23年 6月22日(水) 10:00~12:00

- 議題 (1) 中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理(案)について
(2) その他

中央教育審議会初等中等教育分科会
学校段階間の連携・接続等に関する作業部会
委員名簿

委員	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
臨時委員	向山 行雄	帝京大学大学院教授、全国連合小学校長会顧問
専門委員	青木真佐枝	東京都公立高等学校PTA連合会副会長
	井上 洋	社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長
	上野 信雄	千葉大学大学院融合科学研究科教授
	小川 暢久	学校法人市川学園市川中学校・高等学校長
	河合 優年	武庫川女子大学教育研究所教授・大学院臨床教育学研究科長
	志田 重道	新潟県立柏崎翔洋中等教育学校長
	清水 哲雄	学校法人鷗友学園常務理事
	直原 裕	東京都教育庁都立学校教育部長
	古川 治	甲南大学教職教育センター特任教授
	柳原なほ子	インテル株式会社教育プログラム推進部部長
	山本 和臣	社団法人日本PTA全国協議会常務理事 前広島県PTA連合会会長

(平成23年6月22日現在)